

平成 18 年 第 3 回

宿毛市議会定例会会議録

平成18年 9 月 13日 開会

平成18年 9 月 26日 閉会

平成十八年第三回宿毛市議会定例会会議録

宿毛市議会事務局

平成18年第3回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成18年9月13日 水曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第30号まで	4
(提案理由の説明)	
市 長	4
(議案第1号)	
質 疑	7
委員会付託省略	7
討論・表決	7
散 会 (午前11時38分)	
----- . . . -----	
第 2 日 (平成18年9月14日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成18年9月15日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成18年9月16日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成18年9月17日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成18年9月18日 月曜日)	休会
----- . . . -----	
第 7 日 (平成18年9月19日 火曜日)	
議事日程	9
本日の会議に付した事件	9

出席議員	9
欠席議員	9
事務局職員出席者	9
出席要求による出席者	9
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	11
1 中平富宏議員	11
市 長	12
中平富宏議員	14
市 長	17
中平富宏議員	18
市 長	19
中平富宏議員	20
市 長	20
中平富宏議員	21
2 浅木 敏議員	21
市 長	26
教 育 長	29
浅木 敏議員	31
市 長	34
教 育 長	35
浅木 敏議員	36
市 長	37
浅木 敏議員	37
3 沖本年男議員	37
市 長	42
教 育 長	47
沖本年男議員	48
市 長	51
教 育 長	52
沖本年男議員	53
市 長	54
沖本年男議員	54
総務課長	55
沖本年男議員	55
4 西村六男議員	55
市 長	57

西村六男議員	58
市 長	60
西村六男議員	60
市 長	62
西村六男議員	62
延 会 (午後 3時55分)	

----- . . ----- . . -----

第 8日 (平成18年9月20日 水曜日)

議事日程	65
本日の会議に付した事件	65
出席議員	65
欠席議員	65
事務局職員出席者	65
出席要求による出席者	65
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	67
1 有田都子議員	67
市 長	69
教 育 長	71
有田都子議員	73
市 長	77
教 育 長	78
有田都子議員	79
2 中川 貢議員	79
市 長	81
教 育 長	81
中川 貢議員	82
教 育 長	82
中川 貢議員	82
教 育 長	83
中川 貢議員	83
教 育 長	84
中川 貢議員	84
教 育 長	85
3 寺田公一議員	85
市 長	86
教 育 長	87

寺田公一議員	88
市 長	89
教 育 長	89
生涯学習課長	89
寺田公一議員	89
生涯学習課長	90
寺田公一議員	90
4 菊地 徹議員	90
市 長	92
教 育 長	94
菊地 徹議員	96
市 長	97
教 育 長	98
菊地 徹議員	98
散 会 (午後 2時20分)	

----- . . ----- . . -----

第 9日 (平成17年9月21日 木曜日)

議事日程	99
本日の会議に付した事件	99
出席議員	99
欠席議員	99
事務局職員出席者	99
出席要求による出席者	99

開 議 (午前10時00分)

○日程第1 議案第1号から議案第14号まで及び議案第16号から議案

第30号まで	101
質疑	101
1 中平富宏議員	101
企画課長	101
商工観光課長	102
上下水道課長	103
中平富宏議員	105
総務課長	105
中平富宏議員	105
企画課長	106
商工観光課長	106
中平富宏議員	107

委員会付託省略（議案第1号及び議案第16号から議案第22号まで）……………	108
委員会付託（議案第23号から議案第30号まで）……………	108
散 会（午前10時51分）	
議案付託表……………	109
----- . . . ----- . . . -----	
第10日（平成18年9月22日 金曜日） 休会	
----- . . . ----- . . . -----	
第11日（平成18年9月23日 土曜日） 休会	
----- . . . ----- . . . -----	
第12日（平成18年9月24日 日曜日） 休会	
----- . . . ----- . . . -----	
第13日（平成18年9月25日 月曜日） 休会	
----- . . . ----- . . . -----	
第14日（平成18年9月26日 火曜日）	
議事日程……………	111
本日の会議に付した事件……………	111
出席議員……………	111
欠席議員……………	111
事務局職員出席者……………	111
出席要求による出席者……………	112
開 議（午前10時05分）	
○日程第1 議案第1号から議案第14号まで及び議案第16号から議案 第30号まで……………	113
（議案第1号）	
討論・表決……………	113
（議案第16号から議案第22号まで）	
討論・表決……………	113
（議案第23号から議案第30号まで）	
委員長報告……………	113
総務常任委員長……………	113
産業建設常任委員長……………	114
質疑・討論・表決……………	114
（議案第2号から議案第14号まで）	
決算特別委員会設置・付託……………	114
決算特別委員の選任……………	115
○日程第2 陳情第34号外1件……………	115
（陳情第34号及び陳情第45号）	

委員長報告	1 1 5
教育民生常任委員長	1 1 5
産業建設常任委員長	1 1 5
質疑・討論・表決	1 1 6
○日程第3 委員会調査について	1 1 6
継続調査	1 1 6
○日程第4 意見書案第1号	1 1 6
質疑・討論・表決	1 1 6
(閉会あいさつ)	
市長	1 1 7
閉会 (午後 0時12分)	
委員会審査報告書	1 1 9
陳情審査報告書	1 2 1
閉会中の継続調査申出書	1 2 3
意見書案第1号	1 2 7

----- . . ----- . . -----

付 録

一般質問通告書	付-1
議決結果一覧表	付-3
議案	付-3
陳情	付-5

平成18年
第3回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成18年9月13日 水曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 議案第1号から議案第30号まで

議案第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき承認を求めることについて

議案第 2号 平成17年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 3号 平成17年度宿毛市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 4号 平成17年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 5号 平成17年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 6号 平成17年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 7号 平成17年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 8号 平成17年度宿毛市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 9号 平成17年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第10号 平成17年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第11号 平成17年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第12号 平成17年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について

議案第13号 平成17年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第14号 平成17年度宿毛市水道事業会計決算認定について

議案第15号 平成18年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第16号 平成18年度宿毛市一般会計補正予算について

- 議案第17号 平成18年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算について
議案第18号 平成18年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第19号 平成18年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
議案第20号 平成18年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
議案第21号 平成18年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について
議案第22号 平成18年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
議案第23号 宿毛市税条例の一部を改正する条例について
議案第24号 宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第25号 宿毛市消防団員（非常勤）の報酬及び費用弁償支給条例の一部を
改正する条例について
議案第26号 指定管理者の指定について
議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第29号 市道路線の認定について
議案第30号 市道路線の認定について

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号から議案第30号まで

3 出席議員（18名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 浅木 敏 君 | 2番 中平 富宏 君 |
| 3番 有田 都子 君 | 4番 浦尻 和伸 君 |
| 5番 菊地 徹 君 | 6番 寺田 公一 君 |
| 7番 菱田 征夫 君 | 8番 宮本 有二 君 |
| 9番 濱田 陸紀 君 | 10番 沖本 年男 君 |
| 11番 西郷 典生 君 | 12番 岡村 佳忠 君 |
| 13番 佐田 忠孝 君 | 14番 田中 徳武 君 |
| 15番 山本 幸雄 君 | 16番 中川 貢 君 |
| 17番 西村 六男 君 | 18番 岡崎 求 君 |

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局 長 福田 延治 君

次	長	小野正二君
議事係	長	岩本昌彦君
調査係	長	乾均君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市	長	中西清二君
助	役	西野秋美君
収	入	役 中上晋助君
企	画	課 長 岡本公文君
総	務	課 長 出口君男君
市	民	課 長 松岡繁喜君
税	務	課 長 美濃部勇君
会	計	課 長 夕部政明君
保	健	介 護 課 長 西本寿彦君
環	境	課 長 小島正樹君
人	権	推 進 課 長 谷本秀世君
産	業	振 興 課 長 茨木隆君
商	工	観 光 課 長 有田修大君
建	設	課 長 豊島裕一君
福	祉	事 務 所 長 岡添吉見君
上	下	水 道 課 長 頼田達彦君
教	育	委 員 長 奥谷力郎君
教	育	長 嶋統一君
教	育	次 長 兼 西尾諭君
学	校	教 育 課 長
生	涯	学 習 課 長
補	佐	土居利充君
学	校	給 食 センター所長
千	寿	園 長 尾崎重幸君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（岡村佳忠君） これより平成18年第3回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において寺田公一君及び宮本有二君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（宮本有二君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る9月11日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案のうえ、慎重に審査した結果、本日より9月26日までの14日間とすることに、全会一致をもって決定をいたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（岡村佳忠君） おはかりいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月26日までの14日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月26日までの14日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

閉会中の議員派遣について報告いたします。

去る7月3日、海上自衛隊呉地方総監部への四国西南交通体系調査特別委員長が、7月14日、第30回幡多三市議会議長懇談会が四万十

市で開催され副議長が、7月27日、国道321号改良促進期成同盟会総会が土佐清水市で開催され、副議長及び産業建設常任委員長及び副委員長が、8月4日、平成18年度高知市町村議会議員研修会が高知市で開催され、田中徳武君が、8月30日、第108回高知市議会議長会臨時総会が南国市で開催され、副議長が、それぞれ出席のため派遣されました。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を9月14日正午と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告をしてください。

なお、事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました「事務報告書」のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第30号まで」の30議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

本日は、平成18年第3回宿毛市議会定例会にご参集いただきましてまことにありがとうございます。

ご提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、固定資産評価審査委員会委員に田村剛基氏を選任いたしましたので、地方税法第423条第5項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

議案第2号から議案第14号までの13議案は、平成17年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものでございます。

各会計の決算書とともに、監査委員の審査意見書を添えて提出しておりますので、説明は省略させていただきます。

議案第15号及び議案第16号は、平成18年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

議案第15号は、ケーブルテレビ事業経営安定化支援貸付金として2,082万円を増額するものでございます。

ケーブルテレビにつきましては、地方と都市部の情報格差の解消を目指す上で、大変有効な手段の1つであることは、議員の皆様もご案内のとおりでございます。

本市におきましても、市民の皆様が情報化時代に即応し、多様な文化などの情報を手軽に入手できる基盤の構築、特に、これからの宿毛市を担う子供たちに、それぞれの学校でインターネットに接続できるなどの基盤整備を進め、学校教育において都市部の子供たちとの情報格差解消の必要性が議論されてきたと承知しております。

こうした公益性などを踏まえ、平成13年、本市も出資を行い「西南地域ネットワーク株式会社」が設立され、事業展開が始まりました。

設立当初から「土佐くろしお鉄道」と同様に、固定資産税に対する補助に加えまして、行政チャンネルの創設、市議会中継等の委託を通じて支援を行ってまいりました。

一方、西南地域ネットワーク株式会社が平成15年3月、日本政策投資銀行から、初期の設備資金として借り入れた3億4,000万円に対しまして、本市が損失補償を行っております。

こうした経緯を経て、今日を迎えた当該企業の経営状況でございますが、目標とした加入世帯等が確保できていない。目標を一応、4,000としておりますが、ことしの3月現在では、2,827にとどまっております。

2つ目には、設備資金等の借入金の償還が、現在、ピークを迎えております。

といったようなことが大きな要因となりまして、ここ数年が大変厳しい状況が想定されてお

ります。

しかしながら、目前に迫っているテレビのデジタル化を初め、今後一層の進展が予想される情報化社会への対応を考えますとき、さまざまな情報の提供や、インターネットへの接続など、ケーブルテレビといった手法を使って配信等を行う当該企業の役割は、本地域の将来にとりまして、重要な地位を占めるものと考えまして、今議会に経営安定化のための貸付金を提案をいたしました。

議案第16号は、総額で2,281万2,000円の増額をしようとするものでございます。

歳出で増額する主なものは、人事異動に伴う人件費の調整等を除きまして、総務費の宿毛市元気のでる総合補助金176万円、宿毛地区暴力追放推進協議会への補助金138万7,000円。民生費の地域生活支援事業委託料としまして235万円、介護保険事業特別会計繰出金としまして508万9,000円。農林水産業費の宿毛市水産業総合支援事業費補助金としまして150万円、内外ノ浦漁港高度利用促進対策工事費としまして201万円。商工費の、市民祭宿毛まつり補助金に300万円、国民宿舎運営事業特別会計繰出金に1,032万7,000円。土木費の、街路築造工事費に141万円、がけくずれ住家防災対策工事費としまして359万9,000円などがございます。

一方、歳入で増額する主なものでございますが、地方交付税1億7,442万2,000円。県補助金551万1,000円。繰越金1,913万2,000円。

減額するものとしたしましては、地方特例交付金1,620万5,000円。繰入金1億6,792万5,000円などでございます。

議案第17号から議案第22号までの6議案は、平成18年度の各特別会計補正予算でございます。

議案第17号は、平成18年度簡易水道事業特別会計補正予算でございます。人事異動に伴う人件費の調整を含めまして、総額で1億2,768万1,000円を増額しようとするものでございます。

この主な内容につきまして、沖の島簡易水道再編推進工事実施設計委託料としまして4,911万円、鵜来島簡易水道生活基盤近代化工事の実実施設計委託料として923万円、同じく工事費として5,951万円を増額補正をしようとするものでございます。

議案第18号は、平成18年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。総額で1億9,475万9,000円を増額しようとするものでございます。

この主なものは、保険財政共同安定化事業拠出金として1億9,698万7,000円を増額補正しようとするものでございます。

議案第19号及び議案第20号は、平成18年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算及び宿毛市下水道事業特別会計補正予算でございます。いずれも人事異動に伴う人件費の調整を含め、必要最小限の経費を補正しております。

議案第21号は、平成18年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算でございます。

総額で1,032万7,000円を増額しようとするものでございます。主なものは、ボイラー施設設置工事費として1,000万円を増額補正しようとするものでございます。

議案第22号は、平成18年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算でございます。

総額で1,880万4,000円を増額しようとするものです。主なものは、介護予防地域密着型サービス給付費として347万9,000円を増額補正しようとするものでございます。

議案第23号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容は、平成19年度から前納報償金を廃止しようとするものでございます。

議案第24号は、宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、出産育児一時金の支給額が30万円から35万円に引き上げられることに準じまして、本市においても同様の改正をしようとするものでございます。

議案第25号は、宿毛市消防団員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例でございます。

この改正内容につきましては、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条項の整理を行うもので、条例の内容に変更はございません。

議案第26号は、指定管理者の指定についてでございます。

本市の公の施設のうち、土佐くろしお鉄道宿毛線平田駅駅舎の管理運営を指定管理者に行わせることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第27号及び議案第28号は、辺地にかかる公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。

議案第27号は沖の島、議案第28号は鵜来島で、いずれも簡易水道建設改良事業を実施するに当たりまして、辺地対策事業債の申請を行うために、計画を策定する必要がございますので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第29号及び議案第30号は、市道路線の認定についてでございます。

議案第29号は、橋田奥黒川線を、議案第30号は、栄喜旧道線をそれぞれ新たに市道として認定するために、道路法第8条第2項の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでござ

います。

以上が、ご提案申し上げました議案の内容でございませう。

よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（岡村佳忠君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩をいたします。

午前10時20分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事の都合により、ただいま議題となっております議案第15号を先議いたします。

これより、議案第15号について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

議案第15号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより「議案第15号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、

これにて討論を終結いたします。

これより「議案第15号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡村佳忠君） 全員起立であります。

よって「議案第15号」は原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

議事の都合により、9月14日及び9月15日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、9月14日及び9月15日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月14日から9月18日までの5日間休会し、9月19日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時38分 散会

平成18年
第3回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（平成19年9月19日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏君	2番 中平 富宏君
3番 有田 都子君	4番 浦尻 和伸君
5番 菊地 徹君	6番 寺田 公一君
7番 菱田 征夫君	8番 宮本 有二君
9番 濱田 陸紀君	10番 沖本 年男君
11番 西郷 典生君	12番 岡村 佳忠君
13番 佐田 忠孝君	14番 田中 徳武君
15番 山本 幸雄君	16番 中川 貢君
17番 西村 六男君	18番 岡崎 求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	福田 延治君
次長	小野 正二君
議事係長	岩本 昌彦君
調査係長	乾 均君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中西 清二君
助役	西野 秋美君
収入役	中上 晋助君
企画課長	岡本 公文君
総務課長	出口 君男君

市民課長	松岡繁喜君
稅務課長	美濃部勇君
會計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	小島正樹君
人權推進課長	谷本秀世君
産業振興課長	茨木隆君
商工觀光課長	有田修大君
建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
上下水道課長	頼田達彦君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	嶋統一君
教育次長兼 学校教育課長	西尾諭君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	高木一成君
学校給食 センター所長	近藤勝喜君
千壽園長	尾崎重幸君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、一般質問をいたします。

早いもので、私が議員になって3年半がとうとうしております。まだまだ勉強不足の私ではありますが、多くの市民の方の声に耳を傾け、そして多くのものを見た中で、自分の思い、そして市民の思いを執行部にぶつけてきたつもりであります。

今回も、そういった思いで行いますので、よろしく願いいたします。

まず、初めに西地区道路冠水についてお聞きいたします。

私は、3年半の間に、この冠水問題についていろいろな角度から質問をさせていただきました。駅周辺土地区画整理事業の排水水路を、松田川へ流れるよう、計画変更すべきとの提案もいたしました。宿毛ポンプ場への排水路の整備により、宿毛ポンプ場が稼働すると、排水の一部は宿毛ポンプ場に流入し、松田川に放出されてはいますが、その多くは、自然流下で与市明川へ流れています。

与市明川の河口にはゲートがあり、海の潮が満ちて、海側の水位が川の水位より高くなった時点で、ゲートは閉まります。

与市明川への流入、雨水量が豪雨時に毎秒60から68トンといわれているにもかかわらず、片島中学校前のポンプ場は、毎秒5.5トンの能力しかないわけですから、豪雨時には、海の水位が上がれば自動的に川の水位も上がります。

満潮時には、一部の道路より海の水位が上が

り、道路は冠水します。また、ゲートのない錦川と与市明川の合流地点では、場合によっては、逆流までが起きているのが現状です。

この道路冠水を抜本的に解決するには、河口を開き、土手を高くし、駅前や錦などの合流地点にポンプを設置するか、または片島中学校前のポンプ場の能力を上げるしかありません。

前回の答弁の中で、河川改修は休止中であり、協議の中で一番の問題は、河口の処理である。また、毎秒60トン、100億のポンプが、30トン30億で対応できるのではないかとありました。

現在、県との協議の中で、休止中の河川改修をどうするのか。河口を開くのか、それとも閉じたままポンプの能力を上げるのかなど、協議内容及び現在の計画について、市長にお聞きいたします。

また、3月の一般質問でお聞きしたように、西地区道路冠水時に唯一の迂回路である宿毛市野球場の前を通り、西町に入る道も冠水しております。

ここは、ゲート式になっており、ポンプはありません。抜本的解決をするには、ポンプを設置しなければいけませんが、計画すらないと思います。

近年、この道に面した遊水池のしゅんせつを行っておらず、土砂やアシで本来の遊水池としての機能が著しく低下した状態になっています。

ライフライン確保のためにも、せめてしゅんせつだけでも行うべきではないかと考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

続いて、バイオマスタウン構想について、お聞きいたします。

バイオマスとは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機質である水と二酸化炭素から生物が光合成によって精製した有機物を利用して、エネルギーを取り出すものであり、生

命と太陽エネルギーがある限り、持続的に再生可能な資源といわれています。

また、バイオマスを燃焼させることなどによって、放出される二酸化炭素は、生物の成長過程で、光合成により大気中から吸収された二酸化炭素であるため、大気中の二酸化炭素を増加させない特性を有しています。

簡単に言うと、動植物から生まれた再生可能な有機性資源ということになります。

バイオマスの種類は、多岐にわたりますが、家畜排せつ物、食品廃棄物、下水汚泥、し尿汚泥などの廃棄物系バイオマスや、わら、もみ殻、間伐材などの未利用バイオマス、及びサトウキビ、ナタネなどの資源作物があります。

16年より、持続的に発展可能な社会、バイオマス日本の実現に向け、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省では、地域のバイオマスの総合的、かつ効率的な利活用を図るバイオマスタウン構想を全国の市町村から募集しており、17年2月の第1回公表から、18年7月の第14回公表の間で、56の市町村がバイオマスタウン構想を公表しています。

高知県内においても、梶原町、春野町の2町が公表を済ませております。

バイオマスタウンになることによって、自分たちの町が地球温暖化対策、資源の潤滑利用に貢献する町にかわり、さらに新たな産業の形成、地域社会の活性化にもつながります。人が輝き、自然がほほ笑む元気都市をキャッチフレーズに、全国へ向けて自然の豊かさを発信している私たちの町宿毛市こそ、バイオマスタウンとして、循環型社会の構築を図るべきであり、私は早急に、バイオマスタウン構想を打ち上げるべきだと考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

また、実施するとなれば、実施主体は市が手

を挙げて行政が行うのか、それとも、市はNPO法人や事業協同組合の打ち上げに協力をする形をとり、実施主体は民間に任せるのか、いろいろな方法があると考えられますが、あわせて市長にお聞きいたします。

さらに、以前にリサイクルへの取り組みの質問の中で申しましたが、溶融炉によって、大切な資源を大きなお金をかけて小さな資源にしています。宿毛市の溶融ごみは、年々増加し、逆にリサイクル品目は10パーセントにも達していません。

生ごみを有機堆肥の原料として、溶融ごみと分別することにより、溶融ごみは半減し、意識の向上によって、リサイクル術も上がると考えられます。

事業内容として、食品廃棄物の有機堆肥化を取り入れるべきだと考えますが、あわせて市長のお考えをお聞きいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。中平議員の一般質問にお答えをいたします。

中平議員におかれましては、日ごろ、いつも議会において、いろいろなご提言、ご質問をいただきまして、我々にとっても、行政にとっても、非常に参考になる形、またご提案につきましても、市民のためにしなければならないというふうなことを、新たな喚起をしていただけるご質問もたくさんいただいております。

今回も、道路冠水の問題、そしてまた、バイオマスタウン構想という形での、環境に配慮したご質問でございます。

2点につきまして、お答えさせていただきます。

まず、1点目でございますが、県管理の与市明川の河川改修でございます。これは、宿毛市の重要課題といたしまして、高知県に対しまし

て、全体計画の見直しとあわせまして、冠水を解消するための改修事業を、早期に実施していただくよう、幾度となく、要望、陳情を繰り返しておるところでございます。

ことし4月以降におきましても、県の河川課、県の土木事務所の宿毛事務所、宿毛市で事務レベルの協議を行ってきております。

高知県と四国地方整備局との協議では、通常は、河川事業として河川河口部へのポンプ設置は難しいとのことですが、ことし、高知県が潮位と河川水位の関係、そしてポンプ稼働状況の把握、これは宿毛排水機場、宿毛ポンプ場、高砂ポンプ場、そして河川流量の把握等の調査を行い、河川改修の方向について、検討をしておるところでございます。

その中で、与市明川の河口処理につきましては、河口を、ご質問の中にございました河口を開くのか、それとも河口にポンプを設置するのか、いまだ決まっておられません。

宿毛市といたしましては、河口を開きますと、上流部に何か所か内水の排水ポンプが必要となってきます。現在の遊水池を生かした形で、ポンプ容量を計算して、河口へポンプを設置できないかということで協議を進めております。

前回の答弁でも、約30トン、30億ぐらいで対応できるのではないかというふうなことも、県の方には提案として言っていることで、答弁をさせていただいておるところでございます。

また、次に西町に入る市道宿毛団地18号線の冠水でございます。市営球場を通過していくところでございますが、このライフライン確保のための遊水池のしゅんせつでございますが、これは、遊水池に接続する、すぐ直近の志沢尾川がございますが、これからの土砂が結構流入しておりますので、まず、志沢尾川のしゅんせつを行うべきかなというふうな、原因を取り除くことが大切ではないかなというふうに考えてお

ります。

次に、バイオマスタウン構想でございます。

中平議員ご承知のとおりでございますが、バイオマスは再生可能な生物由来の有機性資源で、大気中のCO₂を増加させないで、生命と太陽がある限り、持続的に再生可能な資源であるというふうに言われております。

近年、国内でも環境保全、自然循環への関心が高まっておりまして、バイオマスの利用はここ数年、全国各地で広がっております。

現在、バイオマス資源として主流のものは、バイオマスプラスチックの利用や、廃食用油のディーゼル燃料化、生ごみのメタン発酵による発電、木質バイオマス発電、下水汚泥、家畜排せつ物等の堆肥化や発電などがございまして、昨今の原油が高騰している中で、循環型エネルギーとして注目されておりまして、農水省、環境省、国交省、経産省等では、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、農山村の活性化等を目指して、取り組みは進められております。

また、バイオマスタウン構想でございますが、先ほど、中平議員のご指摘もございましたように、現在、全国で56市町村が名乗りを上げておりまして、高知県では春野町と梶原町が公表をしておるところでございます。

国内での施設建設件数は、着実に増加をしておりますが、ここ数年内にスタートしたものが圧倒的でございます。また技術的、運用的にも発展途上でございます。今後、制度の浸透、収集、輸送方法の向上、エネルギー変換の効率化、施設建設のコストダウン等によりまして、さらにその利活用が進展するものと期待をされております。

本市におきましても、豊富な森林、林産資源、家畜の排せつ物、食品残渣、公共下水道及び集落排水施設から排出されます下水汚泥等を利用することで、幡多クリーンセンターへ持ち込ん

でおります可燃性ごみを減量しまして、エネルギーとして利用できる環境が構築できると考えますが、これには市民のご理解とご協力が不可欠でございます。収集や輸送のコスト等の課題もまだまだ多くあります。

本市に存在する多様なバイオマス資源から、最適なものを選定しまして、変換方法の調査や選定、施設建設費用やランニングコスト等も十分検討した上で、推進していくべきものと考えております。

また、職員も、研修にも参加をさせております。現在の厳しい財政状況の中で、施設建設には多額の費用が必要となりますが、将来的には循環型社会に向けた取り組みとして、バイオマスタウン構想は重要であるというふうに考えております。

2点目の事業を実施する場合の事業主体の件でございますが、これはバイオマスタウン構想を構築していく中で、検討していくべきものというふうな考えでおります。

3点目の食品廃棄物、生ごみでございますが、を資源としました有機堆肥化についてでございます。宿毛市の一般廃棄物に含まれる生ごみは、年間約3,000トンもの生ごみが溶融処理されております。

幡多クリーンセンターで処理されている宿毛市のごみは、年間約8,000トンでございます。これがすべて堆肥化されれば、ごみ処理経費の大幅な削減はもちろん、これに伴う波及効果ははかり知れません。

しかしながら、財政的、システムの課題に加えまして、生ごみの堆肥化には各家庭、及び事業所での保管時、収集、運搬時等に悪臭、害虫の発生を抑制する技術を構築しなければならないという、大きな課題がございます。

生ごみの堆肥化は、各家庭及び事業所で可燃性ごみと生ごみに分別しまして、収集まで何ら

かの容器で保管する必要があるということでございます。

また、生ごみの収集運搬時や、処理施設周辺住民に公害を招くようでは、計画自体がまだ成り立たないということも考えられます。

こういった技術的課題を克服しなければ、なりより重要な市民の理解、ご協力を得ることが難しいのではないかなというふうに考えます。

また、持続的な堆肥化を行うためには、需要が見込める良質な堆肥をつくらなければいけません。そのためには、生ごみだけではなくて、成分を調整するために、牛糞であるとか、豚糞等の畜産堆肥を混合する必要があります。

つまり、生ごみの堆肥化は、生ごみだけを考えるのではなくて、総合的に考えて実行に移さなければいけないという難しさもございまして、現時点では、全市的な生ごみの堆肥化は、強力に推進できる土俵といえますか、状況にないというふうなことでございます。

こんなことを申しますと、後ろ向きの考えではないかと申されますが、循環型社会を形成していくためには、バイオマスを含みまして、生ごみの処理方法につきましても、今後、きちんとした研究をしていかなきゃいけないというふうな、課題というふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、再質問をいたします。

まず、道路冠水についてですが、今、どういった協議の内容になっているかというお話を聞いたわけですが、宿毛市として、重要課題として位置づけて、何度となく、幾度となく、要望、陳情を繰り返しておられるという答弁がありました。しかしながら、結果として、河口を開くのか、閉じるのかさえも、まだ決まっていないのが現状です。

水位の調査、これ海側と河川側の水位、そしてゲートの開く時間といたしますか、そういったものの調査を、ただいましておりますというお話が出ました。

これは、いつになったら結果が出るのでしょうか。今年中に出るのであれば、来年にはその結果をもとに、河口を閉じる。もしくは、河口を開く、ポンプを設置する、そういったきちんとした計画が示されるのでしょうか。この点について、再度、わかりましたら市長の方で答弁をいただきたいと思います。

それから、西町の遊水池のしゅんせつの件ですが、この遊水池は、都市計画公共下水道として昭和57年に土地開発公社が先行取得しております。先行取得の理由は、これ以上、沼地を埋め立てることによって、西町2丁目が浸水をするおそれがあるために、遊水池の確保として、購入をしたと聞いております。

これ、西町2丁目の住民のためだけの問題ではなく、西地区、約1,300世帯、そして3,500人を超える人々のライフラインを確保するためにも、この遊水池をきちんとした形で機能していただく、そういった状態にしておく必要があります。

流れ込む志沢尾川ですか、そちらの河川のしゅんせつの方をまず考えていきたいというお話でしたが、それはそれで効果があると思います。しかし、さらに遊水池の、現在、たまって、昔のような機能を発揮することができなくなったその西町遊水池をしゅんせつし、そして管理していく必要があると考えますが、この点についても、再度市長に答弁をいただきたいと思えます。

それから、バイオマスタウン構想についてですが、いろいろ、るるご説明もいただきました。

そして、最後には、後ろ向きな考えではなくて、研究課題として、こういったこともあるん

だよというような、そういった答弁もいただきました。

しかしながら、その中で、特に気になった部分がありますので、再度、質問もしていきたいと思えます。

質問としましては、バイオマスタウンの3番目の質問になるんですが、食品廃棄物の有機堆肥化に向けての取り組み、それをすべきではないかという私の質問に対して、確かに熔融炉へ持ち込みの8,000トンにも及ぶ、そういったごみの中に、生ごみが3,000トンあると。これを利用することは、宿毛市の、どう言いますか、そういった処理費ですか、そういった部分からも大変いいことだが、それをするには、住民の理解も得られなければいけないし、特に問題として、ごみの収集に当たるにこの問題であったり、輸送中の公害の問題、こういったお話が今ありました。

そういったお話を聞いてですが、若干、私の調べた中で、そういったことを解決している事例もありますので、幾らか紹介させていただきたいと思えます。

まず、私の考え方として、バケツなどを利用して生ごみの収集ですよ、分別。それが難しいような答弁と受けとめたわけですが、先進地では、家庭用抗酸化容器、これは抗酸化物質、要するに腐らない物質を容器の形成の段階で練りこんでつくったバケツです。このバケツを使うことにより、腐敗の原因でもある水切りも簡単にできる構造になっております。

聞いた限りでは、においを出さないためにつくられたバケツでありますから、当然、においもほとんど出ないと聞いています。

他の自治体で、既にこういった取り組みがなされているにもかかわらず、何を根拠に、今の段階でそういった課題を挙げて、無理というふうな、そういった判断をされたのでしょうか。

宿毛市は、広報などを通じて、水分が多いと腐敗してくさいということで、生ごみの水切りを完全に行って出すよう、指導しております。これ、先月の広報に載っていたと思いますが、ごみ処理削減、ごみ処理費ですね、お金の削減のために燃やして処分をするごみを、手を使って水切りしてほしいというより、再利用するので、生ごみを分別してバケツに入れてほしいの方が、私は市民の協力が得られると思います。

また、そういった広報をしていくのも、行政の仕事の1つだと考えております。

堆肥化に、先ほども言いましたが、堆肥化に向けた前向きな答弁と感じられなかったので、堆肥化に対する2件の事例を紹介いたします。

人口約1万2,000人の北海道三笠市では、平成17年度にバイオマスタウン構想を策定し、生ごみの堆肥化に向けて取り組んでおります。

内容を簡単に説明すると、この構想は、一般家庭や事業所から生ごみを、下水処理場から脱水ケーキを、そして先ほど、市長からもお話がありました、農家からもみ殻やわらなどを回収し、堆肥化センターで有機微生物を使って有機堆肥をつくり、この堆肥を利用することにより、安心、安全でおいしい農産物、また自然に優しい農業、クリーン農業としてブランド化を図るねらいであります。

また、もう1つの事例を挙げますと、山形県長井市では、化学肥料や農薬が土、農、食という命の根幹に暗い影を落としていると考え、食と命を未来につなげる基盤環境づくりへの取り組みとして、レインボープランを立ち上げ、循環型社会への取り組みを行っています。

この構想の特徴は、多くの自治体は、ごみの処理費問題解決のために、生ごみの堆肥化に取り組んでいますが、それに対して、レインボープランはごみ処理事業ではなく、土づくり事業です。食の安全は、どうやって守っていくのか

と考えたとき、そのためには、新鮮で、安全で、顔の見える地元農産物が必要である。そのためには、微生物が住む、豊かな農地が必要である。

そのためには、よい有機堆肥が必要である。その堆肥をつくるためには、生ごみが必要である。

結果、厄介物の生ごみが資源、宝物になったという逆の発想から、この事業は行われております。

長くなるので、これ以上、内容の説明はいたしません。生ごみを土づくりの原料として利用した結果、長井市では、生活系可燃ごみが33パーセント減量しました。これは、先ほど、市長が言われた熔融炉へ持ち込みされているごみに対する生ごみの量と、ほぼ匹敵するのではないかと考えます。

宿毛市も、悠長なことを言うておらず、早急に、しっかりとした構想を立てるべきだと考えます。国がバイオマス日本の実現に向け、平成21年まで、事業費の2分の1補助や、また未活用エネルギー事業調査についての補助金などを用意している今こそ、検討しなくてはならないと考えます。

これは、迷惑施設ではありません。地球温暖化防止、循環型社会の形成、新たな産業の育成、農林漁業の活性化に向けた取り組みです。

例えば、有機堆肥を使って、高齢者に農作物をつくっていただくことで、高齢者の生きがいづくり、健康づくりに役立て、同時に、現在、本市も取り組んでおられる地産地消にもつながると考えられます。

宿毛市として、バイオマスタウンに向けて、どのような構想で、どのように動いていくのか、具体的な説明を、再度、市長に求めたいと思います。

再質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 中平議員の再質問にお答えをいたします。

道路冠水についての重要課題というふうに、我々とらえておりました、西町の方ばかりじゃなくて、山田の方もそうでございます。この2カ所、西南葬祭の前の道路も冠水をします。

市内においては、この3カ所が主に、いつも豪雨のときは冠水するというところでございます。

国とも、県とも、市と一緒にあって、解決をしなきゃいけない問題というふうにとらえておるわけでございまして、いろいろな陳情とか、要望とかはお願いしてまして、また、技術的な問題もございまして、これにつきましては、担当同士で話し合っている状況でございます。

その中で、河口を開くか閉じるかというふうなお話でございまして、これについては、まだ結論が出ておりません。先ほど申しましたように。

いつになったら結果が出るのかということでございますが、水位の調査は、今年度終了いたします。今年度のこの時期がいつなのかは、ちょっとここでは把握しておりませんが、この調査に基づいた形で、どういった計画になるのか、そういう結論になろうかと思っております。

いずれにしましても、延び延びになっていることにつきましては、これ、いつ豪雨が来るかわかりませんし、台風13号も、この間来ました。幸い、逸れてはくれましたけど、いつまた浸かるかもしれない。交通途絶になるかもしれないという不安感というものは、我々もいつも持っているわけでございまして、中平議員おっしゃるように、悠長なことを、先ほどのバイオマスじゃないですけども、悠長なことは、我々も考えていないわけでございますが、どうしても、やはりある程度、高度な技術力というものが要求されますので、その面についての結

論を出した段階での取り組みになろうかと思っております。

計画等、結果等、また出ましたら、議会の方にも、また市民の方々にも、また広報させていただきたいというふうに思います。

それから、志沢尾川のしゅんせつが先にということで、遊水池の堆積が、志沢尾川からの流れが多いものですから、志沢尾川の方が高いと、やはり集水地にその分だけたまっていくということでございまして、その分、先にやろうかというふうなことでございまして。

もちろん、今の遊水池の埋まっているところについても、これ、全部やるにこしたことはないんですけども、議会で、こう言うともた怒られそうでございますけれども、予算的なものをきちんと勘案した上で、ご要望のと言いますか、ご提言の件につきましては、検討してまいりたいと、このように思います。

それから、バイオマスタウン構想でございまして。これ、中平議員のおっしゃることが、私、ごもっともなことでございまして、これはもう、本当にやっていかなきゃいけないんじゃないかということで、農薬についても、もう使わない。安心、安全な堆肥を使うということにつながるということでございまして、また、ごみ処理経費も、非常に削減される。

先ほど、ご提言がございました。私の方も勉強不足のところがございます、抗酸化容器ですか、こういったものがあるということは、ちょっと今、初めてわかりましたので、こういったもので、使いながら、バケツにためて、一定の期間に持っていけるようであれば、こういったことも考えなきゃいけない。

中平議員、先進地を見てきておられた結果で、このようなお話だろーと思っておりますし、私も時々、文献等では見ているわけですが、実際の手を、どういった形でつけていこうかということ、

きちんとした形で、課題としてとらえて、できるだけ、これが歳出の削減にもつながるということにもなりますし、安心、安全な農作物の作成ということにもなるかと思えます。

ご提言の向きにつきましては、ぜひ、これから取りかかってまいりたいというふうに思います。

まだ予算的なもの、また言うといわれて怒られるかもしれませんが、この分とにらみ合わせて、調整をしながら、予算分なくても、構想としてどうするか。どうして、手がかりをどうしていくかというものについて、議会終わりましたら、これから手をつけてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 再質問をいたします。

道路冠水についてですが、市長が、前向きに取り組んでくださっていることは、大変感じ取ることができました。

これ、県に対してですが、県の問題も多々あると思います。そういった部分も、市を代表して、市長の方から、強い意見を言っていただき、一日も早い計画が立てられ、そしてそれが実行され、冠水することなく、みんなが生活できる、そういった宿毛市にさせていただきたいと思えます。

それから、考え方なんです、抜本的な解決に向けての、そういった取り組みも必要ですが、西町の遊水池のしゅんせつのように、現状を維持していく、そういった小さな努力といいますか、そういった行動も、日々続けていないと、どんどん悪化していく問題が、この道路冠水の問題だと思います。

そういった取り組みをしていただくことも、お願いしまして、この件に関しては、再質問、再答弁は要りません。

バイオスタウンについて、再度、市長のお考えを、若干お聞きしたいと思います。

その前に、先ほど、市長がバケツについて、ちょっと知らなかったというような部分もありますので、こちら、長井市のパンフレットですが、少し小さくて見えにくいですが、これ、同僚議員から借りてきたものです。

この緑のバケツですね、これが腐らないバケツと言いますか、聞いたところによると、1週間ぐらい、ほとんどにおいも出ないというふうに聞いております。

中にネット式で二重になっておりまして、水切りが自動的にできるような形になっております。

それから、三笠市の方なんです、運搬に、三笠市はちょっと資料はあるんですが、時間がかかりますので、調べません。

北海道のあるホテルが使っている集配方式を利用しまして、これ、よくアメリカで、映画などに出てくるんですが、大きなポリバケツです。その中に、家庭からバケツでゴミを移すと、あとはすべて人間の手を触れなくても、自動で車に乗せて、車を集配された、集配施設といいますか、その堆肥化のセンターですが、そちらの方に運んでいくと、機械によってそれを自動的に車から降ろし、サイロに移してという、オートメーション化された、そういった形での工場といいますか、施設を建設するとお聞きしております。

どんどんどんどん、先ほど、市長もありました。こういったものに対する施設整備といいますか、いろんないいものができて、それを利用した形で、どんどん取り組んでおりますので、そういったことについての勉強も、ぜひなさっていただきたいと思えます。

それから、2回目の質問では言わなかったんですが、1回目の部分で、ランニングコストを

十分計算した上で、これを計画し、実行していきたいというお話もありました。

そういった中で、1つの事例ではあるんですが、先ほど、ごみが宝物になったという、長井市の考え方なんです、ここは、自治体の財政状況は、大変厳しい状況にあると聞いております。

その中でも、この事業に対しては、コスト面を最優先させる事業展開では、展望が開けていかないと考えた上で、市民の生命と健康を守るためには、多少の負担はやむを得ないということで、これに踏み切ったというふうにお伺いしております。

それから、例えばですが、すくも夢いっぱい会の方で、南国フルーツ部会というのがあります、そちらでいろいろな南国フルーツへの取り組みをしております。

例えば、畜産の排せつ物、下水汚泥、農産物の食べない部分、こういったものを利用して、メタン発酵によって、ビニールハウスへの熱供給を行い、先ほど言いました南国フルーツの部分で、今、話題の、例えばですが、ドラゴンフルーツや、マンゴーをつくってみる。そういったことも、原油高騰の今の時代背景の中、たくさんの利点があると考えられます。

こういったふうに、私は、何のために宿毛市はバイオマスタウンに取り組むのか、そういったはっきりしたビジョンを先に立てて、そのビジョンに向かってバイオマスタウン構想に取り組んでいただきたいと、そういうふうに考えます。

そこで、市長にお聞きしたいんですが、今、思い浮かぶ中で、現在の宿毛市の課題として、たくさんの課題があるわけですが、豊かな自然を生かし、観光、その自然を生かした観光産業への取り組みをしようとしています。また、地域ブランドの構築を図る、これ第一次産業の課

題であります。

または、年々、増加している介護給付費や医療給付費の問題、そしてごみということで、行政改革大綱集中改革プランにもうたわれております清掃公社の民間委託などの問題、そういった背景の中で、このバイオマスタウン構想にそういった問題を取り込むことで、こういう問題解決に一步でも前進できる部分があると考えていますが、そういったことで、今、市長が答弁できるのであれば、ぜひ答弁をいただきたいと思います。

2回目の再質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中平議員の再々質問にお答えいたします。

冠水の件につきましては、いろいろご提言もいただきまして、真剣に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、バイオマスタウン構想の部分でございます。中平議員おっしゃる形で、こういったごみを、本当に資源化していくということは、先ほども申したかもしれませんが、皆さんに、今までも、市民の方をお願いしておりますように、ごみの水切りであるとか、燃やすものが少なければ、それがまた、行革につながる、歳出削減につながるということにもなっております。

こういうことも申しておりますし、また、今のご提言の部分につきましても、これ、いろんな課題にぶつかる問題ばかりでございますし、地域の振興ということにも、非常につながる問題でございます。

こういった形で、きちんとした計画を立てて、目的意識を持った形で、こうすればこうなる、ああすればこうなるといった形の循環、それこそ循環型社会だろうと思います。

こういった計画をきちんと立てた形で、課題の解決に、1つでも2つでも課題が解決できれ

ばというよりも、1つも2つも課題が解決できるというふうに、私自身は思っておりますので、真剣にこの問題について、取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、再質問をいたします。

先ほどの課題の中で、これは私の考え方、そしていろいろな方々からお知恵をいただく中で出てきた考え方でもあるんですが、先ほどの課題に対するバイオマスタウン構想の中に、どのように取り組んでいく。そして、どのように課題が解決に向けて前進していけるのかという部分で、若干、紹介をさせていただきたいと思えます。

まず、バイオマスタウンに宿毛市がなれば、バイオマスタウンであることによって、豊かな自然を強く、県内外にアピール、イメージさせることができます。

そのことによって、観光客誘致に有利に働くと考えております。

また、有機肥料やバイオエネルギーを使った安心、安全な作物のブランド化により、一次産業の活性化につながると考えます。

また、地産地消や、働く場の提供により、健康増進が図られ、介護給付費などの減少につながると考えます。

また、NPOなどによる生ゴミ集配業務の確立に向けた、そういった取り組みも可能だと考えます。

こういった部分で、いろいろな可能性があるバイオマスタウン構想。市長、先ほどきちんとした計画、目標を持って課題解決のできる方向で取り組んでいきたいという、力強いお言葉もいただきましたので、私の今の提言に対して、ここはこうじゃないか、中平議員、違うよという

部分があったら答弁をいただきたいとは思いますが、これが最後になるかもしれないので、ひとつ執行部にお礼と言いますか、そういったことを申したいと思います。

先ほどから出ておりますこういった広報を使っている、「犯人は生ごみらしい」という、水分を減らすことによって、においを抑えることができるよとか、処理費の削減のためにごみを減らしてくれとか、これ、かなり効果があると思えます。

こういったことを、引き続きしていただく中で、ぜひこういった形で、バイオマスタウン構想も載せていただき、皆さんの捨てられていた生ごみが宝物になるんだよ、そういったことを市民の皆さんにお知らせしてあげてほしいと思えます。

答弁がありましたら、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 中平議員の再々再質問にお答えいたします。

これまでいただきましたご提言、それから事例の紹介、たくさんいただきました。

全く、真剣に取り組まなきゃいけない課題というふうに受けとめたわけでございますが、もちろん、私ども執行部もそうでございますが、市民の皆様意識も、そういった形で、ぜひご協力を願わないと、こういうものは実現していかないというふうに思えます。ただ、行政ばかりが旗振っても、なかなか市民の皆様が生ごみを、こういうふうな形で集めるよと。それこそ、ごみは宝物というふうな意識を持っていただかなきゃいけないと思えますので、この議場を借りまして、また市民の皆様にも、ぜひこのバイオマスタウン構想に近づける形でのご協力をお願いを申し上げます。

よろしくお願ひします。

○議長（岡村佳忠君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、リサイクルの問題もそうなんです。市民の自発的な行動、そういうものが一番大切になってきます。

そういったものを、後ろから後押しするような形で、ぜひ行政として力を貸してあげていただきたいと思います。

私の一般質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） おはようございます。

1番、一般質問をいたします。

早速、質問通告に従い、まず市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

通告してあります、まず第1番目、障害者自立支援制度についてであります。

障害者自立支援法は、昨年の通常国会への提案当初から、障害者と家族、及び施設運営、さらには関係労働者に多大な負担を求める、まさに障害者いじめの法案であることから、全国で大きな反対運動が盛り上がり、一たんは廃案となりました。

しかし、解散後の総選挙で勝利した小泉内閣は、法案を再提出し、共産党や社民党、民主党などの反対を押し切り、強行に成立させました。

政府説明では、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するということでした。しかし、既に4月から、原則1割負担の応益負担が導入され、大幅な利用者負担増に耐えかねて、施設入所を続けられなくなる人、施設へ通えなくなる人がふえています。

退所者の多くは、他に職につくこともできず、閉じこもり状態になってしまいます。こうした退所や事業に対する報酬単価の引き下げ、さらには支払い方法を月額制にかえられたことにより、収入が激減し、施設経営が悪化するなど、深刻な問題が全国で広がっています。

障害があるのは、本人のせいでも、そしてま

た親のせいでもありません。自分の収入で生活できない障害者の施設利用は、基本的には無料にすべきであり、少なくとも、これまでの応益負担にとどめるべきであります。

それを、障害が重い人ほど多額の負担を払わず応益負担にしたことに、根本的問題があります。

10月から本格施行となり、障害程度区分認定、地域生活支援事業など、自治体の責任も問われることとなります。

そこで、市長に幾つかの点についてお尋ねいたします。

まず、1番目に、利用者負担の改善についてであります。

応益負担にされたため、通所施設の場合、これまで無料だった人にも、月額2万ないし3万円、これは給食費を含むものではありませんが、大幅な負担がかけられています。施設での1日の工賃をはるかに上回る利用料負担に、働く意欲をなくし、施設利用をやめ、家に閉じこもる障害者がふえます。

国は、負担の上限やわずかな減免措置を決めてはいますが、低所得の障害者にとっては、過酷なものとなっております。

9月になって、軽減措置一部拡大の朗報もありましたが、宿毛市としても、さらに利用料負担の月額上限額引き下げと、減免制度の改善を国に求めています。

また、他の自治体で実施しているような市独自の負担軽減措置ができないか、ご検討をいただきたい。

2番目に、医療費の負担軽減についてであります。

これまでの厚生医療、育成医療、精神通院医療が4月から自立支援医療に変わり、原則1割負担にされましたが、これも障害者にとっては、大きな負担増であります。

この医療費負担についても、国に負担軽減措置の拡充を求めています。

3番目に、施設運営への支援策についてであります。

今、障害者関係の施設では、事業に対する報酬が予想を超えて激減し、全国の多くの施設経営が危機的状況に直面しています。

報酬単価が引き下げられたことと、支払い方法が月額制から日額制、いわゆる利用実績払い方式に変えられたことに多くの原因があります。

負担に耐えかねて、障害者が施設へ通う日数を減らせば、施設の報酬も減少、入所施設でも入所者の外泊を認めた日数分、収入が減少します。報酬単価を、せめて4月1日以前に戻す。報酬を月額制に戻すなど、利用者負担にはね返らない改善策を、国に求めています。

4番目に、小規模作業所への支援強化であります。

障害者のための小規模作業所は、全国で6,000カ所を超え、約9万人が利用しています。

自立支援法では、これの移行先として、地域活動支援センターが設けられました。しかし、このセンターは、裁量の経費のため、現行補助金水準をも大幅に下回るなど、施設運営が困難になるようであります。

そこで、小規模作業所も国の負担金が多く、施設運営がよりましな義務的経費の事業に移行できるよう、定員要件など、移行要件の緩和を国に求めています。

また、自治体としても、現行補助水準を維持するように求めます。

5番目に、地域生活支援事業への国庫補助金の増額についてであります。

地域活動支援センター補助金のもとになる国の地域生活支援事業の予算は、わずか年間200億ほどしか計上されておりません。各市町村への配分は、極めて低水準となり、作業所が移

行した後の補助金は、現行水準を大幅に後退しそうです。

このため、この予算の大幅増額を求めるべきだと思います。

以上の点を中心に、最大の問題点である応益負担の撤廃を含むこの障害者支援制度の抜本的改善を、国に求めるべきだと思いますが、市長のお考えをお聞きます。

なお、この重大な問題に対して、宿毛市としての独自の対策についてお尋ねします。

まず、1番目に、障害者支援法の施行によって生じている諸問題を、国や県の調査への協力はもとより、宿毛市としても、独自に調査を進めるべきではないか。

2番目に、市町村が策定する障害福祉計画は、当事者参加も含め、障害者の立場に立った計画とすべきではないか。

3番目に、障害者への負担助成、施設への支援など、市としての独自の対策は何ができるのか。

4番目に、市内の障害者・障害児施設で行われている夏休み中などの障害児・障害者学童保育へ、宿毛市としての助成はできないか。

以上、4点について市長のお考えをお尋ねいたします。

通告の大きな2番目としまして、福祉用具の貸与についてであります。

2006年4月から、改定介護保険法が実施されておりますが、その内容は介護保険料を大幅に値上げした一方で、介護給付は切り下げるなど、国民的な不満と矛盾が噴出しています。

多くの問題の中で、この議会では、福祉用具の貸与をめぐる矛盾を明らかにし、宿毛市としての、今後の対応をお尋ねいたします。

これまで、介護保険の福祉用具に頼って、やっと自力生活をしていた人から、9月末までに全国では電動ベッド約27万台、車いす約11

万台が取り上げられると聞いております。これは、改定により、要介護1までの人については、9月末までの経過措置はありますが、原則的に保険対象外にされたためであります。

既に、全国各地で電動ベッドがなければ、ひとりできたり立ったりすることができない人からまで、要介護1以下の軽度だからと、機械的に福祉用具の取り合いが進行しました。

介護の程度は、よくなりかけた人の福祉用具を取り上げ、再び悪化させる、こうしたやり方に全国から批判が出てきました。このため、厚生労働省は、8月14日付で「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与費の取り扱いについて」という文書を、各都道府県に送りました。

その内容は、福祉用具を機械的、一律的に回収しないよう求めたものであります。

こうしたことに対して、宿毛市として、今後、どう対応されるのかお尋ねします。

その1つとして、これまで貸与を受けていたが、介護保険法の改定により、福祉用具の貸与が受けられなくなった人が何人になるのか。そしてまた、2番目に、厚生労働省からの文書の内容をどう受けとめ、どう徹底するのか。3番目に、要介護1よりも軽度の人貸与を受ける必要がある場合、市としての助成をどうするのか。以上3点をお尋ねするとともに、今後、必要な人が貸与を受けることができるよう、国に制度の改正を求めていただきたい。

次に、市職員の安全対策について、お尋ねいたします。

去る7月21日、土佐市の職員が、地籍調査中にハチに襲われ死亡するという、数少ない公務災害の事例が発生しました。

宿毛市においては、日ごろより、十分な職員の安全対策を確立しているとは思われますが、なお同種災害を発生させないために、市長にお尋ねいたします。

ハチ刺されの被害を全国的に見ると、多い年で73名、年平均では約40名の方が命を奪われています。死に至る多くは、被災者が持つハチ毒に対するアレルギー体質によるものといえます。

初めて刺されたときには反応はなくても、2度、3度と刺されるうちに、体内に抗体ができ、アレルギー反応を起こすようになります。ハチアレルギーになった人が、再びハチに刺されると、アナフィラキシーショックを起こすことがあります。

ショックを起こすと、早い場合、10分から15分で絶命することもあります。

私の勤務しておりました林野庁では、山林原野での仕事ということもあり、全国的には、毎年のようにハチによる死亡災害が発生しました。この災害を防止するために立てた対策の幾つかを顧みると、その1つとして、職員にハチの習性と危険性を周知徹底する。2、防蜂網や防蜂手袋を着用するなど、刺されない服装をする。3、野外業務につく職員は、アレルギー抗体検査をしておく。4、ショックを和らげるエピネフリン含有自動注射器の各人携行。5、刺されたときの応急処置と医療機関への移送など、救急対策の徹底。

こうした対策が徹底するにつれ、死亡災害は大きく減少しました。宿毛市においても、職員をハチの被害から守る対策を立てることについての市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、教育行政について質問いたします。

先の通常国会の終盤に、自民、公明党の連立政権は、突然に教育の憲法ともいわれる教育基本法の改正案を提出しました。現行の教育基本法を根本から否定するその内容とともに、日本の将来を左右する岐路ともいえるこの重要法案を、国民的議論もする間も持たせず、いきなり成立を図ろうとしたことに対し、大きな批判が

沸き起こり、継続となりました。

この法案の重大な欠陥は、なぜ現行の教育基本法を変えなくてはならないのか、その根拠が説明されていないことにあります。

現行基本法の条文、文言に沿った問題点を指摘せず、何ひとつ具体的な根拠は示されていません。政府はただ、時代の要請にこたえるため、との一般的説明を繰り返すのみであります。

地元紙である高知新聞も、「教育基本法の改正で荒廃は解決できない」と題する社説の中で、改正を主張する人たちは、いじめや不登校などの教育荒廃、少年による凶悪犯罪などを基本法に絡めると指摘し、それらの問題を教育基本法と結びつけるのは筋違いだと述べるとともに、教育をめぐるさまざまな問題は、基本法の施行から59年間、目的実現への努力が十分でなかったために起きているのではないかと述べています。

私は、この指摘は当然だと思います。今日の教育上の困難が、教育基本法そのものにあると考えておられるのかどうか、その認識を市長と教育長にお尋ねいたします。

次に、政府案に沿って、その重大な問題点を指摘し、その幾つかをお尋ねします。

現行基本法は、国家が教育内容を統制し、侵略戦争に国民を総動員した忌まわしい戦前の教育の反省から、第1条で、教育は人格の形成という、教育本来の目的を達成するために行われるべきものと規定しております。

これは、国家が教育を統制し、利用することを否定するという歴史の教訓の結晶であります。しかし、政府案は、第2条を教育の目標として、国民に求められる必要な資質はこれだと、20項目にも及ぶ徳目を書き込みました。

日本の政治は、国民による選挙結果次第では、政府は変わります。その時に政権を持つ政府の特定の価値観を、子どもたちに強制することが

できるようになります。押しつけはしないと明言して、法律を成立された国歌・国旗が、学校現場へ強制され、それに忠誠を求め、従わない教員が処分されるという内心の自由を侵害する事態が発生しています。

この徳目の1つである愛国心にしても、その時の国の現状によって判断が異なります。戦前のように、他国に侵略し、残虐行為をさせている国家を愛するか愛せないかは、個々の国民の判断に任せるべきであります。

また、日本の文化と伝統の尊重も、個々人によって尊重できる部分と尊重できない部分の判断が分かります。

今、子どもの愛国心をABCで評価する、いわゆる愛国心通信簿が全国で大問題になっています。

評価をつける先生も、評価される生徒も大変です。評価をAにしてもらうためにはどうしたらよいか、困っている親もあります。

こうしたことを法律に書き込み、国民に必要な資質として求めること。価値観の違うことを、人間の態度や内心に踏み込み、評価することが適切かどうか、教育長の認識をお尋ねいたします。

また、政府案は、これら教育内容の国家統制を行うために、現行基本法の10条を変えようとしています。現行基本法の「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」とし、教育は、たとえ国家権力であろうとも、それが不当な支配であるならば、服してはならないと規定しています。

ところが、改正案は、国民全体に対し、「直接の責任を負って」を削除して、「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」としています。

これは、時の政府が多数決で法律をつくれれば、

幾らでも国家介入をすることができることになり
ます。

さらに、改正案の第16条では、国が教育に
関する施策を総合的に策定し、実施するという
ことになってます。17条では、政府に教育振
興基本計画を定めさせることになったため、政
府の考えを計画に入れて、教育現場へ日常的に
強制できることになるわけであります。

その学校現場で指導に当たる教員に対しては、
現基本法の全体の奉仕者としての使命の規定を
削除し、国家の定める教育の目標や、教育振興
計画に従うことが教員の使命とされています。

時の権力、政府に対しても、国民の立場から
監視してきた教育基本法を180度転換させ、
時の政府の一方的な教育を押しつける基本法へ
と変質させるわけであります。

開かれた学校づくりを進め、子どもを中心に、
学校、家庭、地域、社会の連携を進めてきた今
日までの教育から見て、教育の直接責任制につ
いて、その意をどう認識されているか、教育長
にお尋ねいたします。

今回の改定案が成立すれば、教育振興計画が、
国や自治体当局から出され、全国一斉学力テス
トなどが権力を伴って実施されることになりま
す。既に東京都は、小・中学校においても、学
区をなくし、一斉学力テストを強行し、その結
果で学校間に序列をつけました。

その結果、新入生が成績上位校に集中し、一
方で新入生のない学校ができています。郡部の
過疎地帯での話なら、これまでもありました
が、大都市で新入生が1人も来ない、いわゆる
負け組レッテルを張られてしまった子どもたち
の心の傷ははかり知れません。一人ひとりの子
どもが大切にされ、信頼関係があってこそ、教
育は成り立つものであります。

国際学習到達度調査で1位のフィンランドは、
競争教育を一掃し、どの子にもわかるまで教え

ています。先生の自由を尊重し、個性豊かな先
生が、行き届いた授業ができるよう、20人ぐ
らいの少人数学級の中で、子どもが物事を考え
る力、自分を表現する力をはぐくみ、学力の水
準を上げてきました。

子どもたちを競争に追い立て、序列をつけ、
ふるい分ける、こうしたやり方が人格の完成を
目指す教育の名のもとで行われることを好まし
いと考えるのかどうか、教育長にお尋ねします。

政府提出案の重大な問題点を指摘しましたが、
政府が改定を進めるねらいのさきには、海外で
戦争をする国、弱肉強食の経済社会、その国策
に従う日本人をつくる目的があります。

教育と日本が重大な岐路にある今こそ、教育
基本法改正ではなく、現在の教育基本法の理念、
実現に向けた教育を進めることこそが必要だと
考えますが、教育長のご所見をお聞きいたしま
す。

また、よろしければ、市長のお考えもお聞か
せいただきたいと思います。

最後に、児童生徒の安全対策についてであり
ます。

私は、これまで子どもの命が守られる社会づ
くり、学校づくりについて提起してまいりまし
た。

特に、施設の不備によって子どもの命が奪わ
れることのないよう求めたものであります。

本年の夏休み中にも、埼玉県のパブリックプ
ールで設備の不備から子どもの命が奪われまし
た。報道内容を読むにつれ、まさに起こるべくして起
こったと断言できる事故であります。安上がり
だけを求め、ずさんなプール管理をしてきた自
治体、危険性の予知や緊急対応の判断もできな
いアルバイト監視員配置の委託会社、安上がり
経営と儲け主義が起こした人災だと、私は思い
ます。

この事故を受け、文部科学省の指示で、全国

一斉にプール調査が行われました。宿毛市でも、その調査と対策がされましたが、その結果をお尋ねいたします。

今回は、プールの危険箇所がクローズアップされたために、大問題でありましたが、そのほかに学校や通学路には、子どもの命を奪う危険箇所の指摘もされます。犠牲者が出たら金を入れ、対策をするのではなく、犠牲者が出る前の対策が必要であります。

二ノ宮から野地への市道は狭く、子どもがたびたび転落すると聞きます。洪水時に転落すれば、死亡事故につながります。市道管理の問題ではありますが、子どもの命を守る観点から、教育長に今後の対策をお尋ねいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、障害者自立支援法でございますが、非常に多岐にわたって、国に改善策を求めよというふうなご指摘でございます。

いろいろ障害者自立支援法が施行されて、いろいろな問題が出て来ているということは承知しておるわけでございます。ただ、国の法律で決まったものでございます。いろんな弊害、出てきているということは承知しているというふうなことは申し上げておりますが、法律が出た直に、これかえろ、あれかえろというのは、なかなか厳しいかとは思いますが、障害者の立場に立った形での、我々、いわゆる市民と直接触れ合うところの行政といたしましては、負担増ということになるものについては、非常に心苦しく思っているわけでございますので、市民の要求、またそういった形のものについては、できるだけの要望は出してまいりたいというふうに思います。

一般的な形での答弁をさせていただきます。

福祉サービスを利用する方が、施設やホームヘルプサービス事業者等を、みずから選択しまして、直接契約を行い、障害福祉サービスを利用するという、これまでの支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、ふえ続けるサービス利用のための財源を確保することが困難となってきた。

そういうことから、今後の福祉サービスを持続可能な制度としまして、この課題を解決するために、障害者自立支援法が制定施行されております。

このような流れの中で、利用者の月額負担上限額を踏まえた応益負担については、本法の根幹をなすべきものでございまして、今後の福祉サービスを持続可能な制度とするためには、行政としましても、法施行の趣旨を踏まえて、一定、尊重はすべきものとは考えます。

この中で、厚生医療、育成医療、精神通院医療の、いわゆる自立支援医療につきましては、本年4月から原則1割の応益負担となっております。また、福祉サービスにかかわる応益負担についても、原則1割の定率負担の仕組みとなったところでございます。

一方、これら原則1割負担の中で、世帯の所得水準に応じまして、自立支援医療、福祉サービス、それぞれに1月当たりの負担に上限額を設定するなど、低所得世帯等に配慮した負担軽減策は講じているというところでございます。

また、通所サービス、入所施設等、ホームヘルプについて社会福祉法人等、これは宿毛市では中央デイケアセンターでございしますが、提供するサービスを利用する場合にあっては、1つの事業所での月額負担、上限額はさらに半額とする軽減措置は行っているところでございます。

議員ご指摘の、このような国の減免制度では不十分であるというふうなことで、独自の負担軽減措置について、支援策を求めるというご提

案でございますが、この10月から新たな障害福祉サービス、地域生活支援事業等がスタートすることになっておることによりまして、幡多管内の6市町村により、統一した対応を図るべく、協議を現在行っているところでございます。

今後、本制度の移行が進むにつれまして、さまざまな課題が、恐らく明らかになってくるものというふうに考えております。

行政の取り組むべき支援策として、真に必要な施策は何かということを見極めて、要望すべき課題につきましては、国、県へも要望しまして、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、持続可能な制度としていきたいと、このように考えておるところでございます。

それから、小規模作業所についてでございますが、設置経営の主体とか、経営方法がさまざまでございます。共通点としましては、法定外の事業、これは国の法律に基づいていない事業ということでございますので、実質的には県とか市町村の自治体による補助金が、小規模作業所を支えているのは現状でございます。

自治体におけます行財政が非常に厳しい状況でございますが、小規模作業所の事業運営は、さらに厳しい状況にあるものといえるところでございますが、小規模作業所の事業存続については、今後、厳しい選択を迫られることも予想されますが、本市としても、どのような支援が可能か、財源の確保を含めまして、県へも強く要望をしてみたいと思っております。

それから、障害福祉計画の策定でございますが、この策定に当たりましては、まず策定委員会を立ち上げまして、現在のサービス利用状況を分析しまして、ニーズ等の把握を行い、利用状況の伸びや施設の新体系への移行、平成23年度末時点の施設入所者数の7パーセント以上の方を、地域生活や一般就労への移行を進めるなど、新たな勘案要素につきましては、精査検

討の上、地域の実情に即した計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

それから、法施行後の実態調査でございますが、現在のところは、実施しておりませんが、先月末に障害者自立支援法施行に伴う意見交換会を、各施設、障害者団体等の代表者の方々にご出席をいただきまして、開催をしてきました。

その会の中で、施設の施設長からは、施設が新体系へ移行する時期の問題、障害認定区分による介護報酬単価の明確化とか、施設運営費確保の問題、保護者からは、障害福祉サービスに対する要望等を、多岐にわたるご意見をいただいております。

これらの意見を集約しまして、今年度策定する障害福祉計画へ反映してまいりたいと、このように考えております。

また、実態把握とか、調査につきましては、今後の障害福祉計画の進捗状況等を踏まえまして、適切な時期に関係機関等との意見交換会を開催して、福祉サービスの利用実態や制度に対する意見等の把握に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、障害児の長期休暇支援事業に対しての支援でございますが、現在、障害児を持つ親の会、これはみちくさクラブでございますが、中心となりまして、障害児のための夏休みの生活支援活動を行っているところでございます。

本年は、福祉事務所としてみちくさクラブの要請を受けまして、夏休み期間中のプールの確保に努めてまいりました。

それから、財政的支援につきましては、困難な状況でございますが、今後におきましても、障害児を持つ保護者の皆さんが、子どもを安心して預けることができる場の確保など、創意と工夫を持って、積極的な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、介護保険の福祉用具貸与の件でござい

ます。

福祉用具貸与サービスは、本来、便利だから利用するといったようなものではございませんで、体の、身体状況に応じまして、必要と判断された方が利用できるサービスということを前提にしまして、本市の福祉用具貸与の取り扱いにつきましては、平成18年8月14日付の厚生労働省事務連絡に基づいた対応を図っていくこととしておりますが、軽度者の方であっても、その状態に応じて、国の示す一定の条件に該当しまして、これら福祉用具の貸与が必要であるというふうに、適正に判断された方につきましては、引き続き、保険給付の対象となりますので、軽度者であることをもって、機械的に保険給付の対象外とすることのないように、またサービス利用者に対する各事業所、ケアマネジメント担当者によります丁寧な説明実施の徹底ということなど、十分な配慮をもって、新制度への円滑な移行に向けて取り組んでまいります。

次に、職員の安全対策でございます。浅木議員から、職員に対するご配慮、非常にありがたいお言葉でございます。

今回、スズメバチの件でございます。ハチによる被害でございますが、けさのテレビでも報道されて、ハチに数カ所刺されてお亡くなりになったというふうな事故というものがございましたという報道がございました。

ハチによる被害につきましては、毎年、死傷被害の報道がありまして、その危険性は広く知られておるところでございます。

テレビでもございましたが、これから、非常に、最も多く発生するんじゃないかということでございまして、8月とか9月というのが一番多いというふうなことを申されてました。

刺されることによりまして、アナフィラキシーショック症状というのが起こりまして、死亡

する場合もあるということから、本市におきましては、この間の土佐市での事故以来、職員に対しまして、山林へ出向く際には、ハチとかマムシに十分注意するように喚起しているところでございます。

今後におきましても、ハチの危険性を初め、刺されないための対策等の周知につきましては、一層の徹底を図りまして、事故防止に努めてまいります。

また、万が一刺された際の救急対策として、議員ご指摘のエピネフリン注射を、現場に出る職員に持たせるというふうなことにしましては、これは非常に有効な手段であるとは思いますが。

ショック症状を過去に発症した、また起こす可能性がある人と診断した人しか、これは購入できないということと、保険の適用外で、これは1本1万5,000円程度になるということで、常備をしておくことが非常に困難でございます。

しかし、毒を吸い取る吸引機ですか、吸引機の、これはポイズンリムーバーとか、薬剤等につきましては、安い価格で、だれでも簡単に取扱うことができるということで、ショック症状を軽減する効果もあるようでございます。

これは検討してまいりたいというふうに思っております。

なかなか、ハチ毒に対することについて、注意を喚起しても、相手が動物でございます、虫でございますので、すぐに対処できないということもあって、非常に危険性があるというふうに認識をしております。

次に、教育行政の関係で、基本法の関係でございます。

最近では、教育基本法に問題があるのかどうか、ちょっとわかりません。というところがございます。目を覆いたくなるような、凶悪な少年犯罪、少年ばかりではなくて、非常に残虐

な犯罪が発生しておるところではございます。教育につきましても、登校拒否、不登校、いじめ、授業不成立などのさまざまな課題を抱えているのも現実でございます。

このような社会や教育現場で起きているさまざまな問題の要因が、私は教育基本法だけに問題があるというふうには、考えてはおりません。

これらの少年犯罪とか、いろいろな教育困難というのがありますが、このような原因は、教育基本法の問題というよりは、社会環境の急激な変化による家庭、学校、地域社会の教育力の低下とか、子どもを取り巻く環境に原因があるんじゃないかなというふうには思っております。

教育基本法の改正は、平成15年の3月に、中央教育審議会が答申をまとめて、平成18年4月に改正案が閣議決定をされておりまして、さきの国会から継続審議となっておるわけでございます。

現在の教育基本法の理念は評価すべきものでございまして、その理念の実現に向けて、取り組んでいかなければならないんじゃないかなというふうには考えております。

ただし、教育を取り巻く今日的な観点から、教育の重要な理念や、視点を明確にすることも必要ではなかろうかというふうには思います。

教育基本法の改正につきましては、すべての教育法令の根本ともいうべき法律でございますので、今後とも国の方において、十分な議論をしていただくことが必要ではなかろうかというふうに思っております。

それから、1点だけ、教育長へのお尋ねの件で、1点だけ申し上げておきますと、民間の流水プールにおいて、女児がお亡くなりになったということでございます。

この時にも、私ども市の管理する施設の安全管理については、十分、職員がやってくれているというふうに思っておりますが、なお、こう

いった事故があったというふうなところにつきましても、必ずプールばかりでなく、市の管理する施設の安全確認を、再度、やってほしいというふうに、職員にも通知をしております、施設管理の重要性というもの、子どもの命を奪った流水プールということでございます。そのようなプールは、市の中にはないわけですが、このような市の管理する施設の安全管理というものを、再度、徹底を申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、1番、浅木議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今日の教育困難の原因が、教育基本法そのものにあると考えるかと、この質問でございますけれども、教育基本法の理念は、崇高なものであり、登校拒否、不登校、いじめ、あるいは学級崩壊などの教育困難の原因が、教育基本法にあるとは、私自身は考えておりません。

このような教育困難や悪化を、凶悪化をする少年犯罪のこのような原因は、家庭、地域社会の教育力の低下、あるいは社会のモラルの低下など、子どもを取り巻く教育環境に多くの原因があると、このように考えております。

次に、教育基本法の教育目標について、お答えをいたします。

改正教育基本法案の第2条に、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこととあります。

これは、子どもたちが国際人としての態度を養い、信頼される日本人として成長していくことを目指すものと考えております。

国を愛する態度を、具体的に、法律に定めることについては、さまざまな意見もあり、十分

議論をし、国民的コンセンサスを得る必要があると考えております。

次に、教育の直接責任制について、お答えをいたします。現行、教育基本法10条に規定しております教育の直接責任制は、教育が国民の信託にこたえ、国民全体に対して、直接責任を負うように、行われるべきであると規定しております。

言うまでもなく、教育にかかわるものは、国民全体の代表者であり、奉仕者でなければなりません。

また、教育は、国民のものであり、教育行政に対する国民の発言権が広く認められなければなりません。

現在、市内全小・中学校においては、開かれた学校づくりの取り組みを行っておりますが、この開かれた学校づくりは、子ども、保護者、地域の方々が参加し、学校運営を初め、地域の教育課題を、地域で解決しようとするものでございます。

このような取り組みは、教育の直接責任制の趣旨と一致するものであると考えております。

次に、人格の形成を目指す教育が、序列をつけ、競争に駆り立てる方向に進んでいることが、好ましいと考えているかのご質問でございますが、人格の形成とは、個人の価値と尊厳との認識に基づき、人間の備える、あらゆる能力をできる限り、しかも調和的に発展させることです。

一人ひとりの子どもの命と尊厳が大切にされて、初めて目的を達成できるものです。

序列や競争によって、目的を達成できるものではございません。

平成19年度から導入される全国学力学習状況調査につきましても、序列をつけたり、競争心をあおるために導入されるものではありません。その目的の1つには、全国的な義務教育の、

教育の機会均等、教育の水準の向上のために、児童生徒の学力、学習状況を把握、分析をし、教育の課題を検証し、改善を図ることにあると、このように思っております。

また、もう1つの目的に、教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、みずからの教育の結果を把握し、改善を図ることにあります。

みずからの教育方法を検証し、改善していくための資料を得ることは、必要なことであると、このように考えています。

次に、教育基本法を改正する必要があるのかのご質問でございますが、教育基本法は、教育の基本理念、義務教育の無償教育の機会均等などについて、定めているすべての教育法令の根本ともいえるべき法律であります。

この基本法の理念はすばらしく、今後も引き継いでいかなければならないと考えております。

しかし、この基本法は、昭和22年の制定から現在に至るまでの59年間、1度も改正されておられません。この間、教育水準が向上し、生活が豊かになる一方で、都市化や少子高齢化の発展などによって、教育を取り巻く環境は大きく変わってまいりました。

現在、私たちが直面している教育課題を解決していくためにも、教育基本法に関する十分な議論を行う必要があると考えております。

このような議論を通じて、国民全体で教育改革を進め、教育環境の改善に向けた取り組みが行わなければならないと考えております。

次に、児童生徒の安全対策についてでございますが、流水プール事故後、文部科学省より水泳プール管理者に対し、プールの安全確保のための緊急自主点検の通知があり、直ちに市内小・中学校のプールの調査点検を実施いたしました。

点検項目としては、排水口、冠水口部にふた

及び吸い込み防止金具がボルト等で固定されているのかという、二重の安全対策に関する施設の調査でありました。

調査の結果、市内10小学校、及び2中学校のプールにおいて、該当する不備を確認をいたしました。

不備のある学校につきましては、直ちにプールの使用禁止をし、対策工事を行い、安全確保に努めるとともに、学校長への安全指導の徹底を図りました。

児童生徒の安全対策に関しましては、今回のプールの問題や通学路、遊具などの施設だけでなく、学校内はもとより、校外におきましても、交通事故や不審者など、児童生徒を取り巻く諸問題は山積しております。

児童生徒の安全確保は、最優先課題であり、どのような課題に対しても、常に関心を持ちながら、教育委員会、学校、PTA、地域並びに関係機関で連携を図り、未然防止に取り組んでいかなければならないと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時01分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番浅木 敏君の質問を継続いたします。

1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 1番、再質問をいたします。

まず、1番目の障害者自立支援制度についてですが、これについては、先ほど、市長からご答弁をいただきましたが、これの持っている問題については、先ほど触れたわけでございます。

この問題で、やはり一番苦勞しているのは、行政機関としては、地方自治体だと思います。政府の方では、直接携わるわけではないですが、先ほど市長からお話ありましたように、市民と直接触れ合う立場にある地方自治体としては、今の自立支援法の中で、非常にそれぞれの障害者が困っている、施設が困っているという現状を知りながらも、置いとくわけにはいかんと。何とかせないかんという、直接見る立場にあるわけです。

そういった面から、各地方自治体、多くの自治体からこれらの問題点について、政府機関へいろいろな要望が出されております。

先ほど、私が申し述べた部分もそれでございます。

それとともに、自治体としての独自の支援もするようになってきているわけであります。もう数多くの自治体ですので、一つ一つは紹介できませんが、一番近いところでは、高知市が今度の議会へ、この助成策を提案しております。

これは、ご承知のように、現行負担額を18、19年度については3分の1に減らす。そしてまた、20年度については、3分の2にするということで、次の見直しまでの間に、市としてできる助成をしていくというふうに決めています。

この財源が、ざっと5,000万だということです。

そしてまた、この海を渡ったところの大分市においても、それぞれ現行の上限負担額、こういったものについて、例えば非課税の人だったら2分の1にしましょう。それから、課税世帯でも、上限を3万7,200円に抑えましょうというふうな決定をしているわけでございます。

国の制度が悪くなったからといって、地方で全部負担していくのは大変だという何もありませんが、直接、市民と接する自治体としても、可

能な限りの支援策を打ち出しているわけでございます。

こういった面で、宿毛市としても、必要なことは、それぞれ政府機関へ向けて申し上げます。

法律の改正は、それぞれすぐには難しくても、制度の運用とかいう面については、改善できる部分があるわけであります。

先ほど紹介しましたように、9月に入ってから、この取り扱いの一部、これについて変更してきたということで、今、それぞれの自治体、そしてまた施設においても、たびたび変化がしてくるので、対応に非常に苦慮するという面もあります。

しかし、取り扱いがよくなっていく部分については、それは非常にいいことだというふうにとらえているわけであります。

こういった面で、今後とも問題点を政府の方へ提案していただくとともに、市としての負担についても、今、ここですぐ回答できなくても、検討していただきたいと考えます。

それから、障害福祉計画の件ですが、これについては、委員会を立ち上げるということですので、私が話しましたように、やはり障害者の代表、障害者の声が届くような組織づくり、こういったものを考えていただきたいと思うわけでございます。

それと、それぞれの施設への支援につきましては、財政的支援と、もう一つは、例えば作業所、授産園等については、仕事の面での支援、委託業務も含めて、もあると思います。

それぞれ障害者ができる仕事、こういったものについて、市の仕事のうちから、そういうものを施設の方へ回す、そういうことに取り組んでいただきたいと。

今度、行革プランで出されておりますごみ袋の件にいたしましても、現在、授産園でそれぞれ仕分けをし、チェックをして、袋詰めにして

各家庭へ届くようにしているわけです。

これについても、行革プランでは、授産園から引き上げるというふうになっておりますが、こうした障害者がそれぞれ市民の生活の支えになっている仕事、こういったものについては、やはり障害者の仕事として、今後とも大事にしていていただきたいと思います。

それから、一番最後の方で触れました休み中の学童保育への助成ですが、障害者が、例えば中村養護学校の方に、いつもは通っている。あそこは学校ですので、夏の間は休みになる。その人たちを、宿毛の施設が一定期間、それぞれ預かる。これについて、先ほど、市長からお話のありましたように、組織で協力はしているということでございますが、これを見ましても、夏休み中にかかる費用のうち、県の方で3分の1は負担してくれているようです。

あと、施設と親が負担しているというのが現状だと。

それで、せめてあと3分の1を自治体負担にしてもらえんかと。

例えば、四万十市では、そういう場合に、既に自治体負担をしているようにも聞いているわけですが。そういった面で、宿毛市の財政、非常に厳しい中ではありますが、そういう財政的な助成についても、再検討していただきたいと思っております。

それから、福祉用具の貸与についてですが、市長お話ありましたように、これは便利だから利用すると。必要もないのに便利だから利用する、こういう人については、市長の話もわかるわけですが、そうではなしに、実際、これがなかったら起きれない、立ち上がれない、そういう人まで、あなたは基準以下だからということを持って帰るということになっているということに、問題あるわけです。

宿毛では、そういうことはないように、引き

続き、貸与するというございますので、今後とも努力いただきたい。

なお、これをめぐって、障害者本人、それとケアマネの間で、いろいろ意思の疎通、食い違いが生じることもあろうかと思いますが、そこら当たりも含めて、本人の状態を十分把握し、また、本人の意見も十分聞いて、対応をしていただきたい。

それとともに、その結果、どうしてもあなたには、どっちから見ても貸与するわけにいかないという場合は、本人負担で借りるという場合もあるわけです。

それからまた、本人が買い取るという場合もあるわけですが、そうした場合に、この通達にもありますように、通達といいますか、文書にもありますように、適正な価格でそれぞれ利用者が手に入れることができるようにしていただきたい。

今、いろんな面で、悪徳商売というようなものを聞くわけですが、そういうことにならないように、この基準から外れた人についても、相談にはのってあげて、そしてまた、月額借り上げ、借上料、こういったものも安くなる。そしてまた、中古ないしは新品も含めて、買い取りの場合に、適正な価格で買えるように。

それともう1つ、中古については、これは電気製品ということになって、PSEマークが必要だということをございます。そういった面から、買取者に販売する業者は、こういったものについても、十分処置をしてから買い取るような、こういった面も含めて、この通達の趣旨を、貸付業者、そういったものも含めて、再度、徹底していただきたい、このように求めます。

それから、市職員の安全対策についてですが、これにつきましては、私は、現時点で一番、強調したいのはハチに対する恐怖、こういったものが、やはりまだまだ希薄ではないかと、こう

思うわけです。

土佐市の場合もそうであります。あの記事内容を見ても、5人程度で現場に仕事に行っていたということですが、結果として、背負っておりたとなっております。

このアナフィラキシーショックでなった場合、のどが閉鎖し、舌根が沈下するというので、のどが詰まるわけでありまして。そういった面から、背負っておりは極めて危険と。手づくりの、自分の作業服、カヅラ、ひも、そういったものを使って、あくまでも気道確保しながら移送する、こういったことが必要ですが、新聞記事を見る限りでは、そういう方法ではなかったということで、救急処置がわかってなかったんだなど。これは1つの、一部分をとらえて申しわけないんですが、そういった面も含めて、やはりハチに対する恐怖、それとそれに対する応急処置、そういったものについて、再度、組織内での検討をしていただきたいと、このように思うわけです。

なお、余談になりますが、このアナフィラキシーショックを起こすのは、ハチ以外に、私の最近聞いたところでは、家庭で飼うハムスターですね、これも同じ症状を起こすというふうに聞いてます。

かまれたときに、すぐ処置しないと、体質によってそういうことになる。ハチと同じ症状を発生するということですが、この安全対策とは関係ないですが、それぞれの生活の中でも気をつけていただけたらと思うわけでありまして。

それから、教育行政については、それぞれ前向きな答弁をいただきました。教育基本法の現代の理念、これはすばらしいものだということで、教育長の方からお話もありました。

この教育基本法につきまして、後段の部分で、私はフィンランドの例を出したわけですが、ここが、非常に学力がすぐれているという紹介をい

たしましたが、ここにつきましては、国際学習到達度調査で1位だったという。なぜそうだったかということについては、先ほど、少人数学級とか、先生がそれぞれ工夫するとかいうことを述べましたが、それとともに、フィンランドは、日本の教育基本法が非常にすばらしいと。これへ書いてあることを実践したことによって、こういうふうになりましたというようなことも、聞いたことがあるわけです。

そういった面から、今の教育基本法そのものを、本当に実践されれば、豊かな教育ができると考えるわけです。

今後、宿毛市においても、教育基本法を再度徹底するという面に取り組んでいただきたい、このように考えるわけであります。

それから、最後の方の、児童の安全対策について、これについては、市長の方からもご答弁いただきました。公的施設、学校を含めて、十分な安全管理をしていくということです。

そしてまた、教育長の方から、それぞれ説明を受けましたが、やはり、私が気になるのは、災害が発生しないと、行政組織が動かないという点について、非常に心配するわけなんです。

例えば、以前に中村で、具同からこちらへ来る、宿毛の方へ来る道、これについて、歩道がないということで、歩道をつけてくれという、地元から非常に強い要望があったけど、あそこは国道ですので、国の方でそういうことができないということを拒否してきたわけですが、ある生徒が事故に巻き込まれて死亡したと。そしたら、たちまち、あそこがきれいな道に整備されたら。だれかが犠牲にならなければ、よくならないと、そういう予算を組まないということについて、非常に疑問に思うわけです。

そういった面で、やはり危険なところ、子どもの命にかかわるようなところについては、それを把握すればすぐに直していく、処置をして

いく、こういうことが必要だと考えるわけです。

例に挙げました二ノ宮、野地の道にいたしましても、私も洪水のときに行ってみました。子どもたちは、それぞれ帰ってますが、ふだんときなら、落ちてても、河原へ落ちたとか、藪に引っかかったという程度で済むわけですが、篠川から流れてきた大洪水、こういったものがうずまいているときだったら、すぐに波に、うずまに巻かれて連れて行かれると。けがでは済まないという状況があるわけです。

そういうことを、市の方でも十分把握はされているんだと思います。かなりの部分、危険箇所については、ガードレールをしていただいております。しかし、ところどころ危険箇所のうち、やれてないところがあるわけです。そこは、前には木が生えてあったから、ひよっとしたらしなかったのかもわかりませんが、現在は、危険な状態であるにもかかわらず、されてないという部分があるわけです。

大方の部分が済んでおりますので、ガードレールについても、それほど膨大な金にはならないと思うんで、とにかく落ちて濁流に巻き込まれる。命がなくなる、こういったものについては、それぞれ十分な調査をして、そういう事故が発生する前に、命を失う前に、処置をしてもらいたい。

これは、教育委員会は子どもの命を守るという面から、行政は、それぞれその責任を、先ほど、市長がお話にありました、十分な管理をするという面から、今後、考えていただきたい。

以上、再質問といたします。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 浅木議員の再質問にお答えをいたします。

障害者の自立支援法の関係でございますが、最初の答弁でもさせていただきましたように、これから、やはり問題点がまだまだ顕在化する

んじやなかろうかというふうな考えを持っております。

浅木議員のご指摘のとおり、我々も問題点を把握しまして、国へ要望すべきものにつきましては、例えば負担率をぜひ上げていただきたいとか、そういうものについては、きちんと要望していきたいというふうに思いますし、また、市長会等、いろんな場面を通じましても、発言もしていきたいなというふうには思っております。

また、それに加えて、基礎自治体であります市町村がどうしていくのか、それを支援をしていくべきだというご指摘でございますが、なかなか財政的なものもございます。財政的なものを言うと、すぐにかたがつくようなことを、私は申しませんが、やはりここら辺、高知市は段階的なものを導入するというお話もお聞きしましたが、制度の運用でございますので、我々、この幡多地域、広域がございます。いろいろな障害者の方々、幡多の広域の施設にそれぞれが入ったりをしておりますので、幡多広域の関係で、先ほど申し上げましたように、少し対応を、同じような対応を協議をしていきたいというふうに思っております。

それから、障害福祉計画の件でございます。障害者の声が届くようなということでございますが、その部分につきましては、しっかり把握した上で、障害福祉計画というものを、きちんとしたものにしていきたいというふうには思っております。

それから、小規模施設への支援でございます。浅木議員、ちょっとご訂正願いたいと思っておりますのは、先ほど、授産園からごみ袋の委託をとるとかいう話をされましたが、これは、行革の中で、授産園からごみ袋の委託をやめるということではございません。ごみ袋の単価が、工法を工夫すれば安くなりますので、単価を安

くいただくというふうなことをやっているわけございまして、四つ切とか二つ切とかいうのがありますが、そういったごみ袋を授産園からもらわないということではございませんので、ご理解願いたいと思います。

それから、財政的な支援というのは、先ほどの夏休み中の学童支援3分の1の問題もございましたが、なかなか、今、ここですぐ出しますということには返答できません。財政的なものは、予算要求の絡みでいろいろな検討をしてみらなきゃいけないので、すぐには、ここではないということにはなりません、いろいろな仕事の支援とかいうふうなご提案もいただきました。

その中で、いろいろ考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、福祉用具の貸し出しにつきましては、おっしゃるとおりのことでございますので、相手方のある話でございますから、すぐに、法律がこうなったからすぐ返せとかいうふうなことは、絶対するつもりはございません。

相手方、またケアマネジャーの方々とお話をしながら、進めてまいりたいと、このように思っております。

それから、ハチに対する対応でございますが、これ、職員に対しても、ハチに対する恐怖というものあるよと。いろんな知識を、やはり皆さんに持っていただくということも大切でございます。

それから、応急措置をどうしたらいいかというご提言もいただきましたので、いろいろ参考にしまして、皆さんに周知するようにしたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 浅木議員の再質問にお答えをしたいと思います。

二ノ宮、野地の通学路における危険箇所についてのご質問がありましたけれども、行政は、いつも何かあったときに、というような形で、いつも取り組みが遅いと、こういうご指摘があったわけですが、そういう面も多々あるかと思えますけれども。

この二ノ宮、野地だけでなく、学校は今、危機管理の問題について、随分と取り組んでおります。特に、学校安全マップ、そういったものについても、把握を、それぞれ各学校、あるいは地域の方、PTA、スクールガードリーダー等に危険箇所を検討してもらって、そこにもきちっと諮って、載せられて、取り組みもしております。

なお、ガードレールのこと、確かにおっしゃるような形で、非常に、もしそういうような状況が起こった場合には、大変な事故と、こういうことになると思いますので、担当課と一緒に、改修に取り組んでいきたいと、こういうように思っております。よろしく申し上げます。

○議長（岡村佳忠君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 1番、再質問をいたします。

市長から、それぞれ答弁をいただきました。障害者自立支援制度の問題、これについて、今後、検討していくべきものは検討する。また、必要なものは、それぞれの機会に上へ上げていく、こういうこともお話があったわけですので、こういったことの積み重ねが、制度をよくすることにもつながっていくと思うので、今後、努力してくれるということですので、それを期待したいと思います。

なお、一番最初に話しました、この制度を持続可能なものにするという言葉の意味について、1つだけ気になる部分があるわけです。

これは、政府のいう自己責任論とも含めて、

障害者に対して、それぞれの障害者は自分でこういったものに対して対処すべきだというような考え方が、今、政府の中にも出て来ているわけです。

確かに、そういう事故そのもの、けがすることそのもの、それは障害者が自分の不注意等でけがしたかもわかりませんが、そういう人を支援していくのが、今の社会の仕組み、憲法の建前じゃないかと考えるわけです。

私も、昨年、ちょうどこの9月にけがして、障害者になってしまいました。原因は、私の不注意です。これは、内容で言うたら自己責任と言われても仕方ない内容です。事実、自分のミスだと思います。

しかし、こういうふうには、障害者になってしまったら、それはそれとして、法律、制度で助成を受ける、こういったことは必要なわけでございます。

私も障害者になってみてわかるわけですが、それぞれ、やはりいろんな形での助成というものがありますが、それとは別に、既にこれまでの、かなりの部分での生活する上での経費のかけ増し、こういったものが出てくるわけです。

私程度のけがでさえ、そういう部分があるわけですから、障害の程度が重くなった人については、非常に大変な出費だろうなど、こう思うわけです。

こういった面から、応益負担、これを求めていくということについては、悪い人については、なおさら負担が重くなる。こうなっていくわけでありまして。

こういった面からも、今後、この制度というものは、根本的には大きく変えられて、改善させていかななくてはならないものだと思うわけでありまして。

以上、この市長のお話のありました継続可能という言葉との関係で、再度、質問いたしました。

て、もう1回お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長。浅木議員の再々質問でございますが、持続可能という言葉についてということで、これは私、先ほど、一番最初に申し上げたのは、法律の趣旨がそうになっているということを申し上げたまでであって、私が、これは持続可能などというふうな、応益に変えていったということではございませんので、そのところは理解を願いたいと思います。

法律の趣旨がそうなってますということを説明したわけでございます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 1番、再質問をいたします。

先ほどの件につきましては、市長の方から、自分の考え方で言ったのではないと、そういうふうな文書があるから、表現したんだということでございますので、これを、市長に改めて求めてもいかんと思いますので、市長の考え方でないということを理解しまして、発言を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 10番、一般質問をいたします。

まず、市長の政治姿勢について、質問をいたします。

5年間続いた小泉内閣は、今、終わろうといったしておりますけれども、これに続くであろう安倍内閣は、憲法改正を真正面から唱え、また、教育基本法の改正は、秋の臨時国会で成立を目指しているのではないかと見られます。

また、アメリカに追随した小泉流の政治を継承しようとしております。

小泉内閣によって、社会のあらゆる分野に格差が拡大し、少数の富める者と多数の貧困層が

形成をされております。

また、地方と都市の格差も広がり、地方と弱者を踏み台にした都市の大企業中心の政治が行われてきておりました。

それに加えて、地方交付税の大幅な減額などで、自治体の運営も非常に厳しくなっております。国民は、医療制度の改悪、介護保険料の引き上げ、減税措置の廃止で大幅な税金は引き上げられ、障害者自立支援法の改正など、あらゆる分野で大きな負担増を強いられ、さらに消費税の大幅な引き上げが当然視されております。

これからの私たちの暮らしは、高齢化が進む私たちの地域は、一体どうなるのだろうか、多くの皆さんが危機感を持っております。

特に、多くの国民の暮らしを直撃する消費税問題では、自民党総裁選で谷垣氏は、割と本音を言っておりますけれども、他の候補はできるだけこれを隠しております。

安倍氏も、消費税増税については、2008年の法案提出の可能性を示唆するにとどめておりますけれども、まだ本音は言っておりません。

しかし、ことしの7月7日に閣議決定された骨太の方針2006では、歳出歳入一体改革を打ち出し、消費税増税を明確に方向づけておりますけれども、来年の参議院選挙の争点化を回避するために、その時期と規模については、具体的に言及しておりません。

一方で、都市部に集中する大企業へは、3年連続でバブル期をはるかに上回る空前の経常利益となっておるにもかかわらず、法人税は19兆円から13兆円に、5兆円も減税をいたしております。

このような現在の自公政権による政治で、地方の政治が発展へと向かう道筋があるのかどうか。国民の暮らしの向上につながるのかどうか、地方自治を預かる市長として、次期自民党

政治に希望を託することができるかどうか、率直な感想を、まず求めておきたいと思います。

SWANテレビの経営について、質問をいたします。

13日の本会議開会日に、SWANテレビの経営安定化のために2,082万円の貸付議案が、議会最終日を待たず先議され、可決成立いたしました。

SWANテレビは、宿毛市が5,000円を、資本金を出資し、SWANテレビが借り入れた日本政策投資銀行に3億4,000万円の債務保証をしておる第三セクターの会社でございます。

この議案については、議会は可としたわけですが、私は、SWANテレビの経営を非常に心配しておりますし、SWANテレビに加入している皆さんはもとより、市民もその詳細がわからず、同様に心配しているのではないのでしょうか。

私の質問の趣旨は、このSWANテレビの貴重な情報網を守ること、そしてその必要性を明らかにすること。今後、自立できる経営のために、行政は何を成すべきかをただすことでございます。

ケーブルテレビ会社のSWANテレビは、急速に都市部を中心に発展する情報社会の中で、都市と宿毛市のような地方の情報の格差をなくすることを大きな目的として、設立されました。

特に、2011年7月には、全国で現在のアナログ放送はなくなり、地上デジタル放送に変わることが、既に決まっております。現状では、電波が届かないところ、届いても現在のテレビは映らないなど、テレビ放送が激変をいたします。

また、現在でも、宿毛市内でインターネットが利用できない地域が広くあるなど、都市部に比較して、情報の基盤が大きくおくれておりま

す。

これらの対策では、現段階で、最も有効な役割を果たすのが、私はSWANテレビではないかと考えております。

また、公共放送として、行政の広報や防災、防犯、厚生、そして教育活動にも、今後大きく利用される可能性がございます。

こうした重要な役割を担ったケーブルテレビが、万が一なくなってしまったら、宿毛市としても大きな損失につながります。

今後、SWANテレビの経営を維持し、さらにもっと身近で、必要不可欠の存在になっていくためには、はっきり言って経営安定に必要な加入件数を、一日も早く達成することでございます。

そのために、行政は抜本的な支援対策をとるべきであると考えます。効果ある支援にしているためには、宿毛市の情報基盤の整備のために、CATV事業、SWANテレビの事業がいかにより必要であるかを、さらに市民に明らかにしていただきたいと思うわけですが、SWANテレビが放映を開始した平成15年以降も、NTTなどの光ファイバーにおけるテレビ放送が、有効な情報手段として台頭もしてきております。

果たして、地方におけるこのようなケーブルテレビの事業は、どのような今後、展望があるのか、市民に明らかにしていただきたいと思っております。

また、2011年7月には、現在、受信しております、先ほど申しました、全国のアナログ放送は停止し、そのすべてが地上デジタル放送に変わることが決まっております。NHKや民放局は、宿毛では発信アンテナが貝塚の山と平田の貝ヶ森の2カ所しか建設の予定がなく、電波の性質上、宿毛市全体では、以前よりも難視聴地域が拡大し、現在、共聴方式の山間部や、

サテライト局になっている沖の島などでは、現況では、テレビは見られなくなります。このことについて、よく知っている、また、よく知らない市民もおられますが、現実には、この2011年が迫っているわけでございます。

これに対するために、SWANテレビはどのような事業を想定しているのか、2番目にお聞きしたいと思います。

さらに、公共性を持った事業として、市内広くケーブルを架設しているために、採算のとれない地区への設備投資も多額になっております。

議会に提出された資料によると、累積赤字は平成17年度末で2億3,500万円になっております。

果たして、将来、自立した経営が成り立つ見通しはあるのか。それとも、今以上の行政支援の財政的支援が必要なのか。このことについて、お答えをいただきたいと思っております。

そして、経営改善にとって、一番重要なことは、SWANテレビへの加入者の拡大でございます。計画どおりに加入者がふえていないのは、行政情報なども少なく、まだまだ市民のケーブルテレビに対する関心が低いことも一つの原因ではないでしょうか。

また、市役所職員や外郭団体の職員の加入率は、非常に高いとは聞いておりますけれども、依然として、今の未加入の職員もいると聞いております。

引き込み可能なエリアでなかったり、端子がない場合も想定されますが、市の職員は、SWANテレビの行政チャンネルや災害時の天気予報チャンネルなど、職務上からも必要な情報源だと思います。

また、NTT回線でのインターネットの利用ができない職員、その地域に住む人においては、SWANテレビに加入し、インターネットを大いに活用すべきであります。

SWANテレビは、宿毛市の第三セクターであり、市の職員はSWANテレビの拡販員くらいの認識も要るのではないかと思います。市長の考えをお聞きし、さらに未加入者の職員が、人数がわかれば、職員の数をご明示ください。

また、SWANテレビが日本政策銀行から融資を受ける際、宿毛市は銀行に対して、債務保障の契約とは別に、日本政策投資銀行との間で契約行為がされていると聞きました。

契約した内容、そしてその経過等の明示を求めます。

また、この契約の履行について、宿毛市は契約者に対して、どのような、相手契約者に対してどのような責任が伴う性格の契約なのか、明らかにしていただきたいと思っております。

そして、SWANテレビの現在の加入状況について、お聞きしたいと思います。テレビ、インターネット、そしてその他の現在の契約している口数についてお答えをいただき、そして今後、経営が安定するといわれている計画の契約口数も明らかにしていただきたいと思っております。

さらに、市内には5,000タップ用意されているとも聞きますけれども、しかし、常に地域的な点なんかもあり、この5,000すべて契約可能な状態にはなっていないということもお聞きいたしておりますが、現在の回線の状況の中で、契約を可能な口数は、実際、どれほどになるのか、このことについてお答えをいただきたいと思っております。

続いて、沖の島郵便局の集配業務の廃止について、質問をいたします。

郵政公社は、来年4月には業務を4分割して、これを民間経営に移そうとしております。

その一環として、郵便局にとっては効率の悪い集配業務の統廃合を進めており、母島郵便局においては、今月の11日から集配業務が廃止されました。

政府の民営化の方針に伴う地方の切り捨てが、既に始まり始めました。

本議会では、6月議会で集配業務局の統廃合には反対であるとの意見書を採択し、その意思を表明してきたところでございますが、その効なくして、既に廃止になってしまいました。

私が知っているところでは、6月議会開会の段階では、母島局は統廃合の対象になっておらず、7月28日になって、突如としてその廃止の対象局として公表されたと理解をいたしております。

私がこの時点で沖の島の地区長さんなどに話を聞くと、新聞配達や島内間での配達がどうなるかなど、いっぱい心配していることがあるが、まだ具体的な話は全くないとのことございました。

8月11日には、日本共産党の春名元衆議院議員が、郵政公社の四国支店長との交渉の場を設定をしてくださり、四国内の統廃合をされると予定をされている、計画にある関係局の議員などが、この交渉に参加をいたしました。

私は、そこの交渉では、集配局の廃止については、サービスの低下を来たすことがなく、関係住民の合意のもとに進めるべきであり、母島郵便局についても、島内間の配達のおくれ、あるいは日刊新聞の配達、当日配達、あるいはまた、不在者郵便物の受け取りなどの対策が未確定だとして、実施の延期を求めてきました。

これに対して、支社長は、配達においては、現在よりおくれるようにはしない。不在者、不在郵便物などについては、後日においても、直接する配達体制をとる。チルドなどの小包などについても、保管方法を検討するとの回答を寄せていただきました。

対策としては、一步前進ではありますが、いずれにしても、これからの離島の郵便業務については、サービスの低下は免れません。

聞くとところによると、母島郵便局の集配業務の廃止は、4月の段階で、既に宿毛市にはわかっていた。市にも説明に行ったと聞きました。

宿毛市には、どのような説明が、この時点であったのかお聞きし、仮に4月に説明があり、6月には議会で反対の議決をしているわけでございますから、行政は事の成り行きを掌握し、関係住民や議会にも報告する必要があるのではないかと思います。この件についても、お聞きをいたしたいと思います。

続いて、市道等の補修における宿毛市の材料費の提供についてでございます。

市道のアスファルトの簡易な舗装には、アスファルト原料の提供があれば、地区で補修できるのではないかとこの質問で準備をいたしておりましたが、このアスファルト原料は、あくまでも仮舗装であって、非常に壊れやすいということでございましたので、市道についての質問は省かせていただきたいと思います。

その他の農林道の管理についてでございますけれども、近年、予算枠が少なく、改修や舗装の要望があっても、なかなかできておりません。また、地区や関係者にとっても、25パーセントの負担金が要るために、なかなかできず、我慢している状態でございます。

実際、災害復旧頼みになり、なかなか実現しておりません。

こういう事態に対応するために、例えば、農道舗装については、生コンを市が提供し、工事は地区ですという方法ならばどうなのかということでございます。

これならば、従来より相当多くの工事量がこなせるのではないかと思います。関係地区住民の賛同を得るところもあるのではないかと思います。また、市道の草刈りにいたしましても、多くの地区が自主的に実施をいたしております。ただし、地区間の幹線市道などが放置

されたままのところ、現在でも見受けられません。

先月の8月には、芳奈の運動公園で、他県からも参加する大規模なサッカー大会が行われました。大会の数日前になっても、国道から公園に続く市道の両側、歩道が大きな草が覆われて、非常に恥ずかしい状態になっておりましたが、一向に刈られる気配がありませんでした。

芳奈区では、地区として、こんな状態では恥ずかしい、そういう思いから、大会初日に、峠から公園までの芳奈分を刈りあげをいたしましたけれども、これなども、事前に要請があり、わずかな燃料代でも出してもらえば、事前にできることだと思います。

このような路線を特定し、今後、対応してはと考えておりますけれども、ご検討を求めたいと思います。

続いて、支所、連絡所の統廃合についてお聞きをいたします。

宿毛市の行政改革プランにより、平成21年には宿毛市東部と小筑紫町の支所、沖の島の弘瀬及び鶴来島の連絡所を廃止しようとしております。

まず、その必要性について、お聞きをいたしたいと思います。

私は、行革推進委員会の答申どおりに進めようとしていることは理解できるわけですが、これから、地域はますます高齢化が進み、高齢者の自立した暮らしが必要になっているとき、また、一次産業の大きな変化で、地域の共存が困難になろうとしているときに、なぜ小泉内閣と同じような、言葉は悪いのですけれども、地方を切り捨てるような行政手法をとるのか、納得できません。

既に小筑紫と東部では、関係地区長や区長に支所廃止の考えを説明されていますけれども、議会でも決めたと受け取られるような説明は気

をつけていただきたいと思います。

連絡所の廃止についてですが、弘瀬や鶴来島は、連絡所が廃止された場合、現在の行政業務をどのように継続しようとしているのか、まずこのことについてお聞きいたします。

続いて、東部支所の廃止については、先月、5人の区長に説明があり、私も出席いたしましたけれども、それぞれの区長からは、強い懸念が示されました。

その1つは、地域の皆さんの、なぜ今、廃止なのか。なぜ支所だけが廃止の対象になるのかと疑問が強いことです。私も同様に感じております。

それは、この行政改革がすべての事業を見直しするとして、行革プランが提案されたのに、東部地域では、支所は廃止するプランを立てながら、2つある隣保館については、全く触れられていないことによります。

私は、支所より先に、隣保館を廃止すべきと言っているわけでは、決してございません。私は、東部にある、これらの行政機関を、どのように改革していくのかの議論もなしに、支所だけをターゲットにした改革プランは、地域住民の合意が得られないと思います。

両方とも市民にとっては重要な行政機関ですが、隣保館については、かつての同和対策の特別措置法などとの関係で設置され、現在は、その措置法の役割はほぼ終えたとして、廃止になっている法律を根拠として、建設されたものでございます。

それゆえ、隣保館の役割はだんだん、一般施策として変わっていく必要がございます。

この方向で、支所と隣保館の地域の果たす役割をともに論議し、これからの支所と隣保館のあり方を検討をしていただきたいと思います。隣保館事業は、国から補助金が来るので、行政改革の対象にならないとの説明も受けたことがございます

が、例えば18年度当初予算でも、宿毛市全体では職員6人、相談員3名を配置するなど、隣保館の総額は6,311万ですが、市費の持ち出しは、そのうち3,448万にのぼっております。

私は、住民との結びつきが強い支所は、廃止するより隣保館との連携で、効果的な職員配置を提案をしますけれども、この点についてのお答えをいただきたいと思っております。

また、今後の地域住民への統廃合に向けた説明の一定の日程等をお聞きいたしたいと思っております。

これから地区住民への説明が、順次、実施されると思っておりますけれども、行政に対する地域の要望や、提案に耳を傾け、住民多数が納得いく説明を、選択を求めるものでございます。

最後に、土佐の教育改革と宿毛市の教育についてでございます。

高知県では、橋本知事の選挙公約に掲げられておりました教育改革として、土佐の教育改革を考える会を発足をさせ、平成9年から正式に土佐の教育改革が始まりました。

おりしも、宿毛市においては、平成8年に越境入学問題が発生し、市内の学校の学力問題などが問いかけておりました。

あれから10年、節目として、高知県は土佐の教育改革の検証を始めました。課題としてきた学力や教育環境、地域に開かれた学校づくりなど、検証作業はこれから始まると思っております。

当然のこととして、宿毛市における学校教育についての総括も行われると思っておりますけれども、どのような取りまとめをしようとしているのか、お聞きをいたしたいと思っております。

そして、当然のこととして、現段階で十分な論議はしていないと思っておりますけれども、現時点におけるこの間の明らかな前進面といえるのは、どのような点にあったのか。

同様に、成果が上がらなかったと総括できる、そういう点はどのような状況なのか、この辺についての現在の状況について、お聞かせをいただきたいと思っております。

以上で、最初の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 沖本議員の一般質問にお答えいたしますが、通告にないようなご質問も多々ございましたということは、あらかじめお断りしておきまして、少し答えられない部分もあるかと思っておりますので、そこの辺はご容赦をお願いしたいと思います。

次の政権への感想をどうかということでございますが、私ども、いつも思っておりますのは、今ある地方の格差、この是正をぜひお願いしたい。やはり、地方の声を聞いていただきたい。地方の声を聞いた上で、それをどうか政府において実現していただきたい。

地方は、非常に財政的に困窮しているのが、我々、一番末端における自治体でございますので、そういった地方、まだまだ四国の西南地域においては、基盤整備もおくれておりますし、そういったものが、都会と違うところ。都会と同じようにしろとは言いませんが、せめてある一定の基盤整備なんかは、ぜひ実現していただきたい。道路なんかも、まだまだおくれております。そういったものについての一定の国での施策を、ぜひしていただきたい。

また、いろんな負担率の関係にいたしましても、地方の声、財政的に非常に厳しいところがあるのが我々でございますので、その辺の声をくみ取っていただく政権であっていただきたいというふうなことは、一部でございますが、思っております。

ちょっと不満かもしれませんが、いろいろ、まだまだ言いたいことはたくさんございます。

そこはおきまして、まず一般質問の中のSW

ANテレビの経営でございます。

私、提案理由におきましても、説明させていただきましたが、ケーブルテレビにつきましては、地方と都市部、学校教育における情報格差の解消を目的としまして、第三セクター法人として、平成13年に設立され、事業展開をしてまいったわけでございます。

基盤整備につきましては、ちょっとこの、採算ベースに乗らない地域というのがございまして、こういったところの地域につきましても、整備と言いますか、機器の設置を実施しております。

そういったことから、初期の設備投資が大きくなっておりまして、こういった背景の中で、目標とした加入世帯増が確保できませず、設備資金等の借入金の償還がピークを迎えたということが要因となって、ここ数年、大変厳しい状況が想定されると。

とは言いながら、目前に迫っておりますテレビのデジタル化を初め、今後一層の進展が予想されます情報化社会への対応を考えましたときに、さまざまな情報の提供とか、インターネットへの接続、ケーブルテレビという手法を使って配信を行う当該企業の役割が、本地域の将来にとりましては、重要な地位を占めるものと考えまして、今議会に経営安定化のための貸付金を提案し、ご承認をいただいたところでございます。

次に、SWANテレビの事業内容につきましては、テレビ放送の配信、インターネットへの接続サービスについては、ご承知のことと思っております。

そのほかに、IP電話というサービスを提供しております。IP電話は、インターネットを利用した電話サービスで、日本国内であれば、どこでも市内通話料金で電話がかけられるというものでございまして、SWANテレビでイン

ターネットに加入しておられる家庭や事業所においては、経済効果の高いサービスでございます。

将来は、直接、家庭に行政情報を提供し、画面を通じての受付、サービスの案内等に使用したり、リアルタイムで各良心市等の地場産品の紹介に利用するとか、地域活性化への道具としても、活用が可能なものでございます。

次に、平成23年7月にテレビ放送がアナログからデジタルに移行することに伴う対応でございます。

総務省からは、具体的な対応策の提示がなされていないのが現状でございます。

現在のテレビの受信方法につきましては、宿毛市では、中継発信局からの受信、共聴施設からの受信、ケーブルテレビからの受信という、3つの方法がございます。

先ほど申しました中継局2局、宿毛、平田でございます。この設置は、決定はしておりますが、残りの6局に関しては、明確な提示がありません。

共聴施設におきましても、改修にかかる補助等の提示がございません。

SWANテレビでは、デジタル化への対応をしていく方針でございまして、エリア内での難視聴地域への配信は可能というふうになっております。

次に、自立した経営に対する見通しでございます。

今後の加入の増加が進めば、十分、経営の安定が可能な企業であるというふうにとらえております。

先ほど申しました理由で、ここ何年かは、何らかの支援が必要ではなからうかというふうに思っております。

次に、職員の加入状況でございますが、職員につきましても、それぞれ、さまざまな理由も

ございます。

例えば、アパートに入っておりまして、アパート全体が入っていないとかいうふうなこともございまして、まだ加入していないものもおります。折に触れて、加入をしてもらうような要請はしておるわけでございますが、現在、だれと申しますか、入っていない数というものは不明でございます。

次に、SWANテレビの支援に対する契約でございます。

これは、日本政策投資銀行に対する損失補償契約と、SWANテレビ支援の確約書という2つのものがございまして、損失補償契約につきましては、3億4,000万円に対するもので、確約書につきましては、平成13年3月4日、前市長から日本政策投資銀行総裁に対して、3項目の確約をしております。

これは、投資銀行の事前調査によりまして、採算ベースに乗らない地域についても、投資整備する計画となっております。これには、市からの支援措置が必要であるという政策投資銀行の判断から、政策投資銀行側から要請されたものでございまして、3つありまして、1つ読ませさせていただきます。

平成15年度から15年間にわたり、本市より年間1,000万円程度の行政番組制作委託料を同社に支払う。

2つ目、平成15年度から、本市より同社の固定資産税、同社と申しますのはSWANテレビでございます。同社の固定資産税相当額の経営安定支援補助金を、同社に支払う。括弧書きで、黒字転換まで全額、繰越欠損解消まで半額ということになっております。

3点目に、同社の収支資金繰りが、これ文字をどう読むのか、できないという不でございますが、味と書いております。不味な場合には、追加的な支援を行うという、3項目を3月の4

日に、15年3月4日に確約をしまして、SWANを支援していくという文書を提出しております。

その後、3億4,000万円の融資につきましては、議会の承認を受けまして、損失補償契約を結んでおります。

本来、平成15年3月末に損失補償契約が結ばれておるわけですので、3月4日の確約書は破棄すべきものではなかったかなというふうに、私自身は思っておるわけでございます。

市としては、SWANテレビへの行政チャンネルの業務委託など、必要なものについては行っておりまして、また、固定資産税相当額に対する補助金につきましても、実施はしております。

次に、加入状況でございますが、平成17年度末現在で、2,827世帯の加入がございまして、テレビが2,443、インターネットが1,201世帯、両方が817世帯となっております。

経営安定のための契約数につきましては、加入の内容にもよりますが、約4,000世帯の契約が必要ではないかというふうに考えております。

先ほどご質問の中で、有効可能タップ数ということでございます。全タップが5,000タップでございまして、そのうち、有効タップ数が4,300でございます。

4,300のうち、残りタップ数が、約1,300ということで、今後、新規可能なことであるというふうにとらえております。

次に、母島集配業務の廃止ということでございます。先ほどの沖本議員のご質問の中で、4月に説明があつて6月の議会で説明すべきではなかったかという質問でございます。これちょっと、事実関係を今、確認いたしますので、少々お待ち願いたいと思います。

沖の島につきましては、私ども、郵政公社の局員の方が、本当に地域に根ざした活動をされておるといふようなことで、非常に、今回の郵政民営化の弊害がちょっと出始めているのではないかなというふうな考えも持っております。

公社の方も、この地域の末端の方では、いろいろ考えながら、事業に取り組んでおられるようでございます。

郵政公社から一応、説明がありました内容を、ちょっと紹介をさせていただきます。

母島郵便局が集配しておりました地域は、沖の島と鶴来島にある6集落で、ポストは5カ所ございます。この業務を、今月11日からは、宿毛郵便局が担当することとなり、4名のゆうメイト、これは嘱託職員でございますが、を地元雇用し、母島地区の民家を借り上げて業務を行っている。ポスト数も継続。

沖の島地区については、ほぼ、以前と同様のサービス内容であり、鶴来島地区では、午後のみであった配達を午前も行い、日曜日にもポストを開け、配達も行うなど、サービスアップとなっている。

課題となっていた母島郵便局前のポストの8時に開かんする郵便物で、島内配達分は宿毛局へ送付することなく、独自の消印を使って、速やかに配達を行っている。

また、朝の定期船で運ばれた新聞を、郵便物で配達する場合も、同様に処理している。

今後の離島における郵便局の集配システムについては、郵政公社としては、業者への委託が基本であり、全国的にも委託が多いことから、沖の島においても、現行は嘱託職員で実施しているが、委託が基本方針である。

なお、鶴来島は、以前から委託で実施している。

今回の選定は、業者の募集をしたが、応募者がいなかったため、地元の方との随意契約を目

指したが、条件で折り合いがつかず、嘱託職員を雇用したものの。

今回の決定は、ユニバーサルサービスの確保と、企業としての事業展開を考えたとき、集配局の整理統合はいたし方ないとする。

これが、郵政公社からの聞き取りの内容でございます。

沖本議員が申されたとおり、結果的に宿毛市及び宿毛市議会が希望した内容とはなりませんでしたが、サービスを低下させないために、今後とも、私どもは郵政公社と連絡を取り合い、地域に合ったシステム構築に、行政としても協力をしてまいります。

次に、市道等の補修における材料の提供についてでございます。

先ほどの運動公園の草刈りには、地元の方々が来て来ていただいて、草を刈っていただいたということでございます。議員初め、地元の方々には心から感謝を申し上げます。本来、行政がすべきというふうなことではありますが、見かねてしていただいたということでございます。ありがとうございます。

例えば、草刈りの燃料とか、補修に必要な材料とかいうだけでも、提供できないかということでございます。そういったお申し出につきましては、できるだけその要望と言いますか、そういうものにお答えしていきたいというふうに思います。

財政的に厳しい折に、地元の方々がこういった協力申し出をしていただくというふうなことにつきましては、全面的に、行政としてもお願いもしなきゃいけない。本来、お願いもしなきゃいけないし、予算的なものも、少しずつでもつけていかなきゃいけないのではないかなというふうなことを思っております。

ボランティア活動が市内各地で広まりますと、いろいろな形で、行政と住民の共同作業もでき

るのではないかなというふうなことも思っております。

それから、支所連絡所の統廃合でございます。まず、ちょっと一般質問の中身とずれるかもしれませんが、昨年、民間の委員で組織します宿毛市行政改革推進委員会の提言を受けまして、新たな行政改革大綱、それから集中改革プランを策定しまして、さまざまな改革ということで進めておるところでございます。

ご質問いただきました支所連絡所の統廃合につきましても、平成28年度を目標に取り組むということにしております。

必要性についてというご質問でございますが、いろいろな形、人件費の問題であるとか、経費の削減とかいうふうなことでございます。この支所が廃止、統廃合された後、どういうふうな形にもっていくかについても、きちんとしたことを出さなきゃいけないと思います。

行政サービスが大幅に低下するんじゃないかという地域の皆さんの懸念については、十分認識しておりますし、行政として、極力、サービスの低下を来たさないように取り組んでいかなきゃいけないというふうに考えております。

財政状況が大変厳しさを増す中で、改革を進める上で、一定、市民の皆様にもご負担やご辛抱をいただかなきゃならない事業もございます。行政組織とか、事務事業の見直し、行政全体の見直しも検討する中で、支所連絡所の統廃合に取り組むこととしております。

取り組み方でございますが、これはやはり、地域の方々のご賛同が得られない以上は、強行はできないというふうなことを、基本的には思っております。

具体的には、ことし7月に小筑紫町の各地区長さんにお集まりをいただきまして、行政としての基本的な考えとか、支所廃止後のサービス提供のあり方等についてご説明申し上げており

ます。

それぞれの地区長さんから、貴重なご提言等もいただいております。

9月には、平田山奈地区の大区長さんや、地区長連合会の支部長に対しても、同様の説明を行っております。

今後も、地区長さんはもとよりでございます、地域住民への説明等を通じまして、ご理解やご協力をいただき、ご意見を生かす形で取り組んでまいりたいと、このように思っております。

弘瀬連絡所と鶴来島連絡所につきましては、どのような形にするのが地域の皆様にとって最もよい選択であるか、沖の島支所のあり方を含めまして、今後、早い時期に地区長さんにお集まりをいただき、協議をしてみたいと、このように考えております。

隣保館につきましては、行政改革大綱には具体的に盛り込んではおりませんが、組織や業務内容を含め、今後、よりよいあり方について、検討もしていかなきゃならないというふうに考えております。

隣保館の設置の目的が、支所とは違ったものでもございます。ご提言はございますが、今のところ、行革大綱の中には入っていないということでもございます。

あり方については、先ほど申しましたよりよいあり方を検討していくというふうなことでございます。

地域住民方への説明につきましては、何度も申し上げます、今後も地区長さんからのご意見をちょうだいして、よりよい形で、皆様方が納得していただける形での統廃合等について、ぜひ進めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

恐れ入ります。私、支所統廃合を28年度と言ったようでございますが、21年度の誤りだ

そうでございます。恐れ入ります。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 10番、沖本議員のご質問にお答えをいたします。

土佐の教育改革と宿毛の教育についてでございますけれども、土佐の教育改革は、平成9年度にスタートし、本年度、最終年度を迎えました。

最終年度に当たって、8月30日、県において土佐の教育改革10年間の総合評価書を作成し、10年間の総括に着手いたしました。

また、教育改革10年を未来につなげる会を立ち上げ、9月7日には発会を行い、土佐の教育改革を総括し、未来にどうつなげていくかの審議を始めました。

さて、この土佐の教育改革は、6つの教育改革の柱を定め、取り組んでまいりました。その6つの柱を中心に、その成果をお話をさせていただきます。

まず、1つ目の子どもたちの基礎学力の定着と学力の向上についてでございますが、県全体では、小学校の学力レベルは全国並みか、それ以上になったと、こういうふうに評価されております。

一方、中学校は、10年前に比べ、若干、下降したという状況になっております。

宿毛市においては、平成10年度からCRTを実施しておりますが、全体として、学力は向上しております。特に、小学校においては、当初3年ほどは全国平均を下回っていた国語、算数とも、平成16年、17年度は全国平均を上回ってきております。

一方、中学校においては、国語を除き、ほぼ全国平均を下回る結果となっております。

また、理科においては、小・中学校とも全国平均を下回る結果となっております。

次に、2つ目の教職員の資質、指導力の向上

については、端的に示すデータはないものの、長期社会体験研修や、県外との人事交流等を通じ、向上しておると。

宿毛市においては、これにさらに市主催の研修会も行い、研修の場をふやしております。

また、学校内での研修会でも、積極的に外部講師を招聘するなどして、実践に結びつく研修を行っております。

3つ目の柱として、障害児教育の推進については、児童、生徒、保護者のニーズに対応した受け入れ態勢が整ってきました。特に、不登校児童生徒に対する情緒障害児学級が認められるようになり、随時の家庭訪問等のかかわりができるようになり、手厚い対応が可能となっております。

次に、4つ目の豊かな心をはぐくむ教育の推進については、不登校児童生徒の割合は、全国平均と比較して、依然高いものの、平成15年度よりは減少傾向にあります。

宿毛市においては、不登校児童生徒の割合は、県平均と比べ、若干高い傾向にあります。しかし、教育研究所に適応教室を設置し、不登校児の通所や、教育相談員の家庭訪問等により、登校に至らないまでも、外部とのかかわりを持てるような取り組みを進めております。

5つ目の学校、家庭、地域の連携の強化については、家庭へのかかわりの中で、子どもたちの生活習慣の確立に向け、取り組んでいるものの、十分な成果となっております。

子育てに関心の薄い家庭や、悩みを抱える家庭へ、どのようにかかわっていくかが課題としてあります。

6つ目の家庭、地域の教育力の再生向上につきましては、平成9年度に開かれた学校づくり推進委員会を各学校に設置をし、家庭、地域の教育への参加が促進されております。

宿毛市においても、平成9年度には市内すべ

ての小・中学校に委員会を設置し、取り組みを進めております。

この開かれた学校づくりを通じて、地域、家庭が学校教育の現状を理解することによって、学校と地域の連携が深まり、学校教育の充実が図られてきております。

なお、質問の土佐の教育改革について、宿毛市としてはどのような形で総括をしようとしておるのか、この点についてでございますが、今、考えておるところは、教育研究所を中心にして、今後、総括をしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 10番。再質問をいたします。

市長の政治姿勢については、ああいう形で質問をしたわけでございますけれども、そういうのが、恐らく、こういう地方の自治体の長として、本当に今後、どうなるのだろうかと思うほど、事態が急速に、大変な事態になっていることのあるわけがあり、この間の、高知県の本山町でしたか、町長がああいう答弁をされて、どのような方が首相になろうとも、いい方向には向いていかないんじゃないかと、いう答弁もされたことがあったんですけども。

そのようなことに基づいて、中西市長にも聞いてみたところでございます。

SWANテレビのことについて、私が当初、この質問した一番の目的はというところで、やはり、現在のSWANテレビの財政状態を市民もよく知り、そしてまた、SWANテレビの今後の宿毛市の情報基盤という点で、非常に大事な、そういう設備であるということ、このことについても、きちんと理解をしていただき、さらに決定的なのは、より多くの皆さん方に、このケーブルテレビに加入をしていただく、こ

ういう道を加速させていきたい、そういう思いが今回の質問にあるわけでございますけれども。

今の答弁では、まだまだ論議も少ないわけですから、今後、飛躍的に拡大をしていく、そういう方向になるかどうか、自分もわからないわけでございますけれども。

私は、市長も言われましたように、SWANテレビというのは、その初期投資というのは、非常に高い。ですから、その採算をとるようになっていくためには、恐らく5年も10年も、例えば先ほど、投資信託銀行でしたか、ここの契約にもありましたように、15年間、1,000万円の行政チャンネルの制作料として出すことを確約するということまであるように、非常にそういう、今後、将来、長期的なビジョンのいる事業であるということだというふうに思います。

そういう点で、特にまた、公共性のある形として、非常に採算のとれないことが当然わかっているこの宿毛市の中でも、人口の少ない地域、こういうところにも5,000タップという形で、エリアを拡大をいたしております。

本当に採算だけをとるということであるならば、この宿毛市街であるとか、西方面の人口密集地域、ここにすればいけるわけで、採算としては、投資に比べて収益が上がる事業になるわけですけども、そうではなくて、本当にこれからの地方において、情報網を整備するということは、宿毛市民の共有の財産になるんだという位置づけで、私はSWANテレビとしても、非常に広域の形で、確かにまだまだ、伸びてないところはあるわけでございますけれども、私は、今後の将来を見据えた初期投資をしているんじゃないかというふうに思います。

ですから、このような点を考えながら、行政も当然、今回のような形であるときには、支援もしなければいけないと思うんですが、まず第

一に、この市民がSWANテレビを見たいと。SWANテレビを見んと、やはりいろんな形で、情報として不足しているんだという認識になっていただく、そういうことが、私は一番、加入者をふやしていくことしか解決策はないわけですから、そのことが大事ではないかというふうに思います。

そのような点で、例えば、私の提案なんですけれども、現在、タップが5,000あると。そして、そのうちに4,300でしたか、そういう、今後、契約をふやしていけるタップ数があるということでございますが。

例えば、僕なんかも地元の芳奈の中に、そういうケーブル網は来ております。しかし、どういう形で、どこに空きタップがあるのか。ここはもう、新たな加入はできないところになっているのか、そういうことが全然わかりません。

これは、決して、だれがとっているということではなくて、どれほど増設する可能性があるということございまして、このタップがいっぱいになったら、なかなか今、いわゆる設備投資としてタップをふやす事業というのは、元気がないわけですから、SWANテレビができない状態になっております。

ですから、これがいっぱいになれば、その近くにおる人たちも、しばらくの間はこのケーブルテレビに入ることはできないわけです。ですから、できるだけ早く、そういう情報を、タップのあいているところには、そういうエリアの中には明らかにしていくということが、非常に大事なんじゃないかなと思います。

聞くとところによると、地区長連合会でも、この間の市政懇談会での市長の訴えもありまして、何とかしてこういう経営状態を、ケーブルテレビをよりよく、いいものにしていくためにも、協力しようじゃないかという方向が出されております。

できれば、そういう地区長さんを通じて、こういう現在のテレビ網についての、ケーブル網についての情報を提供していくということも必要ではないかというふうに思います。

それと、先ほど言いましたけれども、やっぱり行政も、職員の皆さんも、私は第三セクターですから、いわゆる子会社ですよ、言い方は悪いですけども。宿毛市にとって。

その経営状態が、このままの形で推移するならば、大変な、やっぱり宿毛市としてもこれを存続し続けるというときには、大きな負担がある可能性があるわけです。そういうときには、非常に大きな力を持っている職員の皆さん方も、近所に対して、当然、さっき言ったようなタップの状況、エリアの状況は知り得ていなければいけないわけですけども、私は、そういう形で一丸となって取り組むくらいな、私は決意が欲しい。そうしなければ、こういう今の、現在の本当に危機的な状況という形は、改善できないんじゃないかなというふうに思いまして、そのような点について、対応をさせていただきたいと思います。

それと、いわゆるケーブルテレビが果たして宿毛市のこの情報基盤を整備していく中で、未来があるものなのかどうなのか。新しい方法が出て来て、こんなものは古い施設になってしまいやせんかという方々もおられるかもしれません。

私は、そういうことについて、この近い将来においては、なかなかそういうことは、新しいこれに変わる情報整備というのは、できないというふうなことについても、私は皆さんに知っていただく必要があるんじゃないかと思います。

NTTがケーブル光ファイバーを利用して、テレビの受信ができるような、あるいは先ほど言われたIP電話もそうですけれども、インターネットもそうですけれども、そういうことを、

現在、高知ではやり始めました。

しかし、これは全く採算の取れるところだけであって、とてもこの宿毛市のようなところで、広いエリアに、現在のケーブルテレビのような回路の中に、ほどの整備することは到底できるような、そういう金額ではないし、また、採算のとれる状態ではないと思います。

あるいはまた、これからは衛星放送があるんじゃないかというふうな、BSの受信という形もあるかもしれません。しかし、民法のキー局は、今、確かにBSテレビでそういう全国放送を、衛星テレビによって展開をしておりますけれども、地方のチャンネルというのは、これは出せないわけです。ですから、高知県に根ざした、地方の民放テレビというのは、これは今後、変わっていくであろう、地上デジタル放送を通じてでしか受信できない、あるいは先ほど言ったケーブルテレビに加入していくとか、そういうルートしかないわけですから、そういうことを、やっぱり皆さんに何とかするんじゃないかと。このままいったら、テレビというのは、これは映さないかん義務が、国にはあるわけやから、あまねく国民が受信できるようにしなきゃいかんという、確かに政府のそういう法律上の問題はありますが、現在に至っても、まだまだ、全く国はこれ以上の地上デジタル放送に対しての対応する対策、予算も明示してない。

時期は西暦2011年に迫っている。それには、もう準備も含めて、二、三年前には1つの方向をきちっとしておかなければならない、そういう事態になっているわけですから。私はそういうことについても、行政として、できるだけ、こういう営業活動等を支援をして、職員が、あるいは議員も、私どももそうですけれども、加入者を促進していく、そういう役割を担っていく必要があるんじゃないかと思います。

そういう点で、本当にこの問題について、こ

ういう第三セクターの会社を、この宿毛市は本当に、言葉は悪いですけども、つぶしてしまつたと。それこそ恥ずかしいことでもございまして、こういう産業、企業というの、第三セクターでございましてけれども、やっぱり皆さん方で工夫をし合って、経営を安定化していくこと、このことが将来の宿毛市の産業基盤の整備ですから、これはインターネットのできないようなところに、企業は来ませんし、そういう企業は新しいものも起こりません。

私は、そういうくらいな気概でもって、このSWANテレビに対しての行政支援を求めていますというふうに思います。

それから、先ほど、最初の質問の中で、SWANテレビに対しての出資金を、何か5,000円と言ったようですが、5,000万円でございますので、その辺、議長の方でよろしくお願いをいたしたいと思います。

母島郵便局の廃止に向けての、行政と公社との話し合いの経過は、後で報告するというところでございましたので、その件については、答弁の中で市長にさせていただきたいと思います。

それから、市道等の補修における材料の提供、油代ということも、当然です、当然というか、求めているんですけども、私は現在、農道、林道、こういうのが近年、整備がされていない。予算投下がされていないということで、相当、道が傷んできております。

ですから、こういうところにも一定、これは材料費として当初予算から予算を組んで、計画的にやっていくということで、そういう生コンであったり、アスファルトであったり。アスファルトの場合は、材料がなかなか、これは管理がいるものですから、難しいんですけども、コンクリートを提供して、地域でどんどん農道、林道を整備していくという手法を、もう少し力を入れた考え方ができないかなと。

答えはいただいたんですけども、その辺の重要性について、もう一度お尋ねをさせていただきたいと思います。

支所、連絡所の統廃合については、今後、地域の皆さんの理解を得た中で、当然のことながら、進めていくということでした。

そういうことで、若干、時間もございますから、こうした過程の中で、懇談していく中で、地域のいろんな要望や実情、そういうことも明らかになってきております。

そういう点も含めまして、全体の話し合う中で、いろんな新しい知恵も出てきます。

私が先ほど、隣保館の話出したのも、平田の東部の支所の統廃合の話し合いのときに、区長さんから出されてきた内容でもございました。こういう点で、仕事の内容が違うからということではなくて、極端に言えば、そういう特区でもって、そういうものもクリアして、本当に地域の行政を進めていく上で、全体としてとらえ、そして地域の皆さんの総意を、やはりくみ取っていただく方向を検討していただきたいというふうに思います。

教育のことについてですけども、具体的な形で、個々答弁をいただきました。

私がこうして聞いた中で、やっぱり思うのは、確かに学力等についても、特に小学校などでは非常に上がってきている側面があるということをお聞きいたしましたけれども、やはり、学力を増進していくのには、いわゆる学校の先生、これの加配対策、これが非常に効果があるように思います。これは学力だけじゃなくて、学校における、そういう授業を含めて、いろんな教育としてのやり方の中で、先生自体も、なかなかどういった形で子どもたちを教育していくかという点で、困難も伴う中で、複数のそういう先生方と協議してやっつけば、非常に画期的な学力が向上していくという形も、特に東中学校

なんかではお聞きしたんですけども、あるやにも聞いております。

しかし、県の方向としては、予算の関係上、これ以上ふやせないという話も聞いてはいるんですけども、私はこういうときに、今でも実際に実践しているところはあるんですけども。例えば、退職された先生方を、ボランティア的な形も含めまして、教室に入っていただいて、教育できるような形はとれないものなのか。あるいは、地域にもいろんな、特に宿毛市、感じたんですけども、理科というのは、もうこれは、私が議員になったとき、もう16年前になるんですけども、この理科の学力というのは、宿毛市はずっと低いですね。社会もたしかそうでしたけれども。

これがやっぱり、何年間も、そのまままきているということは、私は子どもたちだけの責任では、当然ないと思います。

これは、本当に抜本的な、そういう問題点も明らかにして、そういういろんな民間にも興味を持った、あるいは理科や社会に子どもたちが、教えていただいたら興味を引くような、技術者であったり経験者であったり、たくさんおられると思います。

私は、そういう形の人たちも、ボランティアとして教育の中に組み込んでいただくような、そういう形も、今後、検討されたらというふうに思うんですけども、その辺について、もう1点、この教育行政についてお聞きをしたいと思います。

以上、再質問の答弁を求めます。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 沖本議員の再質問にお答えをいたします。

その前に、先ほど、私の答弁の中で、一番、確約書の日付でございますが、これは正確には15年3月4日でございます、一番最初、日

付を言ったとき、13年と言ったよということで、職員から指摘がございましたので、その後の答弁には15年と申しておるわけでございます。

ちょっと、15年に直していただければありがたいと思います。

それから、先に、母島集配関係で、郵政公社から、説明に4月に来たのではないかとということでございます。この確認をいたしましたら、4月24日に、四国支社の人材育成課長さんが来庁をしております、宿毛郵便局長さんと一緒にございました。

その時の話は、宿毛市に所在する母島郵便局の集配業務を、宿毛郵便局で担当しますということで、9月ぐらいにはという予定であるということだけお聞きしたわけでございます。

そのとき、我々、沖の島での郵便局員さんの活動状況も話しまして、そういう部分がなくなるのではないかとというふうなことも聞いた覚えがございます。

それにつきましては、サービスは絶対低下させないという形でやっていきますからというふうなことをおっしゃってたというふうなことを、記憶をしております。

それから、SWANテレビの関係でございしますが、これにつきましては、沖本議員の方が、この重要性についておっしゃっていただきました。我々も、きちんとした対応を、もっとご指摘の形でもしていかなきゃいけないというふうな認識も、新たにもしております。

当面は、とにかく加入者をたくさんふやす。ふやすためには、どうしていくか、工夫をしながら皆様方にきちんとした説明をしていかないと、加入者もふえないだろうというふうな形を持っておりますので、SWANテレビの会社の方の営業担当、そしてまた、市の職員もというふうなご指摘もございました。できる限りのこ

とをやっていきたいなというふうに思っております。

それから、市町村道の傷んでいる材料の提供のことについて、もっと言えということでございます。

道路は、法定外道路を初め、現在、市道が750路線、延長が374キロ、維持管理していかなくやいけない状況になっております。

これを維持管理していくためには、多額の経費が必要でございますので、先ほど、沖本議員からのご提案のありました形で、皆様にやっていただくということについては、もう、賛成でございまして、舗装のコンクリートを支給しろというふうなこともございます。

確かに、労賃が安くなりまして、草刈り等でも、燃料費だけあれば安価に作業を完了されます。こういった形で、どんな材料がいつ、どういう形でやるのか。また、道路でございますので、地元の方々にも安全な対策もしていただかなきゃいけないということ、いろいろなことを考えた形で、材料提供についての予算を組んでもいきたいと、このように思っております。

それから、支所の統廃合につきまして、支所ばかりではございませんが、いろいろな行政改革という形での進め方でございます。

やはり、市民に一番直結しているのが市役所でございますので、そういった市民の方々のご賛同を得ながら、話し合いをしながら、納得をしていただきながら、進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 沖本議員の再質問にお答えをしたいと思います。

学力向上については、議員のおっしゃるように、教員の加配ということ、指導力はもちろんでありますけれども、教員の加配をもらうこと

によって、チームティーチングとか、それから習熟度別とか、学級の分割授業とか、そういった形での取り組みが非常に大事だと、このように思っておりますし、実際、宿毛市も、かなりそういった形の取り組みをしてまいりましたし、私自身も、県の方に加配教員をできるだけ欲しいという形でお願いをしましたら、本当によく、私の気持ちを聞いていただきまして、やっていただきました。

そういうふうに、教員の加配、これをいただくことはもちろんであります。今、言われましたように、本当に財政的な問題で、今後はなかなかそういった形ではいけないということで、そのために、地域におります退職教員、そういう先生方の指導力、すばらしいものがあると思いますので、そういった先生方に、学校の方に来ていただいて、それでもったすばらしい指導力、あるいは特性、そういったものを生かすような形での取り組み、こういうものは大事だろうと、こういうように思っておりますので、そういった形でのボランティア登録、そういうものもしていったって、学校の取り組みの方に、できるだけ生かしていきたいと、こういうように考えておりますので、よろしくお願ひします。

なお、ちょっと、中学校の学力の面で、悪い方の話ばかりしておりますけれども、毎年毎年、皆さんが一生懸命取り組んでいただくと。あるいは、習熟度別の指導の改善というようなことで、徐々に、宿毛市としては、上がっております。

が、全国平均と比べると低いと、こういうことでございます。

それから、不登校の問題も、17年度は35パーセントくらいアップして、不登校の数が少なくなると、こういうこともございますので、報告しておきたいと思ひます。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 先ほど、聞き漏らしていた点が1点ございましたので、市長にお聞きしたいと思います。

最後に質問いたしました、日本政策投資銀行と宿毛市との確約があるということで、具体的な3項目についてお聞きいたしました。

これは、事前調査として、市の方の支援が、このSWANテレビにとって必要と、政策銀行が判断をしたから、宿毛市にこういうことを実施するように約束をさせたというものの内容だと、理解をしたわけですが、

これが、どういう、市としての履行する、実行していく義務のあるものなのか。

例えば、いろんな事業をするときに、地域に対して、こういうふうなものをやりましょうと。不利益な施設をつくったりするときには、地域と一定の約束をしたりする部分というのは、僕らも感じたりするわけですが、知っているわけですが、こういう形で、いわゆる政策銀行と、恐らく宿毛市長の名前だと思ひますが、市長名でこういうことを確約したということについては、相当、これは重い内容じゃないかなというふうに思ひます。

こういうものは、僕なんか、債務負担行為を議決するときにも、こういうものが、先ほど市長は、このときに廃止すべきだったものではという答弁はされましたけれども、そういう説明も全く受けておりませんし、今日までも、僕が若干、ある方から聞いて、あるのではないかとということで質問したら、こういう答弁が出てきたわけですが、

このことは、果たして、市長も今日まで知っていたのかどうか。その辺と、それから、やっぱり投資銀行が確約を、市とした、年間1,000万円の行政チャンネルの制作費、これやっぱり、相当大きな、今の、行政チャンネルの充実という点から見たら、ここ二、三年、30

0万あるいは350万そこそこで推移をしてきて、市民としても、本当に行政チャンネルが大きな、SWANテレビとして非常に多くの市民が見られる中で、まだまだ私は、十分な放送内容になってないと思うんですけれども。

その辺について、今後、どういうつもりをしているのか、こういう形での契約に対しての履行状況で、果たしていいのか。相手がおったからこうだからとか、いう形の答弁も予想はつくわけですけども。

その点について、若干、整理した形でご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長。沖本議員の質問にお答えをいたします。

政策投資銀行へ、宿毛市長名で、総裁あてに15年3月4日で3項目の確約をしております。

これの拘束力なり義務はあるのかということでございますが、私、ちょっと法的な面については、ちょっとわかりかねますが、私自身思っておりますのは、一番最初にお答えいたしました、これ、行政として3月4日に契約といたしますか、確約書ということ、みたいな形で、貴行の融資についてということを出しております。

それを約束するというふうな文言になっておりますが、これは、議会に損失補償契約を結ぶということで、損失補償をするということで、その年の3月の議会におはかりをされて、恐らく3月31日に損失補償契約を結んでおります。

したがって、先ほど申しましたとおり、3億4,000万の損失補償を市がするわけですので、その時点で政策投資銀行へ出した文書については、これはもう要らないというふうにしなきゃいけないんじゃないかなったのか。この約束事というのは、議会にも諮っております。3月4日付の文書についてはですね。

恐らく、皆さん、その当時おられた方と思

いますが、その時に、議会に諮っておられないでの文書を、確約ということで出しております。

いろいろな行政予算が単年度予算でございますので、15年間にわたってそういうことをしていくとか、いわゆる予算がというか、SWANテレビ会社が財政難に陥ったら、宿毛市が全部補てんしていくというふうな内容でございますので、こういう約束というのはできないんじゃないかなというふうな形を思っております。

現に今、非常に財政難、その当時から見れば非常な財政難になっておりますので、SWANテレビに対して、今、350万とか400万の番組制作はやっておりますが、1,000万という数字は、履行はされておられません。

そんなことで、この文書が有効に、この文書どおりにしなきゃいけないかどうかと言いますと、現在、市の財政を預かっているものとしたしましては、SWANテレビに対して、今、財政難、キャッシュフローができなくなったというふうなことになりましたときに、じゃあ、それを全部宿毛市としてお金を出すかということについては、ちょっとできないのではなかろうかというふうな形を思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 行政の契約という点から見て、例えば、宿毛市がある区画整理した団体に対して、債務負担行為としてやる、今後の利子補給であるとかいうことを約束、契約しておる文書があるわけです。

それは、議会としても、当然、認めた形になっているわけですけども、そういう場合の契約書というのは、ちょっとこれは事務方でいいんですけれども、どういう、議会との関係と、その契約団体と行政との関係では、どういう確約書になっているものなのか。

これは、行政との契約ということの、非常に

ややこしいというか、深い問題もあるかもしれませんが、ちょっとその辺について、答弁できるのであれば、その辺との違いという点でお答えをいただいたらというように思います。

○議長（岡村佳忠君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長、10番議員のご質問にお答え申し上げます。

宿毛市と日本政策投資銀行との間の確約につきまして、本来、財政上、長期の保障といいですか、そのようなものを約束する場合は、予算において、債務負担行為という形でとるべきであろうということでございますけれども、今回の確約については、融資に当たってのお願いの際に添付した確約というふうに聞いております。

この分について、法的に、市として拘束力があるかどうかについては、今の段階では、まだはっきりよう申し上げませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） この行政契約というところでの答弁を、総務課長の方にさせていただいたんですけども、確たる形での結論的な答弁はいただけなかったわけですけども、今後、この辺、ちょっと整理をして、いわゆる地方自治法等の関係とかで出てくる部分が、私もちょっと調べよったんですけども、ようそこまで行きつかなかったんですけども。

ちょっと、その辺の契約のあり方についてのご検討をして、また資料提出、資料というか、回答を、そういうしかるべき場の中で答弁をさせていただいたらなというふうに思います。

先ほど、教育委員会の答弁もいただきました。非常に、いろんないい方向も含めまして、教育の改革という形が、宿毛市でも進んでいるわけでございますけれども、やっぱりこの風穴を、風通しのいい、そういう、いっぱい論議できて、校長先生方も、いっぱい行政との話し合いをで

きるような、そういう地域や、すべては子どものためということでございますので、そういう、今後も開かれた教育委員会であり、開かれた学校であり、開かれた地域という方向で、全力を尽くしていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。答弁は求めません。

○議長（岡村佳忠君） この際、15分間休憩いたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時17分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

17番西村六男君。

○17番（西村六男君） 17番、一般質問を行います。

一般質問の前に、一昨日の朝、大変気持ちのいい場面に行き当たりましたので、同僚議員に報告をしたいと思っております。

ことしの当初予算で、庁舎の清掃費が大分カットされましたが、私は、これだけカットしてできるかなと危惧しておりました。

しかし、考えてみれば、こういう時期でございますので、これもやむを得んかなと思いがら、今までいたわけですが、考えてみれば、今までの、民間も市の職員も合わせてでございますが、始業時間は、大体NHKの時報に合わすように、滑り込みセーフで来たりするのが、時々目についておりました。

そして、先日、出先へ行きましたら、支所は職員が少ないから、2人でお昼休みを交互にとっておると。1回、2回やったらそれでもできるけれども、1年間を通じたら、なかなか大変なことだろうということをお筑紫で聞きました。

そして、こちらで聞けば、本庁の方もそういうことをやっておるそうでございますので、こ

れはなかなかご苦労だなと思っておりましたら、四、五日前の朝、7時40分ごろに、文教センターの前を通りましたら、職員がみんな竹ぼうきを持って掃除しております。

「おい、なぜだ」と言いましたら、今はもう、皆さん、こんなに早く来てやっていますよということで、一生懸命道路の掃除をしていました。

そして、本庁で聞きましたら、本庁も、今は予算が減りましたので、皆さん、自分の周りは掃除をしておるといってございまして。

これは、市長のお考えが隅々まで行き渡った、非常にすばらしい行政ではないかと。その日一日、心が洗われたような気持ちでございまして、同僚議員にも報告いたしまして、職員をほめてやっていただきたいと思います。

さて、一般質問を始めたいと思いますが。

国土調査というのが、25年前、昭和57年に始まりました。この国土調査が始まった主な理由は、災害時に山も川も田んぼも畑もわからなくなるような大きな災害を受けたときに、境がわからないけれども、国土調査をやっておれば、すぐに境が復元できる。そして、中山間地では、田んぼや山や畑の境が、だんだんわからなくなった。今までは、草が生えてわからなくなったけれども、現実では、もうお年寄りがどんどん亡くなって、境を知った方がいなくなって、境がわからなくなったと。

そして、税金をかけるのには、正確な面積に公平にかけるのが原則でございますけれども、国土調査をしてないから、昔の面積で、広いのも狭いのも、台帳面積で適当に税金をかけて、不公平感がある。

そういうことを、是正するために、25年前に国土調査というのが始まったわけでございます。

しかも、こういう事業でございましたので、国が大変力を入れまして、国が50パーセント、

県が25パーセント、75パーセントもの補助金を出してやりなさいと、いう事業であります。

ところが、宿毛市の場合は、国体がありました平成11年から14年にかけて、4年間、中止しておりましたが、それは理解できるといたしましても、現在は、ことしの予算で見れば、ほとんど休止状態で、平田の方の国土調査の残務整理というふうな形になっておりますが、これだけの率のいい補助率があって、いつ、これがやまるかもしれない、こういう厳しい状態のときに、今後、この事業を、市長はどのようにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

続きまして、高レベル放射性廃棄物の最終処分場について、お聞きをしたいと思います。

30数年前を思い出しますと、原油基地の問題がありました。そのときの市長が、第6代、第7代を務めました中西重則市長でありまして、今の市長、あなたの父上でございます。

市長は、いろんなご苦労はありましたけれども、将来を見たときに、これはどうしてもやらなければならないという信念のもとで、随分、ご苦労をなさっておりました。

そして、あちらこちらで市長が、この事業の大切さを皆様方にご説明していた後姿が、今も目に浮かぶわけでございますが。

しかし、その当時は、宿毛湾はハマチの養殖と真珠の養殖が最盛期でございまして、そんなものはなかったも、宿毛湾は十分にいきると。宿毛のほかの方の事業も、宿毛湾で養えるというふうに、鼻息のえらいときでございまして、残念ながら、中西市長の夢はかなわず、この事業は見送られたわけでございます。

しかし、それから月日がたちまして、志布志や白鳥、お隣の菊間、小笠原、むつ小川原等々に、この原油基地がたくさんできました。

そして、現地へ行きますと、立ちシヨンはおろか、たばこの吸殻ひとつ海へは捨ててはいけ

ないという厳しい管理のもとで、公害の「こ」の字もありません。完璧な管理のもとで、これが運営されておりました。

しかも、皮肉なことに、それから数年の後に、皆様ご存じのように、養殖ハマチは降下線をたどり、真珠は、宿毛湾から風前の灯となりました。今は津々浦々回ったときに、ただ残念でならない。あのときにやっておればという声が、満ち満ちておるわけでございます。

めぐりめぐって、今、中西重則市長のお子様であります市長が、宿毛市を預かった今回、国の機関であります原子力発電環境整備機構が、高レベル放射線廃棄物の最終処分場を、全国から広く募集するという事業を始めました。これは、全く6代市長のお骨折りのときと同じような状態がめぐりめぐってきたのではないかというふうに、私は感じておるわけでございます。

県内では、三、四年前に旧佐賀町、そして、今回は高岡郡津野町、安芸郡東洋町で調査をしてはという声が出ました。

ところが、当の市町村が、調査をしてみてもどうかだろうかということで、整備機構から来ていただいて、ご説明を受けるだけで、他の市町村が反対だ、反対だと、大きな花火を上げております。これは、調査をして、やっというか悪いかを、今から皆さんに諮ろうではないかというときになって、反対というのはいいけれども、調査もささない、足を引っ張る、これには私は何か腑に落ちないものがあるわけでございます。

知事は、このように申しております。三位一体改革で地方を追い込み、交付金をばらまく方法に、私は憤りを感じる。反対である。強い、否定的な発言をしております。

しかし、一方で、知事はまた、このようにも申しております。

誘致するのであれば、交付金に迷うのではな

く、エネルギーや地球温暖化を考えたときに、絶対的に必要な施設だと証明するだけのことが必要だと。ただ単に、危険だからというだけではなく、地域に密着したまちづくりや、原子力政策等を総合的に論議をした上で、行動を起こしてはとっております。

これは、十分に皆様方が勉強して、いいのであればともに苦労しようという投げかけではないかと、私は思っておりますが、市長は、宿毛市にこの調査について、勉強をし、もし適地であれば、名乗りを上げてみる気はございませんか。お伺いしたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、西村議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の国土調査についてでございます。

西村議員も、先ほども述べておられました。宿毛市の国土調査は、昭和57年度、藻津地区から着手しまして、開発が予想される区域及び、地図混乱地域を先行して実施してまいりました。

西村議員おっしゃいました「よさこい高知国体」時には、人員配置が難しく、平成12年から平成14年の3年間は、これを休止しまして、平成15年度から、中村宿毛道路の施工区域である芳奈地区に再着手をしまして、平成17年度末までに、宿毛市の調査対象面積が233.06平方キロメートルありますが、このうち、22.35平方キロメートルを実施しまして、約9.6パーセントの進捗率となっております。

残り210平方キロメートルを実施するためには、30年余りかかります。早期に完了させることは、非常に難しい状況でございます。

宿毛市を取り巻く行財政環境が、一層厳しくなっております。宿毛市行政改革大綱に基づきまして、事務事業の見直しを図り、国土調査については、市民ニーズはあるものの、長期間

かかる事業でありまして、緊急度、優先度を考えまして、補助率はよいわけではございますが、平成18年度より新規の事業を休止している状況でございます。

また、平成16年度、17年度で現地調査の終わった区域につきましては、国土調査成果の認証作業と、法務局への送付作業を、平成19年度までに行うようになっておるわけでございます。

今後の対応につきましては、財政状況とにらみ合わせまして、緊急度、優先度を考慮しまして、再着手したいと考えております。

次に、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の施設場所の調査についてでございます。

現在状況を申し上げますと、我々の把握しているものを申し上げますと、我が国の総発電電力量の3分の1を担っています原子力発電が、放射性レベルが高い廃棄物が発生します。

この廃棄物が高レベル放射性廃棄物といわれておるわけでございます。この高レベル放射性廃棄物を、人間の生活環境に影響を及ぼさないように、長期に、確実に隔離する方法の議論がなされまして、現在の方針として、高レベル放射性廃棄物そのものに、厳重な隔離処理を施し、火山や断層等を避けた地下深部に埋め込むことが、最も安全な処分方法であるとされておるわけでございます。

その地下深層部に埋め込む候補地を選定するために、平成14年12月から、各自治体より応募してもらう方式で募集が行われているわけでございます。

この高レベル放射性廃棄物の処分は、国の電力にかかる重要な課題でございまして、候補地として名乗りを上げれば、調査段階から、国の電源立地交付金制度により交付金が交付され、最終処分施設が建設されれば、多額の固定資産税が支払われるということになっておるわけで

ございます。

しかしながら、いまだに、正式に候補地として応募をされた自治体はないと聞いておりますが、一部報道によりますと、高知県内で住民の方から応募を求める陳情がされたり、執行部、議会が候補地として応募について検討をしている自治体があるとは聞いております。

本市において、高レベル放射性廃棄物最終処分施設の候補地として、調査検討をしてみてもどうかということではございますが、名乗りを上げてみるかどうかということではございますが、私としては、本市の豊かな自然環境を守りながら、基幹産業でございます水産業や農林業を振興させて、宿毛湾の魚や宿毛産の農産物として誇れる一次産品を大切に育てていきたいと考えています。

また、いわゆる団塊の世代の方々が退職を迎え、現役時代を都市部で生活された田舎志向の方々に、自然豊かな宿毛への移住を呼びかけてもおります。

このように、豊かな自然を活用した地域振興への取り組みの中、自然環境への影響や、農、漁業への風評被害等を考えますと、私の地域振興と相反する候補地としての取り組みは考えておりませんので、ご了解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長(岡村佳忠君) 17番西村六男君。

○17番(西村六男君) 今、国土調査の件につきまして、ご返答をいただきましたが、残りをやれば、今から30年ということではございますが、これは、国と県が出す負担金に最高限度がございませんので、25パーセント出す力が宿毛市にあれば、30年が15年、10年と短縮できるわけではございます。

ちなみに、三原村、津野町、梶原町等は、もう既に完了しておりますし、お隣の四万十市では、35.7パーセント、大月町では34.5

パーセント、高知市では40.9パーセント、それが、我が宿毛市はわずかに9.6パーセント。しかも、理由が、財源に乏しいから、ようやらないと。

私は、電源立地交付金が欲しくて、この調査をやってみよと、決して言うのではございません。確かに、それはのどから手が出るほど欲しいです。しかし、今、宿毛市、そして高知県民が一番望んでおるのは、高速道路の延伸であり、命の道であります四国八の字ルートの完成でございます。

そしてまた、宿毛市は飛行場もつくりたい。池島港湾も完成したいという、たくさんの夢を持っておりますが、しかし、道路ひとつとっても、道路特定財源の一般財源化が叫ばれておりまして、既に現実味を帯びてきました。

年内にも一般財源化の具体的方向が決定されると言われておりまして、一般道路特定財源が目的外使用されるということになれば、今、高知県でつくっております高速道路の予算の80パーセントは、特定財源が回されておるわけですが、それがカットされるということは、我々の夢である高速道路の完成は、はるかかなたに行ってしまう。そしたら、市民、県民の夢を実現させるためには、何があるかといえば、国が望むものを、やはり我々も調査し、研究し、国とふたつが手を握って、市民が望むものをつくり上げていく。そういう夢と期待のもとに、私はこれを今、市長に提案しておるわけでございます。

今、国が地方を丸抱えする時代は終わろうとしています。自治体には、これまで財源を国が補てんする地方交付税等で、均一に保護されてきました。

しかし、自治体が発行する地方債の完全自動化が始動しました。これは、銭は自分らでつくって、自分らで事業をやりなさいよというところ

まで、もう既に追い込まれております。

北海道夕張市の財政破綻を機に、自治体の倒産に備えて、破綻法が制定されることも検討課題となって、現在、本格的に審議されております。

すなわち、自治体が選別され、きれいごとでは済まされない、ひとり立ちする時代が始まったのだと、私は感じております。

これを、全国的に目を向ければ、既にそれを見越した市町村がたくさんあります。

その例を挙げれば、1つは日航ジャンボ機が墜落いたしました現場の、御巢鷹山の尾根を抱える群馬県上野町の人口1,500人の町でございますが、これは、この町は、村は、大変な反対がありましたけれども、前村長は、どうしてもこれをやらなければ村の存続ができないという強い意志のもとに、1992年ごろから、揚水式発電所を建設を思い立ちまして、東京電力に強く働きかけました。

しかし、村民は、反対でした。しかし、その村長の強い働きかけに、東京電力も賛意をあらわしまして、昨年12月にその揚水発電所が稼働し、運転を始めました。

そしたらどうでしょうか。その発電所の固定資産税が、村の税収の10倍を超える26億4,000万円が、今年度より電源立地交付金として入金することになりましたので、当然、本年より、村は交付税の不交付団体になって、現在はお金をどうして使おうかと、悠々、左うちわの予算編成をしております。

次に、石川県の輪島市ですが、奥能登の小さい集落では、これまでのように、国や県に頼っていたのではだめだという、強い将来への不安から、住民が最も嫌います地域の迷惑施設であります産業廃棄物施設を、みずからがその村に誘致をいたしまして、村全体が集団移転をいたしました。

この例を見ても、きれいごとばかりでは、自治体の経営はやっていけない。その先取りのいい先例ではないかと思えます。

また、お隣の愛媛県伊方町は、ご存じのように原発がございしますが、人口1万2,600人ですが、近隣市町村はもとより、県下全地域で大反対運動がありました。しかし、時の指導者たちは、電気は産業の基幹エネルギーだという信念のもと、地球温暖化対策、化石燃料である天然ガス、原油等々の産出の減少と高騰を考えたとき、絶対、これからは必要なものだということで、物すごい反対の中で、指導者の知事、村長は決意をいたしまして、昭和52年9月に1号基ができました。

それで、反対があったからできないかと思ったら、2号基が57年の3月にできました。反対は半減しました。そして、平成6年12月に3号基ができました。反対は、イデオロギーで、ごくわずかな方です。なぜでしょうか。

地域の開発、まちづくりはもとよりのこと、一次、二次産業は言うに及ばず、教育、文化、福祉、すべての町民が享受し、時の知事、町長、指導者を心からたたえているからであります。

ちなみに、本年18年度の予算編成をのぞいてみましたら、電源立地交付金が18億2,000万、固定資産税、住民税24億円、実に1万2,600人の町に、年間42億円余りの税収があるわけがございします。

こういう現実を見たときに、自然だから、一次産業だから、宿毛湾でとれる魚だから、それだけで市民が幸せになるんでしょうか。

この伊方の例を、私は一度、宿毛市民の皆様方にも十分に吟味していただきたいと思っております。

この現実を見たとき、市長のお考えをもう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長。西村議員の再質問にお答えをいたします。

結論を申し上げますと、最初の答弁とは変わりませんが、いろいろな事例を申されて、お金がたくさん入ってきて、未来の市民、町民は非常に裕福になっているという事例がございします。

私自身も、それは、お金は今、宿毛市にとって非常に、のどから手が出るほど欲しいです。欲しいですが、ただ、将来的に、高濃度の放射性廃棄物ですか、そういったものについて、こちらに調査をするという気持ちは、今のところは持ち合わせておりません。

もともと、やはりこういったものにたくさんのお金を出すのなら、もう少し、我々にも配分してほしいというのが、今の気持ちでございまして、そういったところに出し過ぎじゃないかと。電源立地だからということで、たくさんのお金を出しています。これは、みんな、やっぱり国民が負担しているものじゃないかなというふうな気持ちもしておりますし、たくさんのお金があるから、それをやれということには、なかなかまいらないんじゃないかなというふうな、私自身は思っております。

住民の反対があっても、やった市町村長さんは、非常にたたえられているということでございしますが、私は、これをやったからといって、たたえていただきたいというふうなことは、今のところは思っておりませんので。

以上でございします。

○議長（岡村佳忠君） 17番西村六男君。

○17番（西村六男君） 市長と私の考えとは、大分隔たりがあるようでございしますが、しかし、宿毛市民の皆様が、このテレビも見ておろうかと思っておりますので、いまして、私の考えを披瀝して、記録にとどめておきたいと思っております。

私たち平成会は、15年9月に、青森県の六ヶ所村の原子燃料リサイクル施設の視察をして

まいりました。

驚いたことに、40年昔の六ヶ所村といえば、北風が吹いて、ススキの原でございました。ところが、この15年に行ったときには、このリサイクル施設等々、原子力施設からそんなに遠くないところに役場があり、学校があり、体育館があり、町民公園がある。そこに4,440世帯、1万2,000人の方が住んでいるという事実でございます。

また、8月31日の産経新聞には、IEA、国際エネルギー機関でございますが、この国際エネルギー機関は、脱原発、すなわち原発をやめるというのを基本にしている機関でございますけれども、その機関が、本年11月から脱原発路線を転換する、そういう報道がなされております。

その理由は、原油の価格高騰が数年続くと見ていること。CO2の排出量の削減と、地球温暖化対策から、原子力を原油依存の脱却の切り札とするというふうに書いております。言いかえれば、原子力発電は、危険なものではなく、今、考えられる最高の発電システムだと位置づけたものだと、私は理解しております。

我が国が原子力発電を始めたのは、昭和41年、東海発電所が第一でございまして、現在、国内で17カ所、55基が運転中でございます。

先ほど、市長が申されましたように、全発電量は、全国で31パーセント、四国では39パーセントになっておりますが、この間、我が国の原子力発電所で、放射能漏れによる死亡事件は1件もありません。ただ、あったのは、残念なことに、原子力発電所研究所で、2名の方が亡くなったのみであります。

翻って見ますに、近年、減ったとは申しませんが、交通事故死亡者は1万人近く、まさに交通戦争真ただ中。自殺者は3万人を越えておりますし、先ほど、一般質問の中でも申されま

した1夏にハチに刺された亡くなる方でさえ40数名ということを言われております。これこそが、本当の危険であって、私は、原子力発電がそんなに危険なものとは理解しておりません。

今、世界の国々を見回しても、原子力発電は国策であり、この調査をしようとしている施設は、国家の基幹事業であると、私は理解しております。

既に、沖縄には米軍基地があり、佐世保や横須賀には原子力空母が入港しております。北海道を初め、全国各地では、国を守るためにジェット機が飛び、ロケットが飛び、騒音や危険の中で、国のために、その地域の方々は辛抱しております。

その中で、我々だけが、危険かもしれないという疑いで、国がやろうとすることをすべて拒否していいものでしょうか。それでいて、飛行場をつくれ、道路をつくれ、それを大手を振って言えるでしょうか。私は、同じ日本国民として、苦しみも悲しみも、ともにやっていこうではないかという宿毛市民でありたいと思っております。

日本国に大いに貢献し、それでやるならば、県民、市民待望の交通道路も空港も、港湾整備も、おのずから道が開かれる、私はそのように確信しております。

そのいい例が、JR解体のときに、中村線と予土線が話題になりました。重要性、お客さんの数、すべて中村線がまさっておりますけれども、ご存じのように、今はくろしお鉄道にかわりました。

客の少ない山間へき地を走る予土線はなぜ残ったか。そのときに、窪川の興津に原子力をつくろうではないかという話があって、賛否両論でございました。

国は、原子力をつくるのに、地元が頑張っ

おるから、結果はどうあろうとも、この鉄道は残すと、ただ一言で残った経過もあります。

そのようなことを考えるときに、市長のお気持ちもよくわかります。市民かわいけりゃこそということもよくわかります。しかし、市の発展を願う西村のお考えも理解をいただきたい。いま一度、大きな目を開いて、市民のため、国のために、ともに苦労しようではないかと投げかけて、私の一般質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 西村議員の質問にお答えをいたします。

基本的には、当初と変わりはございませんが、いろいろ、るるお伺いしました。

ただ、国がやろうとしているということはわかりますが、これを宿毛でやれというふうなことではございませんし、やはり、地方それぞれが役割があると思います。国の国策として、どういうことをやっていく。それにどういうふうな形で、宿毛市が調整していくかということが大切なことじゃないかなというふうに思っております。

その高レベル放射線廃棄物の最終処分施設でございます。現在の原子力発電所は、非常に安全であるというふうな、いろいろな宣伝もされておりますし、六ヶ所村も、私も見たことはございます。

ただ、いわゆる発電所の、こういった表現していいのかどうかはちょっとわかりませんが、放射性のごみ処理でございますので、そこのごみ処理部分だけを、私どもが担うということについては、私自身は今、そういう気持ちにはなれません。

それから、やっぱり本当に、この地方の振興策、どうしてもお金が、お金がということというよりも、やっぱりこの地域、地域の役割、日本における役割というものがあろうかと思いま

す。私は、そっちの方を、まず大切にしていみたいというふうに思っているわけでございます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 17番西村六男君。

○17番（西村六男君） 終わろうかと思いましたが、ちょっと、市長の発言に、ごみという発言がございましたので、ちょっと補足させていただきます。

今、国がやろうと思っております施設は、決して発電所でできたごみではございません。高レベルの廃液をガラスで詰めて、六ヶ所村で20年から25年保存して、放射能の半減期間がある程度たったものを、ステンレスで包み、地下300メートル以上にトンネルを掘って、埋設しようというものでございまして、ごみや、扱いは金銀以上に大切に扱われるものでございます。

そして、調査をしようとしておるのは、一番最初に文献調査といひまして、資料による調査を5年くらいかけてやるのです。その5年くらいの間には、1年に2億1,000万、地元近辺にくれますから、協力してくださいというものでございますが、それを来年度からは、10数億円に引き上げようという案が出ております。

それで、5年程度の調査が済んだら、今度は、それから4年くらいかけて、ボーリング調査、すなわち地質がいいかどうかを調査してみようということになりまして、これも年に、20年くらい、地元へ交付金をくれます。それが、最大限70億と、現在言われておりますが、この段階で、調査の結果が悪ければ、向こうがやめます。そして、調査中に市民の声まもらなければ、こちらがやめると言っても、そのお金は返せと言われる筋のものではないのです。

そして、そのボーリング調査が済んだら、それから4年かけて、大体、設計なんかを始めて、

実質、ここにもし、仮にそれができたとして、ここにそれを持ってきて貯蔵するのは、まだ今から30年先の話ですから、そんなに近い話ではございませんので、お互い、ゆっくり勉強しようではありませんか。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時55分 延会

平成18年
第3回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（平成19年9月20日 水曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏君	2番 中平 富宏君
3番 有田 都子君	4番 浦尻 和伸君
5番 菊地 徹君	6番 寺田 公一君
7番 菱田 征夫君	8番 宮本 有二君
9番 濱田 陸紀君	10番 沖本 年男君
11番 西郷 典生君	12番 岡村 佳忠君
13番 佐田 忠孝君	14番 田中 徳武君
15番 山本 幸雄君	16番 中川 貢君
17番 西村 六男君	18番 岡崎 求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 福田 延治君
次 長 小野 正二君
議事係 長 岩本 昌彦君
調査係 長 乾 均君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長 中西 清二君
助 役 西野 秋美君
収 入 役 中上 晋助君
企 画 課 長 岡本 公文君
総 務 課 長 出口 君男君

市民課長	松岡繁喜君
稅務課長	美濃部勇君
會計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	小島正樹君
人權推進課長	谷本秀世君
産業振興課長	茨木隆君
商工觀光課長	有田修大君
建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
上下水道課長	頼田達彦君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	嶋統一君
教育次長兼 学校教育課長	西尾諭君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	高木一成君
学校給食 センター所長	近藤勝喜君
千壽園長	尾崎重幸君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○副議長（菱田征夫君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

3番有田都子君。

○3番（有田都子君） おはようございます。

3番、一般質問をいたします。

時代が進むということが、親が子を、子が親を、大人が子どもを、傷つけ、命をはかなくするというを生むならば、格差社会とか、勝ち組、負け組とかいう愚かしい言葉がいつも簡単に横行し、理性なき欲望に奔走する大人が増加していくこととなるならば、小さな小さな地方という名のもとに、ただ平凡に、賢明に生きている人々に、耐え難い我慢を強いる国政を続けていくことならば、私は行く手の前方に大きな鉄の扉を立て、その前に立ちふさがり、時代の前進をとめてしまいたい、そんな思いすらするこのごろです。

人類の平和を願い続け、アフリカの赤道直下の地にて、命をかけて医療にあたられたシュバイツァー博士の言葉、「いかなる条件の下においても、人間が真の人間性を持って人間に働きかける。そのこといかに人類の将来はつながっている。」この言葉の真実の意味を、今、人間が人間らしく生きるために、真剣にかみ締めなければならないときに来ているのではないのでしょうか。

質問に入ります。

1点目、宿毛市選定生物のレプリカ、模型ということで使わせていただいておりますが、等の展示について、市長へお聞きいたします。

市制施行20周年を記念して、昭和49年10月28日付をもって、市の木、クス、花、カンラン、鳥、メジロ、魚、イシダイ、さらに市

の推奨花木、薦め広める花木としてフジツツジ、市の保護鳥、ミヤジドリが選定されております。

これらの選定生物を、レプリカでケースに収めるもの、写真とすべきもの、実物での設置など、展示方法は種別によって異なってまいりますが、市庁舎玄関ロビーに選定された根拠、理由などの説明文も添えて展示してはとの提案をさせていただきたいと思います。

市内外の多くの方々を知っていただけること、市の印象アップにもつながること、ロビーの装飾的効果を生むこと等を思うとき、ぜひとも展示の実行に向けての前向きのご検討が願われます。お考えをお聞かせください。

続きまして、宿毛市内の街灯整備について、お伺いいたします。

闇を照らす街灯の明かりが、部活を終えて懸命にペダルを踏む子どもたちの心にどれほど安堵の思いを与えることか。急な用事が生じ、遠く離れた知人の家へ向かって、電動三輪車を走らす高齢者に、どんなに大きな安心を与えることか等々、明かりは人々に優しさを投げかけ、安全をもたらし、犯罪を防ぐ力となることは、今さら言うまでもないことです。

また、人為的、自然的災害対策が声高に言われている現在、避難時の安全のためにも、必要な大きな要素となります。

市長自身、可能な限り、宿毛市内各地域の街灯状況を把握していただき、市、区、学校、教育委員会とともに横の連携を密にし、市内全域の街灯整備に向けて、スピーディーな整備へ歩を進めていただきたいと提案いたします。市長のお考えをお聞きいたします。

なお、今、ここに平成18年7月作成として、宿毛中学校生徒登下校時の危険箇所を37カ所挙げている資料を、写真とともに宿中よりいただいております。

今、ここで実地名を挙げて云々は申しません

が、調査結果の中に街灯なし、街灯少ないという箇所が多さが目に飛び込んできます。

この調査は、宿毛市PTA女性役員の方の提案により、市内全域にわたって、各校が危険箇所マップ作成のためになされたものであり、それをもって、市の前土木課に対応を求めているという経過も承知いたしておりますが、いま一度、教育長よりこの件の説明をいただきたいという点と、児童生徒の街灯整備への願いをどう受けとめ、どう市、区への協力体制を進めていけるのかを、教育長よりお伝えいただきたいと思っております。

次に、3点目。宿毛市史、遍路道等の市民講座について、質問いたします。

宿毛市史、宿毛の人物史、宿毛の文化財等々の書物の発刊、歴史館主催の学習の場の提供、歴史文化研究団体の調査研究、個人の方の研究、学習等により、宿毛の歴史が、文化史が、遍路道文化が市民に周知の広がりを見せていることも伺われます。

しかし、年齢を超えて、より多くの市民が、市外よりの訪問者からの宿毛の種々の方面の歴史的、文化的問いかけ、歴史碑の存在地の問いかけ、歩き遍路道の問いかけ等に十分にこたえていけるまでには、距離があるのではとの思いも否めません。

ぜひとも、長期的視野に立って、定期的な宿毛市文化史、遍路道等の学習の場と申しますか、講座を開設していただき、人材の里・宿毛、文化と歴史のかおる町という、誇らかな過去よりの歴史を背負う宿毛市民の、1人でも多くの方々が語り部となり得るための学習でき得場の設定をと、提案させていただきます。市長のお考えをお伝えください。

4点目、図書館、歴史館の無休化についてお尋ねいたします。

美しい自然、新鮮で美味なる魚介類、農産物、

そして温かい人情が、まだまだ息づいている我が町宿毛。ここに生きて、日々心に与えられているものへの感謝を持たないわけではありません。

しかし、また別角度で、静かに町を見詰めたとき、歴史を語る施設、文化的施設、観光施設の少なさが痛感されるのも事実です。

その中であって、図書館、歴史館は学問的、歴史的、文化的要求等を満たしてくれる、本市としての貴重な施設として存在しております。

この2館は、現在、図書館は月曜、祝日、年末年始、毎月末の金曜日、年度末整理日が休館となっており、歴史館は、月曜日、年末年始のみの休館という状態となっております。

たまさか、月曜日に当市を訪れた観光客が歴史館に立ち寄ったとき、休館を知り、がっかりして帰られたという報も、過去何度か耳に入っておりますし、祝日に、児童生徒が図書館を利用したくてもできない寂しさも伝わっております。

施設が少なければ、今ある施設を最大限に生かすことが求められ、また、そのことが宿毛の特色を生むことにつながるのではないかと考えます。

宿毛には、年中無休の図書館、歴史館がある。いつ行っても開いているということ、市内外に示すことは、温かい宿毛市づくりのよき施策の1つとなり得るのではないのでしょうか。

休日会館となれば、雇用の問題を初め、多くの課題は生じてくるでしょうが、市民の多くの方々が望んでいるこの2館の無休化の方向性に向けて、ご努力いただきたいと思っております。お考えをお聞かせください。

続きまして、5点目、子ども議会、小学生の部及び、行政と女性との懇談会について、市長、教育長のお考えをお聞かせいたします。

小学生による子ども議会については、教育長

より。女性との懇談会については、市長よりお答えをいただく形になると思いますが、よろしくお願いたします。

子ども議会と定義しておりますが、必ずしもこの議場での小学生の意見発表の形をということではなく、行政と小学生との交流会という、広い意味として把握していただければという点を、まずお伝えしておきます。

中学生による子ども議会が、この議場で。各種女性団体と行政との懇談会が、市庁舎3階会議室でもたれ、それぞれに意義ある時を刻むことができたとの思いが胸に残っておりますが、まだその経過の中で、小学生の部がまだ実行に移されておられません。

18年度も半年近くを経ようとしておりますが、教育委員会として、どのような計画をもたれているか、お聞きいたします。

また、女性との懇談会も、ことしが予定の年となっております。今年度中に実行可能であるか、また、形態や内容についても、何かお考えをお持ちであれば、市長よりお伝えいただければと存じます。

6点目、最後の質問として、校内における児童生徒への声かけの徹底について、教育長にお尋ねいたします。

「こんにちは 言ったときから友達だ」「おはよう、さよなら、どうしたの」、横断幕の無言の聲が胸に響きます。

人間関係を築く第一歩は、笑顔の伴ったあいさつからという、当たり前の中、生きる重要な意味を改めて認識されたからこそ、今、あいさつ、声かけ運動が地域、学校、行政、家庭等で熱心に展開されております。

この声かけを、学校内において徹底してほしいと題して、質問とした意味は、目立つ子、目立たない子にかかわらず、すべての、いえ、すべての近い児童、生徒に、でき得るならば、ほ

め言葉を添えて声をかけてあげ、自尊感情の育成を図ってほしいという点なのです。

自尊、自分を尊ぶこと、愛すること、自分の存在を、生きている意味を見つけていること等の意味を持つこの自尊感情こそ、自分のみならず、他人を大切にでき得るのだといわれます。

そして今、子どもたちにこの自尊感情が薄れているといわれます。

朝食をとっていないかもしれない。親にしかられたかもしれない。つらい心を持ちながらも、ランドセルを背に、カバンをかけて、児童生徒が校門をくぐる。そしてまた、カバンをかけて家路につく。一日の大半を過ごしたその学校生活の中で、先生から一度も声をかけられなかったとしたら、笑顔のひとつも受けることがなかったとしたら、その子は、そしてそのような日が何日か続いたとしたら、考えると、私の心まで寒さで震えます。

あいさつ運動期間中だから特にとという次元の問題ではありませんが、今、改めて教育現場にて、より深く、より広く、児童生徒に目を注ぎ、1日1声は、どの子にもとの思いを持ち、声かけという1つの行為を深く見詰めた教育への取り組みにつなげていただければと願うものです。

日々ご努力いただいている教育委員会が、声かけの重要性を認識し、教育現場で本当に多忙な毎日を懸命に頑張っておられる先生方と、温かい会話を通じて、この課題を深く考えていただければ幸いです。

思いをお聞かせください。

以上で、最初の質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。有田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に、宿毛市選定生物のレプリカ等の展示ということでございます。

非常によいご提案だというふうに承りました。

先ほど、議員がおっしゃいましたメジロだとか、カンランであるとか、インダイであるとか、市がせっかく、市の木、花、鳥というふうな形で設定をしているわけでございますので、こういったものを皆さんによく知っていただくということは、非常に大切なことだろうと、私自身も思っております。

ただ、残念なことに、玄関の方にそういうものが張られてない。写真ぐらいなら、すぐにでもできようかなと思いますし、場所も選定をいたしまして、庁舎の管理の方と話し合いもしながら、できるだけのことをしていきたいというふうに思っています。

また、市のパンフの方にも、こういうものがまだ入っておりませんでした。だから、こういったものについて、宿毛はこういうものだよということも、1ついいことだと思いますし、ご提案の趣旨は承りまして、できることをきちつとやっていきたいというふうに思います。

それから、街灯の整備でございますが、私も夜走って、非常に真っ暗いところがある。これ、人家のないところについては、いたし方ない部分もございますけれども、明かりというのは、やはり市の活性化というか、この町が活性しているかどうか、皆さんがよそから来られたとき、非常に暗いところばかりだと、この町は本当に、ちょっと閉じているのかなみたいな感じをすところもございますので、やはり安全とか、犯罪防止とかいうことも含めまして、非常に街灯整備ということは大切なことでございます。

そういうことで、防犯灯の設置費関係も、毎年、予算化していることはご存じだと思いますが、5基以上、毎年、地区からご要望がございましたら、その旨を設置をしている状況でございます。

そしてまた、四電さんの方からも、「ふれあ

い旬間」ということで、街灯を設置していただいております。

こんな形で、徐々に徐々にですけれども、地区ごとにご要望の向き、それから学校関係とか、地区長さん方からのご要望とか、これ、全部一斉にというわけには、なかなか予算上のこともございまして、一斉にはできませんが、できるだけ街灯の設置ということについては、徐々にですけれども、取り組んでいきたい。

まず、地区ごとのご要望を、やっぱり出していただければありがたいというふうに思っております。

それから、いろいろな、宿毛史とか、市史とか、遍路道整備の市民講座の開設とかいうご提案でございます。

いろいろな講座を、公民館等で開いておりますし、また、よその方からいろんな講師を招いて、いろんな文化講座も教育委員会主催でいろいろ開いていただいていることはご存じだと思います。

きょうのご提案は、宿毛市の歴史であるとか、遍路の関係であるとか、施設がない分、そっちでやれというふうなことの、いろんな施設が少ないものですから、そういう市民講座を開けというふうなことの提案ですね。

それから、市民の皆さんが、結局、自分のところのこともたくさん知ろうということでございますね。その趣旨はよくわかりました。よくわかりましたというより、そういうふうなこと、自分の町のことは自分で、たくさん、やっぱり皆さんに知っていただきたい。

それでまた、いろんなボランティアでガイドもしていただける方を、やっぱり養成もしていかなきゃいけないというふうに、私自身も思っております。

いろんな講座の中で、いろいろ、毎回、いろんな講座をやっておりますので、そのところ

を、教育委員会の方とまた話し合いながら、取り組んでもいきたいなというふうには思います。

どういった形で取り組めるかという、具体的なものについては、ちょっとまだ、きょうのご提案でございますので、はっきりここでご返答できませんが、そういった方向での取り組みをしていきたいなというふうには思っております。

それから、女性との懇談会でございます。何か、2年に1回というふうなことは聞いておりますけれども、これ、私自身、特に女性との懇談会ということでのことではなくて、市民の皆様、グループであっても、いろんな方々がお見えになって、いろんなご要望を聞いております。

各地区の地区長さんも、それぞれに参りますし、限らず、市民と話し合うということは大切なことでございます。ご要望を聞くということも大切なことでございますので、これもう隔年と言わずに、別に隔年で女性との懇談会ということじゃなくて、女性を、そのリーダーの方が集めていただいて、市長、あいているかという形で懇談したいというふうな申し入れをしていただければ、別に隔年とか、何か月に1回とか、そういうことこだわらないで、いつでも、いつでもという、あいているときもありますし、その日程をとる予定はございますので、そういったお申し入れをしていただければ、十分対応できるというふうに、私自身思っております。

どうぞよろしく申し上げます。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、3番有田議員のご質問にお答えをいたします。

通学路の危険箇所の点検並びに街灯の設置の要望、あるいはその経過、認識等について、お答えをさせていただきたいと思っております。

宿毛市小・中学校PTA連合会女性役員の会が、通学路の危険箇所の調査をいたしております。

その結果を、教育委員会とともに、宿毛市土木課に提出いたしましたその中に、街灯の設置要望というのも出されております。

このことにつきまして、平成17年2月21日、「宿毛を語る行政と女性の集い」の中で、土木課長よりその設置については、各地区の地区長さんとPTAとで、地区内の整備箇所の優先順位を協議していただきたいとの話をしたと、こう承知しております。

また、街灯の必要性についての認識であります。各学校の通学路に明かりが乏しく、特にこれから冬場に向かい、日没が早くなってまいりますと、中学校においては、クラブ活動の下校の安全確保の観点からも、必要な施設であると、このように認識しております。

しかしながら、この街灯は、設置の地区が維持管理を行うこととされておりますので、各地区とPTAの協議が必要であります。

この設置の協議については、当然、率先して学校長は参加をいたします。

また、必要であれば、教育委員会も参加をいたしたいと、こういうように考えております。

次に、図書館及び歴史館の無休化についてお答えをいたします。

現在、坂本図書館では、議員もおっしゃられましたように、毎週月曜日と祝日、そして年末年始の12月29日から翌年1月3日までと、各月末の金曜日は、資料整理日として、また3月中旬の1週間以内を特別整理期間として、休館しております。

開館時間については、本年7月1日より、土曜日、日曜日の開館時間を、これまで10時から5時までの開館を、1時間延長し、平日同様に閉館時間を午後6時までで改めております。

今後、高齢化社会、高学歴化社会が進むとともに、これから団塊の世代が多く退職されますので、図書館の需要はますますふえてくるもの

と思われます。

さらに、一層の利用者数の増加を図る意味から、県立図書館が中心となって、本年4月より行っております物流・相互貸借制度による新しいシステムを活用して、自館に所蔵していなくても、県立図書館を初め、県内の他の図書館に所蔵してある本を速やかに借りるなどして、利便性の向上に努めております。

一方、文教センター内に開館した当時の職員は、7名体制でありましたが、その後、平成10年の移動図書館の廃止など、社会環境の変化によって、現在は職員3名と臨時職員の3名で対応しており、ローテーションを組む中で、土日は3人で対応しております。

また、歴史館についても、休館日は毎週月曜日、ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日とし、年末年始は12月29日から翌年1月3日を休館としております。

このことにより、学芸員と委託職員の2人で、平日、土曜、日曜、国民の祝日も開館し、現在、月曜日のみ閉館ということで、業務に務めておるところであります。

図書館にしても歴史館にしても、このような状況から、たちまち休館日のすべての開館について、現体制での実施は、ちょっと厳しい状況にあると、このように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、小学生の子ども議会、あるいはそれにかかわる取り組みについてでございますが、子ども議会は、一定、有効なことであると思いますが、子ども議会に参加できる人数というのは、限られております。

子どもたちにとっては、市長を初め、行政の代表者に直接、自分たちの声を聞いてもらうということだけでなく、身近な存在として交流する場を設定することが大切なことであると、こういうように考えております。

学校行事などを通じ、市長や教育長といろんな形でかかわる中で、行政への親しみを高め、自分たちの身の回りの生活や、地域を考えることにつながっていくものと考えております。

小学校では、毎年、ブロックごとに水泳記録会を実施しておりますが、この水泳記録会に市長が参加し、子どもたちと交流を図るといったことも有効でありますので、既に宿毛地区、小筑紫地区でこのことを実施をいたしました。

また、社会科の授業で、行政について学習している中学校3年生や、小学校6年生に、授業の中で市長が宿毛の行政について、直接、話をするといったことも有効であると考えております。今後も、既存授業での取り組みを含め、子どもたちと行政の代表者とが交流する授業の実施を進めてまいります。

次に、校内における児童生徒への声かけの徹底についてでございますが、学校教育は、確かな学力と生きる力を身につけさせ、調和のとれた児童生徒の育成を目指しております。

しかしながら、学校においては、いじめ、暴力、非行、不登校などにより、居場所のない児童生徒が存在をしているのも現実でございます。

また、家庭においても、家族とのコミュニケーションの弱さなどにより、家庭でも居場所のない児童生徒も存在しております。

このように、居場所のない児童生徒に、生きる力を身につけさせるためには、学校、家庭、地域が絶えずかかわり、はぐくんでいくことが重要な課題であると考えています。

集団生活の中での基本習慣は、おはよう、こんにちは、さようならの声かけから始まっているものと考えておりますから、あいさつのできる児童生徒を育成するためにも、学校、家庭、地域が、いつでも、どこでもあいさつのできる社会を築き上げていかなければならないと考えています。

特に、声かけに対して、教職員が意識を持って行動することは大切なことでありますので、今後、議員の指摘されたような声かけ運動、特に学校での寂しい状況、居場所のない子どもたち、そういう子どもたちに、先生方が声をかけていく、そういうことに取り組んでまいりたいと、こういうように思っております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 3番有田都子君。

○3番（有田都子君） 再質問をいたします。

6点にわたりまして出ささせていただきました質問に対し、温かいお答え、ありがとうございます。

それでは、1点目より、お答えの検証という言葉ではありませんが、1点目より、順次、再質問も含めまして、進めさせていただきたいと思えます。

1番目の宿毛市選定生物のレプリカ云々のことに対しては、市長も非常に前向きなお答えをいただきましたが、ここで1つお聞きしたいのは、この選定が昭和49年、されているということで、せんだって、50周年の記念もありましたが、こういった推奨花木を含めて、推奨の鳥とかを含めて、もしかして、時代の進みとともに、この選定を見直そうとかという動きは、今のところございませんでしょうか。

それを、もし、そういった、例えば推奨花木を、かえるというわけではありませんが、この場合、ミヤジケイという鳥も、ちょっと親しみがないからどうかとかいうような、もし事前の検討の、そういったことがあるかないかということも、ちょっとお聞きしたいと思えます。

そういうことがあるとすれば、レプリカをすぐつくっても、また非常にむだにもなりますし、今のところ、そういうお考えはないかどうか、少し、その点をちょっとお聞きしたいと思えます。

それで、場所の、今すぐ出して、場所をどことかいうことは答えにくいと思いますが、以前、私が議員となって歩き始めたころに、ふるさとの懐かしい写真をとということで、今、ロビーにふるさと写真保存会の方のご協力を得て、何点か定期的にかきかえをしていただいて、掛けさせていただきます。

それを、写真と連動した意味で、宿毛市をより深く、流れとして知っていただくという意味で、でき得れば、ロビーということを出ささせていただきましたが、いろいろ、広さとか、もろもろあると思えますが、できたら、そのロビーということに、ある意味のこだわりを持っておりますので、その旨のご検討もいただきたいと思えます。

何かあればお答えいただきたいと、今の点について。

それから、2番の街灯の件ですが、これは、私も以前、ウォーキングをされる方の希望によって、夜遅く、夜道を歩いて、いろいろ暗闇の状況を、歩いたことがありましたが、そのときも、街灯整備に対して、前土木課ですか、担当課が非常に熱心に対応してくれたということもありますが、私は決して、一課の、土木課だとか、今、建設課になっている課に対して、整備をとかいう、そういう視点で、本当によく、区から上がられた要望に対しては、取り組んでおられると思えますし、そういう区に対して、区ではない、一課に対してどうこうという狭い意味で提案したのではないということも、まずもっておくみ取りいただきたいと思うわけですが。

ともかく、市長も把握していただきましたように、宿毛に本当に明かりが少ないということは、非常に印象の低下にもつながりますし、本当に、何よりも安全という点で、前向きに取り組んでいただきたいと思えますが、区より上げられた、電気代は区が、維持管理は持たないと

いけないと思いますし、非常に、区との話し合いが大事になってきますが、区から上がってくるのを待つというのではなくて、教育委員会、市ともに、能動的に、前向きに、積極的に、この明かりということに対して見詰めて、全市的に見詰めてほしいという意味において、提案させていただきました。

四電からの協力もありますが、このつける、5基ではなくて、もっと電灯の設置の数をふやしていくとか、または、区の理解を求めて、区の協力をさらにいただくとか、本当にこのことも前向きに、積極的をお願いしたいと思います。

それから、教育委員会からお話いただきましたが、そういった子どもたち含めて、PTAの方はこうして提示してきた危険箇所については、もちろん段差もありましょう、道幅もありましょう、もろもろの、ガードレールの問題もありましょうが、今回、この明かりについても、積極的に市、それから区に任すということではなくて、PTAの役員、段階、危険度の度合いに応じて、対処してほしいというのだけで投げかけるのではなくて、おくのではなくて、積極的に子どもたちの安全ということを見詰めて、教育委員会も能動的に動いてほしいと要望しておきます。要望させていただきます。

それから、この街灯整備については、そういった意味で、今のところ、街灯の数をふやしていくというおつもりがあるかないかの点を、少し、でき得ればお答えいただきたいと思います。

それから、宿毛市史、遍路道の市民講座についてですが、検討していただける旨をお伝えただけでうれしく思っておりますが、宿毛には文化財愛護会、歴史を語る会、もろもろ、歴史の勉強をされている方もおりますし、確かに市長おっしゃいましたように、学術員の八木氏も中心となって、歴史館が主催となって、もろも

ろの講座、そういった催しごとをされていることも承知しております。

ぜひとも、宿毛市民が一人でも多く、よそからのお客様に対しての説明ができるような形になるのが、本当に待たれますが、実際、私たちもいろいろ、政務調査や行政視察、過去の行政視察などでいろんなところへ行きましたけれども、本当に市民の方は、ボランティアのガイド、それから教育委員会の職員さんたちが長年、そこに専門職の方が何人かおられて、非常に詳しく説明していただける、そういった意味で、その市以外の人は、その市に住んでいる人は、その中の内容、歴史にしろ文化にしろ、知っているというような思いで、割と聞いてくるということが多くものですから、市民の皆さん、一人でも多くそういう知識を身につけていただくための講座を、ぜひお願いしたいと思うと同時に、もし、この講座を開設するとしましても、なかなか、単なる広報で来てくださいでは、なかなか人の集まりが満足でない状態になるかとも思いますので、ある意味で、任務的な教育アドバイザーの講座なんかもありましたけれども、任務的な、そういったガイドのできるような、養成的なことの視点も持ちながら、こういった市民講座をしていただきたい。

遍路道については、実際、その遍路道を「歩こう宿毛の遍路道」と題して、歩きながらの、そういう講座とか、もろもろの内容はあると思いますが、テーマを決められて、定期的に、すぐに終わるということではなくて、定期的に続けていただければと思います。

なお、この点について、思いがありましたらお伝えください。

それから、図書館、歴史館のことですが、確かに、ここに図書館、県下の図書館の休日の資料もあります。どこも全館無休のところはございません。しかし、私は、今も申させていた

きましたように、非常に、もろもろの文化的、歴史的、その価値を背負う市民が、やはり、非常にその市民の、この宿毛としては、本来なら、もっとその資料、歴史とか文化をあらわす場所があってほしい。なくてはならないとすら思うわけです。

しかし、そういう施設が非常に少ないのも現実です。その中であって、この歴史館、図書館というものは、今も言いましたと同じ、繰り返しませんが、もっと前向きに、もっと歴史的文化ということの大切さを、この宿毛市民であればこそ、もっと考えなければならないのではないかと、そういう思いが非常に強いものがあります。

ただもう、人数の都合で、今、無理だからということではなくて、もう少し、何らかの宿毛の特色、なかなか今、建設物、予算的な面の厳しさもあって、建設物の非常に難しい中で、内容的に、せめて文化的、歴史的香りを高める努力ということ、それなら何ができるかという、そういったところに、もっと思いを深くはせてほしいと思います。

図書館が、無休化のみがすべてではないかもしれせん。確かに1時間、時間を延長してやっていただいていることも、前向きな対応だと思えますけれども、司書の資格を持ちながら、お仕事がなくて待機している市民の方も、私も存じておりますが、ある意味、有償ボランティア的な方を雇用するとか、そういう形をとりながら、ただ現実の勤務体制がどうだから、できないというふうに片づけるのではなくて、いま一度、深く、図書館の無休化が宿毛の特色を出す、歴史館の無休化が、お客様に対しての温かいサービスにつながるのだという認識で、いま一度、ご検討をいただきたい。今後の大きな課題として、ご検討をいただきたいと思うわけですが、その点について、いま一度お答えをいた

だきたいと思います。

それから、子ども議会、女性の懇談会について。

子ども議会がこの議場で、中学生の議場で議会が行われました。確かに、代表者だけの、何十人もが、この議場に来て、言葉を発するわけではありません。しかし、多くの人の中で、堂々と自分の意見を発表するというその体験という意味において、私は、決してこれはマイナスのことではないととらえておりますし、また、その子どもは、出てこられる人は、子どもは少なくとも、その後ろに中学生、宿毛市内全中学生の姿が、私は見て取って、議場での会を考えたものでございますが。

そして、ここに持ってくる意見が、子どもたちと十分吟味し、今の大人に、これだけは訴えたい、聞いてもらいたいという思いが、凝縮されたものがここに来るとするならば、決して代表者が1人来たからといって、それはその子だけのための議会ではない、そういうとらえ方を、私はいたしておりますゆえに、これからも恐らく、毎年ではなくとも、中学生、また小学生の高学年の、この議場での議会は、私は続けていただきたいという思いが、ここの胸の中にありますし、小学生の場合は、非常に壇も高いですし、ここでは無理でありましようけれども、ともかく今、私は、家庭でも忙しい。お母ちゃん、こんな話聞いてと言っても、「待って、待って、忙しいから後でね。」そのままで胸の中に込めております。

学校でも、なかなかそれが出せない。そういった意味で、とにかく聞いてほしい。聞くことが、精神的な障害者を対処する一番のあれは、何も意見を言わずに聞くことなんです。そういった意味で、今の子どもたちは、とにかく聞いてほしい。そして、大人のモラルの低下の中で、子どもたちはどんな目で大人を見ているか。本

当に大人が変わってほしいという思いを持っているはずで。

そういった意味で、子どもたちから意見を聞く場を、できるだけ持つということは、多過ぎるということは、私はないと考えておりますが、そういった意味で、もちろん弁論大会、子どもたちの弁論大会もあります。もろもろの場も設定して、私も聞かせていただいておりますが、ありますが、行政という市政のかじ取り、行政にあたられる方は、市民は子どもも高齢者も含めて、すべて我が家の子どもであるという。ただ大人ではない。子どもも含めて、すべての意見を聞き、自分たち、行政のかじ取りに含めていくと、そういう視点で考えていただくこととすれば、子どもたちと行政との話し合いを持っていただくことも、本当に大切なことであると思いますし、いろんな形はあっていいと思いますが、今回は、小学生の場合は、プールでの市長たちとの交流会、交流の形があったとおっしゃって、それも素晴らしいことですし、また今度、授業で、中3、小6の授業で、行政との、市の行政についてのお勉強の時間に、市長、教育長からお話いただくという形も、これも1つの形でしょう。

どういう形でないといけないということはありませんが、根底には、子どもたちの思いを聞き取る大人の姿勢というものを生かしてほしいという思いで、この議会に対して、私、質問させていただいているわけですので、そういった形でお考えいただきたいと思います。

それから、女性との懇談会については、10団体、もろもろ、今、この10団体の女性団体のことは申しませんが、10団体の団体の代表者が、行政の各課長、市長、教育長たちとお話させていただきたいきさつがあります。

まあまあ、そのときに大体、2年に1度という形になっておりましたので、今年がそういう

形で実行していただけるという形に考えておりますけれども。

私も、ただこういう女性団体、各種の婦人会なんかの団体、PTAの女性役員の方も入っておりますが、そういった団体だけの話し合いにこだわることはいたしておりませんし、本当に子育てのお母様方の気持ちをまた聞いていく機会を持つとか、今、市長が非常に温かく、いつでもあいているときは、何人かの人が集まれば、お話し合いを持ってくださる、いきますよとおっしゃっていただきましたように、本当に、女性に優しいまちづくりのためにも、いろんなお話し合いを持っていただく機会を多く持っていたきたいと思います。

そういった意味で、何かありましたら、先ほどの議場で子ども議会についての、ちょっと認識について、教育長の方から、もし何かあればお答えいただきたいと思います。

それから、先ほどの最後のあいさつ、声かけ運動ですが、子どもがあいさつ運動ができるように指導していくという、ちょっと言葉が気になったんですが、大人の声かけというものが、学校の先生にしる、もちろん職員さんにしる、市民の皆さんにしる、大人が、もちろん定期的な、旗を持って立つとき、もちろん大勢の方が出てくださいますが、本当に根づいているものなのか。本当に、気持ちよく、おはようございますという形であいさつが、本当に根づいているものなのか。そこから、もろもろの機関、もろもろの大人が考えなければならないと思いますし、そういった意味で、まず教育委員会は教育委員会内のあいさつを徹底する。また、市役所職員さんも、できるだけそういったあいさつというものを、日常的に根づいていただくという意味において、ご努力いただきたいと思います。

いろいろと申させていただきましたが、それ

と、本当に最後、自尊につなげた教育を、あいさつをしてほしいと思います。

小学低学年のときから、ずっと、家庭でも、おまえはばかだから、だめだから、言い続けられてきた子どもが、小学高学年で、そのクラス担任になった先生がそのことに気づいて、これはいけない、このまま育ったらどういう形の、大人として育っていくかもしれないという思いから、その子を必死で、あなたはそんなことない、できるじゃないというほめ言葉を添えて、本当に毎日のように、私はばかだから、私はできないからという言葉で呪文のように繰り返す子どもに対して、必死であたられた結果、その子からその言葉が消え、そして笑顔が戻ったとありますし、そういう事実が、私も伝わっておりますが、本当に声かけの重要性をさらに認識していただいて、ご努力いただきたいと思えます。

ただ、長々6点にわたって言わせていただきましたが、その中でおくみ取りいただいた、質問の意をおくみ取りいただいた点について、お答えいただきたいと思えます。

抽象的ですが、よろしくお願いいいたします。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、有田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1点目でございますが、これは、宿毛市の木、花、鳥の選定ですが、49年に選定されて、見直そうという動きがあるのかということですが、全然そういうことを考えたことがございませんでした。

検討を、だから全然しておりません。

ただ、先ほどおっしゃった、あと木とか花とか鳥とか魚はまだいるわけですが、ミヤジドリは、本当に宿毛市内でもほとんど絶滅的になっているんじゃないかなという事は聞いております。

私、高知の方の鳥の、いろんな、トサジロウとかいろいろありますが、そういった方のお話を、去年聞く機会がありましたときに、宿毛にはミヤジドリという立派な、肉にもなるというふうな話もありまして、それを聞きまして、まだいるんじゃないかというふうなことを聞きまして。恐らく、探せば、だれかお飼いになっているんじゃないかなという気はするんですが。

全然、高知の方の鳥の専門家の方は、絶滅ということは言うておられませんでした。そのことだけ、お伝えしておきます。

絶滅したとしても、やっぱりそういった写真等残っていれば、別にこれは市の保護鳥ということで、制定されておるわけでございますので、それはこのままでおいても、何ら差し支えはないんじゃないかなという気はいたしております。

それから、これらをロビーにということでございますけれども、ロビーはあのとおり、ロビーというのは展示場ではございませんので、あのとおり狭いスペース、あそこをロビーと言っているのかどうか、私もちょっと疑問に思うところもあるようなロビーでございますけれども、たくさん、テレビの画面がたくさん置いてあったりして、なかなかそのスペース的に難しい部分があるかなと。

置けるようであれば、やっぱり美しさというものも、少しはやっぱり、こういうものですから、考えなきゃいけないんじゃないかなと思えますので、そここのところ、ちょっと検討させていただきたいと思えます。

それから、街灯の件については、もっとふやしたり、能動的にということでございます。やはり、地域の方が、設置した後の負担というのがございますので、やはり、危ないところについては、行政の方としても、ここは危ないんでこうしようという提案はできると思いま

す。

ますが、もっとふやしたりするについては、これから予算を決定していくわけですので、その予算要求の範囲の中で、ふやせるかどうかについては、検討させていただきたい。ふやせないかもしれません。これはですね。

ちょっと、そういう検討をやったり、いろんな事業がございますので、どこを優先的にやるか、優先順位を今、はっきり予算要求のときには、きちんと皆さんで話し合いながらやらなきゃいけない。本当に行革の関係もございますので、そこのところは今、はい、ふやしますということには、予算要求の関係でございますので、なりません。

また、予算を立てたときには、また議会でも検討もしていただかなきゃいけないということでございます。

それから、あと、市民講座の関係については、先ほど申し上げたとおりでございますして、市民の方に、市のことをよく知っていただくということは、非常に大切なことでございます。

また、今も、客船とかついたときも、市民のボランティアの方々が、よそから来たお客さんに、いろんなボランティアとして説明もしていただいております、これも好評でございますし、そういう大切なことについては、きちんとした取り組みをしていきたいというふうに思います。

それから、ちょっと、義務的にやればということがありましたけれども、やっぱり市民の方に強制的な、義務的なことは、ちょっとできないと思います。やはりボランティアは、自分の心から発した形でやっていきますという気持ちになっていただかないと、なかなか成果というものが上がらないんじゃないかなというふうには思っております。

それから、女性10団体とのお話し合いでございます。日程等、調整をしまして、代表の方

に申し入れもしていただければ、本当に先ほど申しましたように、隔年ということにこだわらなくて結構だと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 有田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の街灯設置の件ですが、答弁の中では、有田議員の受け取り方として、消極的な取り方をされたと、こういうことであろうと思いますが、もちろん、子どもたちの現状は、非常に不審者も出たりとか、クラブ活動で遅くなって、真っ暗な中で下校するというようなことは、危機管理の面で大変なことでございますので、教育委員会としても、積極的に設置の方向に働きかけをしていくような取り組みを検討していきたいと、こう思います。

それから、図書館、歴史館の無休の件についてでありますけれども、この件についても、前向きに検討をしていきたいと、こういうふうに思います。

おっしゃるように、宿毛は文教の里と、こういうように言われておるわけですので、その大きなあかしではないか。図書館、それから歴史館というのはですね。

そういう意味で、そういう文教の里宿毛らしい、そういうために、そういう方向で、できるものから取り組んでいくような方向で検討をしてまいりたいと思います。

それから、子ども議会の件ですけれども、子ども議会がマイナスとは、私自身考えておりませんし、有意義なものであると、このように考えておりますので、この市長と、あるいは各行政に携わるトップの皆さんと交流をして、語り合う、そういう触れ合いという、共生をするということは、非常に意味のあることだろうと思いますので、これを継続した形で取り組んでい

くような取り組みをしてみたいと思います。

それから、あいさつの件ですけれども、先ほどもお答えしましたように、子どもたちはいろいろありまして、居場所のないといいますか、寂しい学校生活を送る、あるいは家庭生活を送っている、そういう子どもたち、たくさんおりますので、そういう意味から、教育委員会としては、生徒指導総合連携推進事業、そういうものを受けて、そういったことを、地域をあげて、そういったあいさつ運動、こういったものも取り組んでおりますので、それが1つの大きな力になっておるといようなこともお聞きしておりますし、これを、事業は、2年間の事業は済みましたが、継続して、中学校単位のブロックで、保護者や地域の方、子ども、皆さんが声をかけ合う、生活の生きる基本はあいさつからということに取り組んでおりますので、これもさらに取り組みを継続して、そういう方向に行くようにやっていきたいと、このように思いますし、また、有田議員のおっしゃるのは、学校の中で子どもたちに対して、どの子にも、「元気ないね」、「日曜日はどうした」、「わかった」、そういう声を先生が、温かい気持ちで接して声をかけていくということは、先ほど言われましたような、自尊感情を育てると、こういうことにつながっていきますので、こういった取り組みを、ぜひやっていきたいと、このように思っております。

○副議長（菱田征夫君） 3番有田都子君。

○3番（有田都子君） 再質問に対し、前向きな、温かいお答えをいただきました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（菱田征夫君） 16番中川 貢君。

○16番（中川 貢君） 16番、中川です。ただいまから一般質問を行います。

今回は、1点のみに絞って質問をいたします。

まず、スポーツ施設の練習貸し出し拒否という表現でございますけれども、適当な表現方法が見当たらず、こういう表現になりましたが、わかりやすくいいんではないかというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

まず、最初に思い出していただくために、少し触れておきたいと思います。

宿毛市では、2002年、平成14年に高知国体が開かれ、そしてラグビーフットボール、レスリング、柔道、軟式野球の4種目の競技とスポーツ芸術が行われております。

この国体に合わせて、宿毛市は競技会場として、芳奈地区に宿毛市総合運動公園を整備するとともに、民泊やボランティアなど、市民総出の強力なサポートのおかげで、大会を無事に成功させることができました。

スポーツを通じた市民交流が広がり、人と人の心の触れ合いが大きな財産になった、実意義のある取り組みであったと、評価しております。

改めて、このスポーツの果たす役割の大きさを実感した国体開催でありました。

さて、この高知国体開催に向けての総合運動公園を整備するに当たりまして、当時の林市長は、ラグビーフットボールの会場を、ラグビーなどの専用球技場ではなく、多目的に利用する施設として、当時の二種公認対応の陸上競技場で対応する方針を打ち出しております。

陸上競技場建設は、陸上競技団体や選手にとって、長年の夢であり、待望の施設であったと同時に、陸上競技場の芝フィールドは、国体開催種目であったラグビーフットボールを初め、サッカー、ゲートボール、グラウンドゴルフなど、芝のグラウンドを試合会場としております競技関係者にとっても、待ち望んでいた施設でもありました。

この陸上競技場は、本来、天然芝フィールドを正規の競技会場としておりますラグビーやサッカーなどにとっては、高知県西南部で唯一の本格的な球技施設であり、関係者から、その利用に大きな期待の声が上がったことは、言うまでもございません。

ところが現在、そうした期待を裏切るかのような問題が起こっております。

最近、市民から陸上競技場の芝フィールドが、競技力アップのための練習に、全く利用できないという苦情の声が上がってきております。

これらの関係者によりますと、まず、中学、高校の場合では、陸上競技場が貸し出されていない土日の休日を利用して、芝の会場で行われる県大会に向けた練習や調整のために、芝のフィールドを利用したくとも、受付段階で断られ、さらにまた、社会人のケースでは、休日に使用料金を払って、競技力向上のための練習試合をしようとして申し込むと、同じように、受付段階で門前払いにされたということがございます。

いずれのケースも、宿毛市教育委員会は、一貫して練習には使わせないという姿勢で、使用を拒否していると聞いております。

現在の陸上競技場の芝フィールドの利用状況は、年10回程程度のサッカー大会や、夏の高知大学サッカー部の合宿、ゲートボール大会、スポレク祭りなど、数少ないイベントのみでございまして、毎日の利用は、ほとんどなく、芝のフィールドは市内のスポーツ施設の中では、最も貸し出しの少ない施設となっております。

このように、陸上競技場芝フィールドは、年間を通じて使用頻度が高いとはいえ、芝の壊滅的なダメージの恐れのない良好な状況にありながら、練習だからという理由だけで使用を、問答無用同然に拒否された市民は、非常に憤慨をしております。

市内の中学、高校、社会人のチームの芝フィ

ールドの練習が禁止されている一方で、同じ陸上競技場のトラックの使用につきましては、年末年始を除いて、市外のチームにもどんどん開放し、連日のように練習の使用を許可しております。

ちなみに、芝の利用を断られたそれぞれのチームは、お隣の三原村まで出かけて行って、洋芝の天然芝のグラウンドでございまして、ふれあい広場を借りて、練習試合を行っているのが実態であります。

宿毛市で税金を納めている宿毛市住民が、宿毛市にあるあいた芝のグラウンドを、使用料を払って使いたくても門前払いにされ、なぜ三原村まで行ってグラウンドを借らなくてはならないのか。断られた市民は、当然ながら、怒り心頭で、納得をしております。

以上の現状を承知していただいた上で、スポーツ施設を設置した市長、スポーツ施設の管理運営を任された教育長に、スポーツ施設の練習利用の基準や、陸上競技場、芝フィールドの練習不許可の根拠と、今後の対応について、次のとおりお聞きをいたします。

まず、1点目として、宿毛市総合運動公園のスポーツ施設につきましては、広く市民に利用してもらうためにつくった施設なのか。あるいは、なるべく利用してもらいたくない施設なのか、このことについて、設置者としての市長の基本的な考えをお聞きします。

2点目といたしまして、苦情を聞く限り、練習を拒んだ理由として、芝の管理上の問題があったとも考えられません。芝の状態や、コンディションによって使用を許可できない場合や、正規の手続による使用許可によりまして、陸上競技場の重複使用が困難な場合などを除きまして、陸上競技場があいているときは、広く中学校、高校、そうした部活でありますとか、市民、住民が練習利用できるスポーツ施設として、原

則として開放すべきであると考えます。

宿毛市都市公園条例や、宿毛市総合運動公園の管理運営規則では、練習使用を原則として認めているにもかかわらず、どうして教育委員会は、陸上競技場の芝フィールドに限って、練習の貸し出しを拒否しているのか、その根拠について、執行責任者である嶋教育長に、市民の誰もが納得できる明快なご答弁を求めたいと思います。

と同時に、3点目といたしまして、市民が競技レベルのアップのために、こうした施設を原則として、練習利用ができるように、教育委員会がつくった内部規定を改める考えはないのか、この点についてお伺いをして、1回目の質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 中川議員の一般質問にお答えをいたします。

総合運動公園の利用でございます。端的なお話、広く市民に利用してほしいのか否かということでございます。これはもう、心は全く、皆さんに利用してほしいということに、原則的には変わりございません。これを、皆さんの、市の総合運動公園でございますので、市民の方々に、たくさん、やっぱり利用していただくというのが、原則だというふうに、私は考えております。

設置者としての話でございます。運動公園、補修とか修理とか、例えば公式競技会に向けての、例えば芝とか、その施設の養生であるとか、ということを除きまして、原則、やっぱり公式競技会、練習を問わず、皆様に使用をお受けするのが当然ではないかなというふうに思っております。

これ、陸上競技場とサッカーやラグビーとかいう形での競合する場合がございます。そういう場合につきましては、例えば、ボールが飛ん

でくるとか、いろんなことございます。2つの競技が一緒になって使うといった場合には、安全性というものをきちんと、お互いに確認しあいながら、調整しあいながら、使っていただければありがたいというふうに思っております。

この競技場、飾りではございませんので、やっぱり使って何ぼの競技場というふうに、私は心得ております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 16番、中川議員のスポーツ施設の練習貸し出し拒否について、お答えをしたいと思います。

宿毛市のスポーツ施設の活用につきましては、近年のスポーツ愛好者の増加や、健康増進を目的とした市民の皆様に、広く利用される状況になっております。

特に、平成13年度に総合運動公園が供用開始をして以来、高知県西南地域唯一の第三種陸上競技場を備えた総合的なスポーツの中核施設として、これまで各種の競技大会などが、総合運動公園において開催されるようになりました。

また、休日や夜間の施設の利用につきましても、スポーツ愛好者の増加によって、最近では、予約でほぼ満杯の状況になってまいりました。

ご質問の練習時の施設貸し出し拒否ということでございますけれども、基本的には、陸上競技場芝グラウンドの使用についての取り扱いについて、その内容は、合宿や大会で芝グラウンドの使用が必要な場合、多目的グラウンドが使用できない場合、及びコート数が多目的グラウンドで足りない場合、そのほか、施設管理者と申請者が協議をし、特に必要な場合と定め、例えば陸上競技場の芝グラウンドなどは、これまでも高校、一般などから、練習や練習試合に使用したいとの申請もあります。

このような場合は、施設管理上、特に芝の養

生や保護の面、あるいは陸上競技場における陸上のためのトラックでの練習の利用などにも、広く開放するため、使用内容や芝のグラウンドでなくても練習が可能な申請と思われるものについては、多目的グラウンドなどの使用をお願いしている現状でございます。

ただし、これまで、多目的グラウンドや他の施設があいていない場合や、全国大会等を控え、芝のグラウンドでの練習が必要な場合は、練習での使用も認めております。

また、陸上競技場に限らず、テニス部や野球部なども、雨天時には体育館やトレーニング室を使用したいとの申請もございますが、一般の利用者にも、広く開放するために、やむを得ない場合を除き、練習等につきましては、極力、自分の学校等で工夫をした練習をしていただくよう、お願いをしているところであります。

このように、広く市民の皆様にご利用いただくため、使用日や使用時間等が重複する場合には、会場の変更を初め、使用者が譲り合ったり、時間の調整をしていただいたりして、適切な施設の貸し出しに努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をしていただきたいと思っております。

○副議長（菱田征夫君） 16番中川 貢君。

○16番（中川 貢君） 1回目のご答弁をいただきました。

市長からの答弁は、私は了といたしたいと思っております。原則、練習であろうが公式試合であろうが、市民に開放すべきであるという見解であります。

一方の教育長に、再度お伺いをいたします。

私が質問をしておるのは、市内のスポーツ施設、どことは言いません。ただいま取り上げましたのは、芝フィールドだけを取り上げましたが、原則、練習で使わせないというところはどこながですか。答えてください。

練習には、原則として開放しないというところはどこですか。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 中川議員の再質問にお答えいたします。

練習を原則として利用させていないのは、陸上競技場の、先ほども言いました芝のこととか、管理のこととか、そういった面考えて、やっておるところでございます。

○副議長（菱田征夫君） 16番中川 貢君。

○16番（中川 貢君） 16番、質問を続けます。

教育長さん、芝のフィールドを原則として貸し出し使用は、練習はさせないということ、今、答弁なされたわけですけども、原則の話ですよ。原則です。

そこで、詰めた話をさせていただきますが、宿毛市の都市公園条例、ここで利用の禁止とか制限がうたわれております。第6条、市長は都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合、その1点、または都市公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、またはその利用者の危険を防止するために、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、または制限することができる。これが第2点。

この6条だけが、利用の制限とか禁止の条項なんですね。それが、設置した宿毛市長の方の見解の根拠になるところの、原則開放、利用オーケーよということであろうというふうに理解をするわけです。

次、それを任せられました教育委員会の方の管理運営規則を見ますと、ここでは、全く制限はうたわれておりませんで、当然のことでしょうけれども、ただ、利用の許可の取り消しの条件があります。基本的には、したがって、その施設だけじゃなくて、芝フィールドだけではなく

て、体育館、陸上競技場、多目的グラウンド、これを借りる場合には、許可を下さいよ。申請してください。許可下さいということではない。

ごめんなさい、許可を申請下さいよということになっておるわけでありませう。

その許可の内容、許可申請の内容、ずっと見てみますと、申請書、陸上競技場及び多目的グラウンド利用許可申請書というのがございまして、その中に、陸上競技場も入っております。当然、そちらがつくった文書ですから、ご存じのとおり。

その利用目的の中で、この陸上競技場につきましては、例えば、トラックであるとか、芝フィールドであるとかいうことを分けた貸し出しはしておりません。陸上競技場一体として、許可対象になっております。

したがって、分けてどうこういうことにはなってません。貸すときは、一括して陸上競技場を貸し出す、そういうことになります。

そういう意味で理解しておりますが、その利用目的の中では、3つ、ここへこういうふうに書いて下さいよというのがございます。

そこで、一番上に、練習名、次に大会名（練習試合を含む）という申請書になっておりまして、今度は許可書、同じく利用目的のところ、一番上に練習名、大会名、最後に（練習試合を含む）、この3つの項目を記入、記載下さいということになってます。

原則、練習がいかんということが、ここでおっしゃいますか。どういう見解ですか、言って下さい、もう1回。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 再質問にお答えいたします。

許可申請書に対して、練習試合等に貸さないということが明記されておるかどうかというこ

とでしたかね。

中川議員のおっしゃる、芝の中での許可、これは貸し出しを原則として、取り扱いとして、教育委員会としてはしてないと、こういうふうにしております。

○副議長（菱田征夫君） 16番中川 貢君。

○16番（中川 貢君） 済みません。事務執行責任者ですよね、教育長が。教育委員会で決定した教育方針にのっとって、各担当課において、その事務を執行しておりますが、その一番大きな力を持った、しかも責任者でありますよね。教育長が。

教育長が、そういう矛盾したことを言われては困りますよ。担当課の問題ということではなくて、教育委員会自身の問題として、きちっと答えていただかんと、市民は納得できません。

私が質問したのは、宿毛市の条例、法律でうたわれておる設置条例の内容と、それに基づいて、管理運営規則を教育委員会に委託してやっていたいております。

教育委員会がその執行する責任があります。その中の申請手続の中に、芝であろうがトラックであろうが、陸上競技場をお借りする場合には、練習名、大会名、練習試合を含んで、こういう申請手続の中に書き下さいよということが明記されております。

先ほど、練習、原則貸し出ししていない、今もまた言いましたが、そういうことは矛盾してませんか。どちらが本当なんですか、ということをお聞きしたいわけです。

第1回目の質問で、改善するお気持ちがあるのなら、その答えもしてくれということも言いましたが、それについては、全く答えておりません。どういうつもりなのか、よくわかりませんので、きちっとした答弁をしてください。

もう、何回も矛盾したことを言わないで、ちゃんと説明してください。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 再質問にお答えいたします。

陸上競技場の芝グラウンド、練習に原則として貸さないと、こう言いましたけれども、これを訂正をいたします。

練習に貸し出すということにいたします。

○副議長（菱田征夫君） 16番中川 貢君。

○16番（中川 貢君） 続けて質問を続行します。

ただいまの答弁で、撤回する。練習を原則認めますということでありましたので、それはそれとして、了といたします。

ただ、数点、ちょっと指摘をしておきたい内容がございます。

その問題に関連いたしまして、先ほど、芝の養成ということが大きな理由にあったと思います。冒頭、第1回目の質問で私が言ったように、教育長の方で、どれだけ把握されておるのかわかりませんが、芝フィールドが年間どれだけ使われておるのか、ご存じですか。

ちなみに、同じ芝、特に洋芝のティフトン系を使用しております宿毛市野球場、宿毛市陸上競技場の芝フィールドは、改良型の野芝というふうに聞いております。明らかに野芝であります。

芝に詳しい方であれば、大体、わかると思いますけれども、野芝はかなり丈夫で、強い芝です。ティフトン系が、ややそれと比較すると、洋芝ですから、管理が難しく、ちゃんとすればいいわけですが、若干、野芝に比べると弱い芝であります。

私たちサッカーの関係者の立場から言うても、これ、議員としてもそうなんです、そうした常識的な判断からすれば、この芝の養成について、陸上競技場が著しく管理が悪いという状況であるとは、到底考えられません。

宿毛市野球場も、宿毛高校を中心にして、毎月1週間前後、練習ないし練習試合等々で使用しておる実績もあります。実際に現場へ行ってみましたが、練習したからといって、そんなに傷んでいるとも思われません。

その宿毛市野球場より、はるかに使用頻度の低い陸上競技場の芝のフィールドのご心配をされておるわけですが、我々が見る限りは、その心配はないというふうに判断をしております。

原則、練習を貸し出して、もし仮に芝の養成が必要となったときには、率直にそのことを申請者にお伝えして、練習使用をお控えいただくということはあると思います。そうでない以上は、原則、先ほど答弁やり直しをされたように、貸し出しをするというスタンスで、教育委員会は臨んでもらいたい。

宿毛市の施設を宿毛市住民が使用できずに、三原村まで行かなくてはならない。そういう実態を見たときに、非常に私は残念でなりません。住民に対して、先ほどの答弁を真摯に実行していただいて、本当に宿毛市住民が喜んで使える施設にしていきたいというふうに思います。

そのほかの、いろいろスポーツ施設の使用問題も若干ありますけれども、今回は、この問題だけに限って質問いたしましたので、次回にその他のことについては、またご質問をしたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 16番中川 貢君の質問に対する答弁保留のまま、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時40分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 1時00分 再開

○副議長（菱田征夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

16番中川 貢君の質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（嶋 統一君） 16番、中川議員の再質問にお答えをしたいと思います。

補足説明をさせていただきます。

原則、芝グラウンドは練習に貸し出ししないと申し上げましたが、管理運営上、芝の養生、管理、他の競技との競合による危険防止上、使用することが適当でないと判断した場合を除き、練習においても貸し出しすべきであったと思います。

したがって、今後においては、対応してまいります。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 6番、一般質問を行います。

まず、福祉行政について、障害者自立支援法への対応について、お聞きをいたします。

さきの6月議会において、沖本議員の質問に対して、また昨日の浅木議員の質問に対しても答えておりますので、できるだけ重複をしないように、質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお聞きいたします。

今、大事なのは、障害者や、それを抱える家族、施設にとって、この先、どうなってしまうのかという不安感を払拭することであるというふうに考えております。

そこで、まず、福祉事務所として、現在のこの自立支援法の対象となる利用者の数について、どのように把握しているかについて、お聞きをいたします。

次に、その利用者の1カ月当たりの利用料金は、どのようにになっているのかをお聞きいたします。

そして、自立支援法施行前と施行後で、障害

者にどのような影響が出ているのか、どのように把握しているのかをお聞きいたします。

次に、この自立支援法で定められている障害者福祉計画の策定についてですが、昨日の答弁でもありましたが、現在の進捗状況はどのようになっているのか。来年の3月までに策定しなければいけないというふうに聞いておりますが、現在の進捗状況をお聞きいたします。

自立支援法施行後に、障害者施設の利用者が、負担増のために入所施設を退所したり、通所施設の利用を控えたりという事例が、全国でふえているということは、昨日の浅木議員の質問でもありましたが、それによって、全国で独自の支援策を行う県や市町村が出ていることは、きのうも浅木議員の中でありました。

宿毛市の事例も出されましたが、きのうの市長の答弁にもありましたように、これは、宿毛市単独の解決策というよりも、国レベルでやるべきではあるでしょうが、市内に授産施設や小規模の作業所がある本市にとっては、施設利用者や運営者にとって、切実な問題であるということから、独自の支援策も考えなければいけないんじゃないかと思っておりますが、答弁をお願いしたいと思います。

次に、教育行政についてお聞きをいたします。

まず、小・中一貫教育について、お聞きをいたします。

昨年、公表された行政改革大綱集中改革プランによって、小・中学校の統廃合についても、明記をされております。

これは、広く市民も知ることはありますが、昨年度より、小筑紫地区に説明に入り、また、今年度は橋上中学校への説明ということで、統合についてを、説明を始めていることは聞いております。

一方で、統合対象になった地域にとっては、学校がなくなるということ、ただ単にそれだけ

ではなく、地域の活力、元気さえも奪われてしまうんじゃないかという危機感を感じていることは間違いのない話であります。

私は、以前から少子化による学校の統廃合については、避けて通れない道であるというふうに思っておりますが、だからこそ、前議会でも言いましたように、教育委員会が10年後、20年後の宿毛市の小・中学校の配置について、どのようにしていくかということを示す必要があるんじゃないかと思っております。

その過程の中で、私は、小・中一貫教育というものも取り入れることにより、地域に溶け込んだ、特色のある学校づくりも可能になってくるんじゃないかと思っておりますが、教育長の見解をお聞きしたいと思います。

次に、放課後保育について、お聞きをいたします。

文部科学省と厚生労働省は、来年度から全国のすべての公立学校で、放課後も児童を預かることを決めました。

政府の少子化対策の一環であり、子育て世代への支援策の一環であるわけですが、これは、これまで行ってきた学童保育とどのように違うのか。また、宿毛市として、今後、これにどのように対応していくのかをお聞きして、1回目の質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

障害者自立支援法への対応でございます。先ほどのご質問の中で、利用者の現況でございますが、まず、施設利用者の現況把握については、入所施設、これが宿毛育成園、宿毛授産園、大方誠心園ほかがございますが、この利用者数は、障害者自立支援法施行前の本年3月と、施行後の本年8月とも49名で、変更がございません。

通所施設でございます。これはワークセンタ

ーすくもとか、分場ひだまり、四万十・ごり工房ほかがございますが、につきましては、本年3月は28名、本年8月は27名で、1名少なくなっております。

この1名は、自己負担額が多くなったために、通所しなくなったというふうに聞いております。

利用料金等は、ちょっと把握をしておりません。まことに申しわけございませんが。

利用者負担でございますが、所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組みでございます、に見直されたわけでございます。

利用者負担は、入所施設や所得等により、個人によって異なります。

法施行後は、預貯金等が一定額以下であれば、この額から個別減免がございます。減免を受けた後の利用者負担額も、法施行前の額より少し高くなります。これは、食費、光熱水費等の実費が、利用者負担となったことによるものでございます。

次に、障害者福祉計画策定の進捗状況でございますが、障害者福祉計画は、今年度中に策定すべきものとなっております。

現在、サービス見込み料の算出をしているというのが実情でございます。

3点目でございますが、高知県内の利用者負担への支援策についてでございます。県に問い合わせたところでは、県内では、現在、利用者負担への支援を行っているところはありません。

我々も6カ市町村で今、事務レベルで協議をしているところというのは、昨日も答弁で申し上げた、浅木議員に対する答弁で申し上げたところでございます。

これ、ただし高知市の件につきましては、これ、浅木議員からもご紹介がございましたが、激変緩和措置としまして、利用料の負担上限額を10月から19年末まで、3分の2の引き下

げ、20年度は3分の1の引き下げを行う方向で、9月の定例市議会に関連議案を提出しているというふうに聞いております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 6番、寺田議員の質問にお答えをいたします。

小・中一貫教育についてでございますが、宿毛市の小学校の児童数は、昭和33年度の5,101人をピークに、平成18年度には、1,392人となり、ピーク時の27.3パーセントにまで減少しています。

また、中学校の生徒数も同様に、昭和37年度の2,620人をピークとして、平成18年度には664人となり、ピーク時の25.3パーセントまで減少しています。

今後も、過疎化と少子化により、児童生徒の減少は急速に進んでいくものと考えられます。

このような状況の中で、長期的な視野に立っての市内の学校数について、議論をしているところでございます。

また、短期的には、宿毛市行政改革大綱の集中改革プランに沿って、小・中学校の小規模校の統合に取り組んでいるところであります。

現在、宿毛市においては、沖の島小・中学校で新しいタイプの小・中一貫教育を実施しております。校長、教頭を初め、全教職員が兼務発令を受け、運動会などの全校的な取り組みや、理科や音楽などの教科を、中学校の先生が授業をするなどの取り組みを実施しております。

このような小・中一貫教育をすることにより、小規模校として、当面、地元に残す選択肢もあるのではないかとのご質問ですが、このことにつきましては、一時的な対応としては考えられるかもしれませんが、将来の宿毛市の学校のあり方を検討する中で、議論をしてみたいと思います。

次に、これまでの学童保育との違いについてでございますが、学童保育、正しくは放課後児童健全育成事業ですが、国の所管は厚生省です。

今回出された放課後子ども推進事業は、文部科学省であります。趣旨の違いで、厚生労働省の健全育成事業は、共稼ぎ家庭など、留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや、生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業でございます。

一方、文部科学省の放課後子ども推進事業は、すべての子どもを対象にして、安全、安心な子供の拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに、スポーツや文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進するとなっております。

設置箇所数は、ともに2万カ所で、原則として、すべての小学校区での実施を目指すことになっております。

ソフト面での健全育成が、基準開設日を281日以上から250日以上に、適正な人員規模への移行については、71人以上の大規模クラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止し、分割等の促進を図ります。

一方、子どもの推進事業は、平成16年度から緊急3カ年計画の地域子ども教室推進事業の取り組みを踏まえた事業の推進と、学ぶ意欲のある子どもたちに、学習機会を提供する取り組みの充実を図る内容になっております。

ハード面では、それぞれの新規の場合に、それぞれ新規の場合には、備品購入に100万円の補助があり、相違はありません。

これら2つの事業の円滑化を図るために、運営委員会の設置や、学校ごとにコーディネーターの設置などが求められております。

宿毛市の今後の対応については、本日、国において県の担当職員を対象にした説明会が行われており、その詳細な結果を待っているような

状況でございます。

また、学校に対しては、現在、判明している内容で意向調査を実施しているような状況でありますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（菱田征夫君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 再質問を行います。

まず、自立支援法についてですが、これは、昨日も言われてましたように、本年4月から施行されたばかりの法律でありまして、いろいろな問題点はあると思うんですが、宿毛市としても、積極的に情報収集をしたり、支援策の検討をする。

また、私は、市の職員が一丸となって、積極的に施設とか、対象となる障害者と面談をするとか、いろいろな部分を力を入れていけば、今よりも、障害者にとっても、心配というか、不安感が少なくなっていくんじゃないかというふうに思うわけですし、市の福祉事務所が全然仕事をしてないというわけではありませんが、より積極的に、市民の中に入っていきべきだというふうに思いますがもう一度、この点についてご答弁をいただきたいと思います。

それと、次に、教育行政についてですが、一貫教育、今から検討をしていくというふうにも聞き取れるわけですが、実際に橋上中学校区、また小筑紫中学校区については、これからどんどん、生徒数も目に見えて少なくなっていく状況にあります。

その中で、地域の保護者、また地域にとっては、学校がなくなるというのは、すごく大きな問題なんです。それを、やはり教育委員会として、どのようにとらえて、地域と話していくか。統合問題の中で、教育委員会は先日、学校に入ってきた説明会の中でも、この場でも言ったと思いますが、地域の協力なくしては、統合はあり得ないんだというスタンスはわかるんですよ。

であれば、より地域と話し合える中で、この小・中一貫教育による緩やかな統合という部分も、選択肢としてあるんじゃないかというふうに、僕は思うんですが、再度、教育長の答弁を求めたいと思います。

次に、放課後保育についてですが、なかなか、学童保育とのすみ分けというか、難しい部分ではあると思うんですが、現在、学童保育を行っているのは、宿毛市内では宿毛小学校の放課後学童クラブだけだと思っているんですが、どの小学校も、なかなか対象者があっても、いろいろな面で、例えば共稼ぎでないとか、勉強を、学童クラブの場合は勉強を教えるはいけないというような部分もあったりとかいうことで、参加者がなくて、学童クラブができなかったとか、小規模校においては、5人以上、学童クラブについては、小規模のやつで、できると思うんですが、なかなかそれにも満たない。

もし、あっても個人負担が、保護者負担が大きすぎて、学童クラブを立ち上げれないという部分があると思うんですが、今回の場合は、全額、保護者負担は、5時から6時についてまでだと無料ということになっているはずなんですよ。

だから、きょう、県の方で説明会があるとしても、来年からやるのに、間に合うんでしょうかというのがあるんですよ。

多分、申し込みの期限も、もう迫っていると思うんです。その中で、各学校、共稼ぎの家庭が、どんな小規模の学校でもかなりふえてます。それにおじいちゃん、おばあちゃんという、小学校低学年が特に、帰って、家で見られる人のいない家庭というのは、すごくふえてます。それを助けるために、国として、こういう方針を出してきたんですから、当然、市としても、3分の1の財政負担をしなればできない事業です。それを、どういう形で取り組んでいくの

かということが、今の時点で、今の答弁では、私、ちょっとわかりにくかったので、もう1回、その部分を説明していただきたいと思います。

以上で、1回目の再質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 寺田議員の再質問にお答えをいたします。

障害者自立支援法の関係でございますが、議員ご指摘のとおり、情報収集とか、課題整理とか、いろいろな作業が、そろそろもう課題等も抽出されております。

また、昨日も浅木議員からのご指摘も多々ございました。職員としても、いろんな課題を、一応、認識はしておるつもりでございます。

あとは、一丸となって、積極的に当たれというふうな励ましというか、提言というふうに受けとめております。

職員として、当然すべきことは、やはり障害者の方の立場に立った活動をしていくということが、本当に重要なことではなかろうかというふうに思っております。

恐らく、福祉事務所の職員も、みんなそういうふうな気持ちで、今、いると思います。これからはぜひ、障害者の立場に立った課題の整理とか、解決とか、いうふうなものに向かってまいりたいというのと、同時にまた、負担の軽減につきましても、国とか県に対しては、言うべきことは言っていかなきゃいけない、このようにも思っております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 寺田議員の再質問にお答えをいたします。

統合問題で、小・中一貫教育を考えられて、学校を残すと、地元に残すと、こういう考え方でやってほしいというようなご意見でございますけれども、前からお話をしていますように、

統合については、地元の皆さんと常に話し合いをしていくと。理解を求めていくと、こういうことでやっておりますので、そのことも含めて、小・中一貫教育の問題も、小筑紫も出ましたし、橋上地区でも出ました。そういうことも考えて、今後、検討していきたいと、こういうように思っております。

それから、学童保育の点については、生涯学習課の課長の方で、具体的に取り組んでおりますので、お答えをさせていただきたいと思いません。

○副議長（菱田征夫君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（高木一成君） 生涯学習課長、6番、寺田議員の再質問にお答えいたします。

この寺田議員の再質問の中では、タイムリミットがきている中で、宿毛市の取り組みはどうするのかという質問だったかと思いますが、確かに、この宿毛市の、意向の締め切りが求められておるのも現実でございます。

県に対しては、今月末まで答弁を待っていたくように申し入れはいたしておりますけれども、いずれにいたしましても、教育委員会内部、あるいは市長部局なりとも協議しながら、適切な対応を図っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

以上です。

○副議長（菱田征夫君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 再質問をいたします。

障害者自立支援法、また小・中一貫教育の部分については、これ以上聞くこともありませんが、この放課後保育についてですが、先ほども、課長の答弁にもあった、今月末まで待ってもらっているというふうな部分で、学校に文書が回ったのも、ついこのごろじゃないかというふう

に思っているんですが、市内に10校ですか、11校ですか。沖の島を入れて11校でしょう。

沖の島を除くと10校になると思うんですが、その学校、すべてにこういう部分が、一定、うちもしたいというふうに言ってきたときに、1校当たり128万ですか、全事業費が。

それと、1校当たりの備品購入費が100万ですから、228万ぐらいの総予算になると。その3分の1が市にかかってくるということになるわけですが、それが10校になると、おのずと、計算すると出てくるわけですが、なかなか早急に、そういう予算化ができるのかどうか。また、そういう学校が、すべて言ってくるとも限らないかもしれませんが、それに対する対応はできるのでしょうか。

してもらわないと、どこだけやるという話じゃないと思うんですが、国の政策として出てきた方針ですので。例えば、全校が出てきた場合、それは全校を受け付けるということでもいいのでしょうか。

どちらでもいいです。教育長でも、どちらでもいいです。

○副議長（菱田征夫君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（高木一成君） 生涯学習課長。再々質問にお答えいたしたいと思います。

さっき、教育委員会でも、あるいは市長部局とも協議してというのは、財源的なことも含めて、全体を協議して、その結果を県に報告したいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○副議長（菱田征夫君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 私は、今回、ポイントを絞って言ったわけですが、子どもたちが、また障害者が、明るく育てる宿毛市になるために、宿毛市一丸となって頑張っていただくことをお

願いして、私の質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） この際、暫時休憩いたします。

午後 1時33分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 5番、一般質問を行います。

最初の質問は、耳マークの設置についてであります。

外見的には健康そうに見えても、何らかの障害や、体の不自由な方は、高齢者社会を迎えた今、ますます多くなることが予測されます。

市役所を訪れた市民に、職員はさわやかな笑顔と、丁寧な対応を、いつも心がけていると思いますが、時にはすれ違っても、全くあいさつをしない人も見受けられます。

健常者に対してはもちろんです、特に障害者が来庁されたときは、さわやかな対応を心がけ、明るい、気持ちのよい環境づくりが必要であると考えます。

耳の聞こえない、聞こえにくいといった難聴者の方は、話し言葉によるコミュニケーションをとることができず、見た目には聴覚障害がわからないために、誤解を受けたり、不利益や不便をこうむっているのではないかと思います。

目の不自由な方には白いつえや、車いすマークがあるように、難聴者の方には、耳マークがあります。昭和50年10月に、名古屋市でこのシンボルマークが制定されたことがきっかけで、いまや全国各地に普及されてきております。

そこで、本市でも、難聴者の方がすばやく認識することができる耳マークを、しかるべき窓口を設置したらどうかと思いますが、現在、ど

のような対応がなされているかも、お聞きいたします。

2点目は、そうした障害者の方には、手話が有効なコミュニケーションの手段になると思いますが、現在、手話のできる職員は何人いるのか。また、今後の市民サービスの一環としての手話対応について、お伺いいたします。

3点目は、現在、障害者用の駐車場は、庁舎の南側に1カ所しかなく、そこがふさがっているときは、北側の駐車場にとめざるを得ず、高齢者や障害者の方にとっては、出入り口には段差があり、大変に不便をこうむっております。

バリアフリーにするなど、何らかの改善策を講ずるべきであると思いますが、市長の見解をお尋ねします。

2番目は、観光行政について質問いたします。

観光資源の少ない本市にあっては、大島、咸陽島公園は、市内からのアクセス道路も着々と建設が進んでおり、春は桜公園、夏は海水浴やミニキャンプで、訪れる人もふえつつある絶好のロケーションにあります。

昔から、この一帯は幼稚園児や小学生たちの遠足の場所であったり、市民や本市を訪れる人たちにとっても、憩いとくつろぎの場所でもあったと思います。

また、11月下旬から2月中旬にかけては、「ダルマタ日」を撮影したり、観賞する人たちが毎年、確実に増加しており、だれもが手軽に出かけて、自然との対話ができる観光スポットであると考えております。

しかしながら、先日、咸陽島公園に行って愕然としました。残念ながら、公園の中や周辺は、夏草が生い茂り、とても踏み込める状態ではなく、遊具などの施設整備も進んでいないため、せっかく訪れた人たちが、ゆっくりとくつろげる環境にないことを痛感しました。

担当課の商工観光課の職員の皆さんも、草刈

りに行ったり、また、時には他の課の職員も応援するなど、懸命に努力していることは承知しております。

そのご苦勞には感謝もしておりますが、ただ、現状を少しでも打開していかなければ、せっかく公園を訪れた人たちが、宿毛湾を臨む景観は素晴らしいものの、安心してくつろげる場所ではないと、落胆されるのではないかと憂慮しております。

本市にとって、貴重な財産であり、観光資源の1つでもある咸陽島公園の整備について、ベンチやミニキャンプ場等ができる最低限の施設を整え、花木の植栽をするなど、四季を通じて、市民や観光等で訪れた人がくつろぎと憩いの場にしていけるべきではないかと考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

2点目は、インターネットライブカメラ設置についてであります。ちょうど1年前の17年9月の定例会でも質問いたしました。

その後、ことしに入ってから、1月に地球深部探査船「ちきゅう」を初め、6月までに豪華客船が5回、5月には、内外に大きい話題を提供したアメリカ海軍イージス艦「ラッセル」が入港するなど、重要港湾としての宿毛湾港が、これまで以上に幅広く知られることになりました。

この半年間で、新港岸壁にこれほど多くの見物客や見学客が訪れたことは、かつてなかったと思います。大勢の人が、直接、足を運んでくれたことは、大変よかったし、うれしいことでもあります。

しかし、入り込み客には限界があり、ITを活用することが、観光分野にも必要不可欠の時代に入っております。今後も、宿毛湾港への豪華客船の入出港や、冬場の風物詩である「ダルマタ日」の出現状況などについて、リアルタイムで情報を提供し、観光客、入り込み客のさら

なる誘致を図るため、インターネットライブカメラを、国民宿舎「椰子」のテラスに配置し、全国に情報を発信すべきであると、改めて提言したいと思います。

また、ライブカメラにより、台風の情報や、近い将来、発生が予測される東南海、南海地震対策の一環としても、有効な情報手段になり得ると考えておりますが、市長の見解をお聞きします。

3番目の質問は、教育行政について、教育長にお尋ねいたします。

今月14日付の新聞各紙で報道されておりましたが、高知県内の小・中・高校で、昨年度に発生した暴力行為やいじめ件数は、一昨年度に比べて7割から8割に減少したものの、暴力行為の発生の割合が、昨年が続いて全国ワースト1位という不名誉な記録になったことが報じられていました。

生徒間暴力が増加し、中学1年で加害者生徒が急増するなどの傾向があるようです。

社会構造及び経済情勢の変化に伴って、核家族化が進み、夫婦共稼ぎがふえてきたことにより、子どもが学校から帰っても、親がいないことなどから、少年の非行化が低年齢化しつつあります。

ゆすり、たかり、喫煙、いじめ、不登校、校内暴力等の増加が憂慮されていますが、次代を背負う青少年を健全に育成するためには、家庭、学校、社会の三位一体で真剣に取り組まなければならないと考えます。

本市における非行の実態と、その改善について、教育長の所見をお伺いします。

2点目は、巡回指導の状況について、お聞きします。

本市でも、夜遅くまで、スーパーやコンビニ、駅や公衆トイレ、空きビル等々で少年がたむろしている姿が見受けられます。

特に、夏休み期間中は、夜遅くまで徘徊しているケースが多くなっていると思われま

す。こうした状況に対し、巡回補導の体制はどのように取り組んでいるのか。また、その成果はどうなっているのかについても、お伺いします。

次に、子どもたちの安全確保について、お聞きします。

1点目は、通学路の安全点検及び安全マップの作成状況はどうなっているか。

2点目は、スクールガードリーダー等による巡回体制と、スクールガードの養成についての計画を示していただきたいと思

います。3点目は、青色回転灯を、せめて教育委員会の公用車に装備し、自主防犯パトロールを実施する考えはないか、お尋ねします。

4点目は、安全パトロール用マグネットシート追加配布についてであります。

昨年度に、安全パトロール用マグネットシートが80枚作成され、各小・中学校へ配布され、町中でもシートを張っている車を見かけるようになり、大変喜んでおります。

このマグネットシートは、児童生徒への防犯パトロールのメッセージになるとともに、市民に対しては、防犯意識の啓発に役立っているのではないかと考えられます。

したがいまして、子どもたちの安全のために、安全なまちづくりのために、より防犯意識を高めるためにも、このマグネットシートを追加作製、配布すべきであると提案し、1回目の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、菊地議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に、耳マークの設置。耳に障害を持たれた方に対するサービスということでございます。

行政は、市民に対するサービス業であるとい

うふうな認識もしております。

平素から、職員に対しまして、来庁者はおお客様という意識で対応するように、指導しているところでございます。あいさつや会釈というもの的重要性を認識をしていただかなきゃいけないということでございますが、行政職員ということではなくて、社会人として、最低限の常識であるというふうなことを考えておまして、職員に対しては、あらゆる機会をとらえて、そういうことについては、決定をしているつもりでございますが、なお足りない部分につきましては、今後とも職員もこのあいさつ、会釈の励行につきまして、ぜひ励行していただきたいというふうに、私自身考えておるところでございます。

次に、聴覚障害者の方への対応でございますが、大半は筆談で対応をしております。また、特に支障があつて、どうしようもないということも聞いておりません。多少、時間がかかっても、何とか意思疎通ができて、事務手続はできておるようでございます。

なお、耳マークの設置につきましては、大変いいご提言をいただきましたので、適切な場所において、対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、手話の対応でございますが、職員の中にも、手話のできる職員も何名かおります。過去にも、職員の手話で対応したこともございますし、今後も、必要な際には、窓口にて対応してまいりたいと、このように考えております。

障害者の方々はもとよりでございます。市民の皆さんに、優しい宿毛市役所と言っていただけますよう、サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

3点目の、庁舎の出入り口の段差解消でございますが、これ、北側の玄関につきましては、皆様ご利用いただいておりますが、これ、現庁

舎の直配道路でございます。そして、排水路でございます。そういったところで、ここで十分なスロープをとることは、ちょっと困難でございますので、南側に、新たな障害者専用の駐車場のスペース、これは現在、1台しかありませんが、障害者の皆さんにご不便をかけることがないように、もう1台分についてのスペースを確保するという対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、観光行政で、いろいろ、いつもご提言をいただいております。今回、咸陽島公園の件でございます。咸陽島公園に炊事施設等を整備して、花や木等を植栽しまして、四季を通じてレクリエーションとか、憩いの場として、またミニキャンプ場として、市民や観光客がくつろげる場にすべきではないかのご質問でございます。

咸陽島公園に関しましては、ご指摘のように、これまで春の花見、夏の海水浴、秋から冬にかけて「ダルマ夕日」等の観光地として、広く市民と観光客に親しまれております。

行政としましても、咸陽島周辺が本市にとって重要な観光地であるということから、今日まで、各種の施設整備を行ってまいりました。

現在、咸陽島公園の施設整備状況は、すべり台、ブランコ等の遊具、足洗場と水呑場、公衆トイレ、シャワー室等となっておるわけでございます。

ご提言のありました施設の新設等につきましては、必要性は十分認識しておりますけれども、当面は既存施設の管理充実を図る中で、市民や観光客に喜んでいただける公園にしてまいりたいと、このように考えております。

草刈り等、時期に応じて、適切にしていけないというふうなご指摘もございますが、そういったことについては、今後もきちんとした管理をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、2点目の観光関係で、インターネットライブカメラによる情報発信でございます。

これ、昨年もこのインターネットライブカメラの設置ということでのご質問、ご提言もいただいているわけでございますが、本市の観光ピーアール手段といたしまして、「椰子」の部分に、国民宿舎「椰子」のテラス部分にインターネットライブカメラを設置して、本市のホームページにリンクされる中で、インターネット配信によるリアルタイムでの豪華客船の入港状況とか、「ダルマタ日」の出現情報、また宿毛湾の四季折々の風景等を配信する中で、本市への観光客の誘致を図ってはどうかというご提言でございます。

ご承知のとおりだと思いますが、インターネットの普及につきましては、本市のみならず、全国的にも目を見張るものがございます。リアルタイムの観光情報等の配信につきましては、本市への観光客誘致策としては、有効なものとは考えております。

また、防災対策上からも、その設置につきましては、前向きに検討すべきものというふうには考えております。

前回もそうでございます。今回のご提言も、真摯にお受けとめする中で、技術的な関係はもとよりでございますが、予算的な問題も含めて、専門家等のご意見をお聞きし、実現への可能性を模索してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 5番、菊地議員のご質問にお答えをいたします。

少年の非行防止対策についてでございますが、昨年までは、全国各地で児童を対象とした残忍な事件が相次ぎ、大きな衝撃を受けていたところでございます。

しかし、最近の少年犯罪を見ますと、親の殺人を友人に依頼し、実母が殺害された事件、実家に放火をし、幼い弟たちが焼死した事件などが報道され、昨年以上の衝撃を受けたところでございます。

また、県内の中学校でも、校内暴力により、先生が負傷する事件も起きています。幸いにいたしまして、当市においては、このような事件の発生はしていないものの、平成17年度の非行の実態は、次のとおりでございます。

平成17年度の少年補導の状況についてでございますけれども、中学生による飲酒3人、喫煙2人、深夜徘徊8人、不良交友18人など、不良行為等の補導人数78人が補導されております。

そのほか、小学生1人、高校生20人、無職少年等の補導もありますが、中学生の補導状況がふえており、非行の低年齢化の傾向にあります。

また、平成17年度の状況につきましては、同一の生徒が、何回も補導されております。

補導された児童生徒のこのような行動は、幼少のころからの生活習慣と、そのリズムの荒れ、家庭のコミュニケーションの弱さであると考えられるため、補導後の児童生徒への教育指導、並びに家庭への生活指導など、学校、地域、関係機関でかかわりを持ちながら、改善への取り組みを展開していかなければならないと考えております。

次に、問題行動を起こしている児童生徒への対応についてでございますが、平成16年度に、国の指定事業、生徒指導総合連携推進会議を設置し、いじめ、暴力行為、不登校、少年非行などの児童生徒の問題行動や、児童虐待に対し、家庭、学校、地域、関係機関が連携を図りながら、問題行動の予防や、児童生徒の健全育成に取り組んでまいりました。

また、学校の課題を地域関係機関に広げていった取り組みといたしましては、万引きの対策があります。学校からの情報提供だけでなく、量販店等で非行の実態調査を、PTAと協力して実施し、調査結果を学校に返し、非行防止教室や、効果的な補導活動の実施へとつなげていきました。

地域の呼びかけから発生した学校関係機関での取り組みといたしましては、毎月20日にあいさつ、声かけ運動を、全小・中学校で展開し、児童生徒の基本的な生活習慣の確立に取り組んでまいりました。

次に、巡回補導の状況についてでございますが、青少年育成センターを核とし、市内小・中学校及び高等学校の生徒指導教員、一般ボランティア、警察署、スクールガードリーダー等、49名で補導員を構成し、少年非行防止及び少年健全育成に努めております。

補導の実態につきましては、先ほどの答弁で申したとおりの状況であり、日常の巡回バスといたしましては、不健全娯楽場、コンビニ、駅構内、空きビル等、少年の溜まり場となりやすいところを、主に巡回をしております。

また、休祭日や夏休み等については、イベント会場並びに各地区の祭会場などの夜間補導も実施をしております。平日、週2回から3回程度、毎月10日程度、午後5時以降の巡回補導や、西部地区合同による早朝の列車補導を月2回、午前と午後を実施しております。

しかし、最近では、市内並びに近隣市町村で不審者情報が多数報告されており、下校時に広報車による啓発活動も実施をしております。

少年の非行防止の抑制や、不審者からの児童生徒の安全確保のためにも、学校、PTA、地域や関係機関との連携を図りながら、啓発や巡回補導の強化に努めてまいります。

次に、子どもたちの安全確保についてござ

いますが、児童生徒にかかわる事件、事故が、全国各地で発生しており、保護者にとりましては、切実な問題となっております。

当市においても、通学路の安全確保や、不審者情報に対する対応など、諸問題は蓄積している状況にあります。

児童生徒が安心して通学することのできる手段として、各学校において、学校安全マップを作製し、安全確保に努めております。

作製された安全マップについては、学校、PTA、地区長の協力のもと、児童生徒の意見を聞き、危険箇所を確認しながらつくられたものであり、児童生徒たちの認識も深まっているものと考えております。

しかしながら、安全マップの活用が大切であり、地域住民への周知も重要な課題となります。

校区内の地区長や保護者への配布により、地域の皆さんがかかわりを持っていただくことにより、児童生徒の安全が確保されてまいります。

次に、スクールガードによる巡回体制についてですが、本年5月22日付で3名のスクールガードが県の委嘱を受け、6月からは3地区に分かれて、各学校の登下校時に、巡回による安全確認を実施してきました。

巡回車には、スクールガードのあかしであるステッカーを張り、各学校と調整を図りながらの巡回であります。全校を3名のスクールガードでは負担も大きくなり、限界があるものと考えています。

したがって、児童生徒の安全は、地域の皆さんに守ってもらわなければ困難と考えられますので、地区長、PTA、老人クラブ、婦人会等への呼びかけを実施して、今年度じゅうにスクールガードの養成を図るための研修会を開催いたします。

スクールガードとなられた皆さんは、ボランティアにより、児童生徒の安全確保に努めてい

ただきたいと考えています。

次に、青色巡回灯を公用車への装備についてでございますが、子どもたちの安全確保のためには、さまざまな取り組みが必要であります。青色回転灯の装備もその1つと考えますが、この点については、なお検討してまいります。

安全パトロール用マグネットシートの追加購入についてであります。市民の防犯意識を高めるために、昨年度、80枚のマグネットシートを購入し、各小・中学校を通して、PTA会長や地区長等に配布をしていただくよう、お願いをいたしました。

今日では、市内の至るところで「防犯パトロール中」のステッカーを張った車を見かけ、市民への啓発はもとより、児童生徒への防犯パトロールであることの認識を持たせることができたものと考えています。

ステッカーを追加購入することにより、市民の防犯意識を高めるとともに、今以上に、児童生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 5番、再質問いたします。

まず、最初の耳マークの設置の件でございます。先ほど、市長より、前向きにとらえていただきまして、聴覚障害者にとりましては、なかなか、みずから自分が難聴であるということは、言いづらい面があるかと思っておりますので、市役所の窓口で、そのマークのあるところへ行けば、すばやく対応してもらえるとということで、非常にこれは、その障害を持った方にとっては、いいことだと思っておりますので、ぜひともよく検討していただきまして、できれば図書館でありますとか、公共施設にも広げていただければと思っております。

そして、また、これは聴覚障害者の方自身も、カード、みずから提示することによって、耳が聞こえませんが、よろしくお願ひしますとか、いろんな工夫がされたカードをつくっている先進地がありますので、その辺もよく検討をしていただければと思います。

そして、もう1つは、「広報すくも」等、またSWANテレビ等で、こうしたいろんなお知らせする中に、こういう障害を持った方への対応はこのようにしてますということも、市民への啓発の意味から、ぜひとも取り組んでいくべきではないかと思っております。

次に、咸陽島公園の整備でございますけれども、草は、これは1カ月もすれば、夏場は特に、ほとんどもとの状態になることは、もう百も承知でありますけれども、たまたま行ったときは、もうすごい草がいっぱいで、中に入りにくいような状況でありました。

そういうときに訪れた人は、これは公園かなというぐらい、相当大変な状況であります。

そして、ベンチも、ずっと以前から施設ができておりますけれども、ベンチであるとか、弁当とか、簡単な飲食するテーブル、これも寄贈された木製のものがありますが、大分古くなってまして、実際に、そこで座って休めるという状態ではないと思います。

それから、コンクリ製のベンチと、それから木製のいすがあります。そういったものの現状が、なかなか汚れてて座りにくいと。むしろ、海岸の堤防のところへ腰掛けている人が、結構、冬でも多いんですね。

そういった、公園の体を余りなしてないと、現状では。だから、もうちょっと、何らかの工夫をして、この宿毛市の大変すばらしいこの公園を、よそから来た人、市民を含めて、本当にすばらしいなど。景色をゆっくり楽しめるような、そういう環境づくり。花木のことも提案し

ましたが、余り手のかかる草花では、実際、後の維持管理が大変だと思います。

アジサイであるとか、ハマユウであるとか、そういう、ずっと、毎年ほとんど手入れしなくても、潮風の強い、そういった花木を計画的に植栽しながら、草もやがては駆逐していきけるような、そういう状況まで整備をしていくべきではないかと思いますが、この点についてもお願いしたいと思います。

それから、キャンプ地で、結構、夏休みによそから家族連れだと思いますけれども、ミニキャンプを、1泊か2日ぐらいの短期間のキャンプしている人がいるわけですね。

実際に、水道設備としては、手足を洗うのが、蛇口が2つ、それから飲み水用が、蛇口が2つ、こういう状況でして、炊事用の施設設備が全くない。大掛かりな施設でなくても、簡単に、もうちょっとその辺、せつかく水道管がいつておりますので、この辺も配慮すべきであろうと、まとめて提言をしたいと思います。

それから、次に、教育長の方からも、少年の非行防止対策について、るるその実態等についても答弁がありました。そういうことに対して、いろんな、みんなの思いは、この少年、子どもたちの安全、それから非行防止については、思いは一緒だと思うんですね。

そういった中で、いろんな形で取り組みがされております。例えば、具体的に申し上げますと、咸陽小学校、特に去年から不審者情報が再々出ておまして、非常に熱心に、この校長の方からも、PTA会長の方からも連絡が来ております。

そうした中で、子ども安全見守り隊というのが、最近、結成するよという事で、要請もありまして、地区の、関係する地区の父兄、住民も協力して、自分の都合のいい、時間にとられない、拘束されなくてもいいから、子ど

もの下校時間にあわせて、できるだけ外に行って子どもに声かけし、見守りをしていこうと。

学校の方から、下校予定時刻も送られてきております。こういう予定時刻表を参考にしながら、そのときに散歩に行くとか、買い物に行くとかいうことで、一貫して、全体を一貫して、スクールガード、それから今後、リーダーも含めて、総合的な地域ぐるみで、親も、それから学校も地域も、子どもの、特に下校時の状況については、みんなが目を光らせて、声をかけていくという体制、その連携が、いまひとつうまくいってないんじゃないか。

いろいろ、それぞれ腕章もまちまちですし、帽子もつくっておりますけれども、その辺をきちんと、みんなが、住民の人も、市民も、学校はもちろんですが、きちんと認識した上で、不審者とそういう善意で見守っている、子どもたちを、本当に安全を一生懸命考えている人たちの区別ができるような形で、やるべきじゃないかと。

一部、そういうボランティアでやっている人を、不審者と勘違いしたような例もあったようでありますけれども、そういった意味で、もうちょっと連携をとっていきべきではないかと、このように思っております。

以上で、1回目の再質問終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、菊地議員の再質問にお答えをいたします。

耳マークの関係、できるだけ早急にやりたいと思っております。

こういったことにつきましても、こういった、市役所の取り組みをしたよということにつきましては、やっぱり皆さん、市民の方々に、皆さんに知っていただくことが大切だというふうには思っております。

今、ご提言もございました広報への掲載とか、

いろいろな方法での、市民への周知ということを図ってまいりたいということにいたします。

それから、これは咸陽島公園の管理の悪い面を、非常に指摘をされました。

咸陽島公園に限らず、都市公園がございます。運動公園もございまして、きのうのご質問の中にも、運動公園の草刈り等もございました。

いろいろな面で、公園の管理を適切にしなければいけない。人手が足りないということは言いわけになりますが、これは、公園の管理を適切にするのが、管理者としての責任でございますので、この面につきましては、ご指摘のあった件につきましては、今後、気をつけて、きちんとした管理をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 菊地議員の再質問にお答えをします。

安全確保の、安全指導の面についてのご質問でございますけれども、咸陽小学校のように、子ども見守り隊、そういったものを各学校、同じような形でつくって、子どもの安全、登下校の安全指導に取り組んでほしいと、こういうことと、それから、もう1つは、そういったすばらしい体制ができて、子どもの安全確保というか、そういうものに取り組んでおるけれども、何かひとつ連携ができてないと、こういうことでございますが、そういったことを、今の貴重なご意見と、こういうことでいただきまして、各学校に、そういった組織の立ち上げ、そうしたものと、それから、連携の必要性、そういったものについてのご指導をしてまいりたいと、こういうように思っております。

○議長（岡村佳忠君） 5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 大変に前向きな答弁をいただきましたので、以上で終わります。

○議長（岡村佳忠君） これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時20分 散会

平成18年
第3回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（平成18年9月21日 木曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第14号まで及び議案第16号から議案第30号まで

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第14号まで及び議案第16号から議案第30号まで

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏君	2番 中平 富宏君
3番 有田 都子君	4番 浦尻 和伸君
5番 菊地 徹君	6番 寺田 公一君
7番 菱田 征夫君	8番 宮本 有二君
9番 濱田 陸紀君	10番 沖本 年男君
11番 西郷 典生君	12番 岡村 佳忠君
13番 佐田 忠孝君	14番 田中 徳武君
15番 山本 幸雄君	16番 中川 貢君
17番 西村 六男君	18番 岡崎 求君

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	福田 延治君
次 長	小野 正二君
議事係 長	岩本 昌彦君
調査係 長	乾 均君

----- . . . ----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中西 清二君
助 役	西野 秋美君
収入 役	中上 晋助君
企画 課 長	岡本 公文君
総務 課 長	出口 君男君

市民課長	松岡繁喜君
稅務課長	美濃部勇君
會計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	小島正樹君
人權推進課長	谷本秀世君
産業振興課長	茨木隆君
商工觀光課長	有田修大君
建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
上下水道課長	頼田達彦君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	嶋統一君
教育次長兼 学校教育課長	西尾諭君
生涯學習課長 兼宿毛文教 センター所長	高木一成君
学校給食 センター所長	近藤勝喜君
千壽園長	尾崎重幸君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第14号まで及び議案第16号から議案第30号まで」の29議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、質疑をいたします。

おはようございます。私が質疑を行いますのは、議案第16号、平成18年度宿毛市一般会計補正予算について、そして議案第17号、平成18年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算についての2議案であります。

早速、質疑に入ります。

まず、議案第16号別冊、平成18年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）の16ページの、2款1項9目、開発推進費の19節に、宿毛市元気のでる総合補助金として176万円が計上されております。財源は、国県支出金となっておりますが、その詳しい内容と、交付先についての説明を求めます。

続きまして、28ページ、6款1項5目観光費の19節に、市民祭宿毛まつり補助金として300万円が計上されております。

今年の市民祭宿毛まつりは、昨年まで別々に行っていた市民祭宿毛まつり、宿毛やけん夏、宿毛ふれあいまつりの3つの祭を合わせて行うと聞いております。

なぜ祭が実施される直前のこの時期に、補正予算として計上されたのか。市民祭宿毛まつりの予算の概要及びまつりの内容、そして3つのまつりを1つにしたことによるメリット、デメ

リットについて、説明を求めます。

続きまして、その下の28節に、国民宿舎運営事業特別会計繰出金として1,032万7,000円が計上されております。その詳しい内容の説明を求めます。

次に、議案第17号別冊、平成18年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の8ページ、1款1項3目建設改良事業費の13節沖の島簡易水道再編推進工事実施設計委託料4,911万円、及び鶴来島簡易水道生活基盤近代化工事実施設計委託料923万円について、発注時期も含めて詳しい説明を求めます。

続きまして、その下の15節、鶴来島簡易水道生活基盤近代化工事費5,951万円についても、工事開始時期を含めまして、詳しい説明を求めます。

以上で、1回目の質疑を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 企画課長。

○企画課長（岡本公文君） 企画課長、2番、中平議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、18年度一般会計補正予算、ページ16ページ、9目の開発推進費の中で、宿毛市元気のでる総合補助金176万の内容と交付先ということでございます。お答えをさせていただきます。

本事業につきましては、高知県元気のでる市町村総合補助金交付要綱を受けまして、宿毛市元気のでる総合補助金交付要綱を作成いたしまして、事業実施主体が地域を元気にするために、実施する20万円以上1億円未満の事業に要する経費に対しまして、2分の1補助率で5,000万円を限度に補助をする事業となっております。

この事業につきましては、地域の公共交通機関であります土佐くろしお鉄道につきましては、高速道路の延伸等により、利用客の減少が続いております。また、特急列車事故以来、宿毛駅

は空き店舗がふえ、寂れた状態となっております。

このような状況を打開するために、有限会社与力が代表者となりまして、駅の持つ地域の交流の場としての特性を生かしまして、地域の特産品である新鮮な魚介類、野菜、お土産品等の販売を行うことによりまして、駅舎ににぎわいを取り戻し、また、列車利用客の増加につながってもらえればと、7月29日に60人の方々の出品によりまして、開店をいたしました。

現在では、121人の方々の出品をいただいて販売を行っております。

今回、この事業の今後の展開に必要な冷蔵陳列、製氷機等の備品購入などに対しまして、県からの補助金を受け、同額を補助するものでございます。

全体の事業費といたしましては、352万1,300円を予定をいたしております、その2分の1、176万を、今回、計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有田修大君） 商工観光課長、2番、中平議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、平成18年度宿毛市一般会計補正予算、28ページの観光費6・1・5の19節市民祭宿毛まつり補助金300万円についてであります。これは、昨年まで市民祭宿毛まつり、宿毛やけん夏、宿毛ふれあいまつりとして、それぞれが独自のイベントとして実施されておりました。

今年度から、それらの祭を統合するとともに、本市の伝統文化であります金刀比羅まつりを掘り起こし、舞踊パレードや打ち上げ花火などを初めとした各種のイベントを開催することによりまして、今までより以上に盛大で、市民に親しみのある、魅力のあるまつりにしようとする

ものであります。

なぜ、この時期に補正予算をしたかということとでございますけれども、統合によりまして、宿毛まつり実行委員会の組織化が若干おくれたことによりまして、例年と比べまして、各種の取り組みがおこなわれているということから、補助金の支出についても、今回の補正予算で予算化をお願いすることにいたしましたものであります。

行政といたしましても、本事業の公益性の観点から、運営主体となります宿毛まつり実行委員会に対しまして、補助金を交付するとともに、官民一体となって、この事業を盛り上げ、成功に導きたいというふうに思っております。

なお、補助金等の使途であります。市民祭宿毛まつりの総予算額は1,100万円を予定しております。支出内訳は、設営費が90万円、舞踊パレード、歌謡祭、スポーツ大会、キャラクターショー等のイベント費が428万5,000円、広報費が80万円、安全対策費が40万円、花火費が300万円、運営費が104万円、雑費が10万円、予備費47万5,000円となっております。

続きまして、同ページの観光費6・1・5の28節国民宿舎運営事業特別会計繰出金1,032万7,000円についてであります。これは、国民宿舎のボイラー施設設置工事費1,000万円、及び昨年度の「椰子」運営にかかる消費税額32万7,000円に対する繰出金であります。

「椰子」のボイラー施設は、平成7年の11月のオープン以来10年が経過しております。そういうことから、ボイラー施設の経年劣化によりまして、各種の不具合が発生しております。特に、本年の5月から、ボイラー内の熱交換器等の故障が集中的に発生いたしまして、ボイラーの停止によって浴場が使用できなくなり、宿泊客に多大なご迷惑をおかけする状況も

生じておりました。

直ちに専門業者に依頼し、修繕をしましたが、ボイラー全体の経年劣化が著しく、今後、いつ故障が発生するかわからないというご指摘がございましたので、宿泊客は言うに及ばず、指定管理者にご迷惑をおかけすることになりますので、この際、新たなボイラー施設を新設することによって、安定的に施設運営ができるようにするものでございます。

なお、施設の修繕費につきましては、指定管理者との協定書で、1件当たり50万円以上の修繕につきましては、宿毛市が負担することになっております。

また、消費税の32万7,000円についてであります。これは、平成17年度、昨年度の国民宿舎使用料にかかる消費税及び地方消費税について、中村税務署より課税通知がございましたので、予算計上するものです。

なお、次年度からは、消費税につきましては、指定管理者に今年度から事業主体が移行しておりますので、来年度は指定管理者に課税されることとなります。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 上下水道課長。

○上下水道課長（頼田達彦君） おはようございます。上下水道課長、2番中平議員の質疑にお答えいたします。

議案第17号別冊、平成18年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算、ページ8、3目の建設改良事業費、13委託料の、沖の島簡易水道再編推進工事实施設設計委託料の発注時期と、詳しい内容ということですので、お答えいたします。

沖の島地区には、現在、簡易水道施設2カ所、これは母島と弘瀬でございます。それと、飲料水供給施設2カ所、古屋野と長浜があり、現在、地区ごとに取水からろ過、滅菌までの処理を行

い、水道用水を供給しております。

これらの施設については、施設の老朽化が著しく、また機械の故障や水道管破裂等が多くなり、年間の維持費が約200万円かかっております。

また、環境変化に伴い、施設の維持管理が大変困難な状況にもあります。それと、離島特有の条件で、現施設の問題が多い、これは、特に弘瀬地区については露出管が多いということで、夏場については、水道の温度が約40度近くまで上がるということでございます。

それと、塩害による継ぎ手の腐食等が見られます。

こういう多くの問題がありまして、今回、4カ所の施設のうち、一体化が可能な母島、古屋野、弘瀬を母島簡易水道に統合して、名称を沖の島簡易水道として、施設の改良、更新を行い、維持管理の強化を図るとともに、安定した給水を行うものです。

今回の事業は、3カ所の水道施設を統合するとともに、一部の地区の拡張も行い、この一部というのは、久保浦地区が現在、生活用水の受水タンクを利用して水を取っておりますけれども、大雨等が降った場合に、濁って全然使えないということでもありますので、地元区長からの要望で、今回、沖ノ島の水道工事をやるのであれば、ぜひ久保浦も合わせてやってもらえないかということになりまして、これは母島小中学校までいきますので、それから久保浦までは約600メートルぐらいの距離で、近いということで、今回、新たに久保浦も簡易水道として入れる計画にしております。

この事業については、国庫補助事業の簡易水道再編推進事業として、厚生労働省の認可をいただき、施工期間については、平成18年から平成22年の5カ年で事業化を図る計画です。

全体事業費といたしましては、補助対象事業

費として5億を予定しております。

なお、長浜地区については、母島からの距離がかなりあるということで、事業費的にもかなりかかるということで、長浜地区については、飲料水供給施設として存続させ、単独事業で行う予定にしております。

これについては、地元の区長にも一定、了解は得ております。

それから、施設の計画でございますけれども、取水施設については、現在の母島簡易水道の水源、これは妹背川から取水しておりますけれども、の一部を改良する予定にしております。

それから、あと、導水施設、水を送る施設ですけれども、これは現施設から県道までは、既存の導水管を使用いたしまして、県道から浄水場までは、新たに管を敷設いたします。

浄水施設については、現在、母島の県道沿いにあるのですけれども、弘瀬まで送らないかんということで、母島中学校の跡地、これは現在、普通財産になっておりますけれども、この一部を使用させていただきますして、計画をしております。

あと、送水管については、母島から古屋野、弘瀬、それから久保浦の方に予定をしております。

それから、財源内訳については、水道事業については、本来、厚生労働省であります、今回は厚生労働省の補助率が10分の4であります。国土交通省離島振興事業の予算が10分の5となっておりますので、今回、沖の島は離島ということで、この国土交通省の離島振興事業が当てはまりますので、補助率の高い方を採用させていただきます。しております。

それから、実施設計の発注時期についてでございますけれども、10月、来月の上旬に厚生労働省の方に変更認可申請をして、いく予定にしておりますので、その後、許可がおり次第の

実施となる予定です。

それから、同じく13委託料、鶴来島簡易水道生活基盤近代化工事実施設計委託料と、15節の工事請負費の鶴来島簡易水道生活基盤近代化工事、あわせて説明させていただきます。

まず、鶴来島の現況でございますが、こちらについては、現施設の改修工事を行う計画にしております。これも、やはり年間維持費が約300万ぐらいかかっております、現在。それと、その原水、ちょうど浄水施設が旧小学校の校庭の隅、港のはたにあるということで、潮風による塩分が含まれているために、基準値以上の数値が出ておりますので、早急に整備する必要がありますので、今回、施設の計画といたしましては、取水施設、これは人家のちょうど真後ろになります。反対側になるところにありますけれども、それから浄水施設、それからろ過器も傷んでおりますので、それと、あと、それに伴う送水管と配水管の敷設がえを予定しております。

これについても、事業費の財源でございますけれども、同じく、沖の島と同じで、厚生労働省でやりますと、10分の4の補助率ですので、国土交通省離島振興事業であったら10分の5になりますので、そちらの方の補助を採択しております。

全体事業費としては、2年間で、18年度と19年度の2年間で1億2,000万を予定しております。

ことは、7,000万の予算でございますけれども、そのうち、実施設計委託料といたしまして923万円と、工事費として5,951万計上させていただきます。しております。

発注時期についてでございますが、これも沖の島の簡易水道の再編と一緒に、厚生労働省の方へ10月に認可申請や、事業の採択申請をする予定にしておりますので、その後の発注にな

ると思います。

まず、最初に実施設計を委託いたしまして、その後、工事の方の発注になると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡村佳忠君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、再質疑をいたします。

再質疑に当たる前に、1点お聞きしたいことを、私、抜かしておりました。大変申しわけございません。

ただいまからお聞きしますので、もしよろしかったら、ご説明の方をいただきたいと思ます。

議案第16号別冊、平成18年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）の17ページ、2款1項20目の19節、宿毛地区暴力追放推進協議会補助金として、138万7,000円が計上されております。これについての説明を求めます。

○議長（岡村佳忠君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長、2番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第16号別冊、平成18年度宿毛市一般会計補正予算、17ページ、2款1項20目の諸費の19節負担金補助及び交付金の、宿毛地区暴力追放推進協議会補助金（不動産分）についてのご説明を申し上げます。

この補助金につきましては、本年3月、宿毛市上町の宿毛大橋のもとにごございました暴力団事務所につきまして、競売にかけられるということがわかりまして、平素から暴力団のいない明るいまちづくりに取り組んでいただいております宿毛市暴力追放推進協議会が中心になりまして、その事務所に再び暴力団が進出することがないようにということで、金融機関から融資を受けまして、落札をいたしました。

事務所取得に要しました経費につきましては、

市民の皆様を初め、関係機関等をお願いをしていきたいということで、本年3月から8月にかけてまして、地区長連合会を初め、各種団体等のご協力もいただく中で、募金活動を行った結果、総額で394万5,647円のご協力をいただくことができました。

しかしながら、競売等に要しました落札金額、それから手数料等、その他でございますけれども、経費が533万2,569円となっておりますことから、不足する金額につきまして、協議会の方より市長の方に支援の要請がまいっております。

行政としても、ちょうどあの場所は宿毛市の、町の入り口にもなっております、再び市街地に暴力団事務所ができるということは、もう好ましいことではないという判断のもと、市としても支援をすべきだろうということで、今回、その不足する金額138万7,000円につきまして、今回、補正をお願いするものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（岡村佳忠君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、再質疑を行います。

大変詳しい説明をありがとうございました。

何点かについてのみ、再質疑をさせていただきます。

まずは、宿毛市元気のでのる総合補助金についてですが、この事業を支援、行政が支援することによって、この宿毛市の活性化に対して、どのようなふうな効果があるのか。特に、宿毛駅で行う事業ということ、今、お伺いしましたので、その点についてご説明をいただきたいと思います。

続きまして、市民祭、宿毛まつり補助金についてですが、メリットといたしまして、今まで以上に金刀比羅まつりなんかを掘り起こして、

盛大に、そして魅力ある大きな祭りといえますか、そういったものにしていこうということは、大変よくわかりました。

その中で、デメリットについてのご説明がなかったわけですが、何か心配されることがもしあるのであれば、その点について。

それから、出て行く部分に対しては、ある程度説明いただいたんですが、収入の部、宿毛市が補助金として300万円出すわけですが、それ以外のお金といえますか、予算はどのようにして集める予定になっているのか、その点について、再度ご説明をいただきたいと思います。

そして、国民宿舎運営事業特別会計繰出金についてですが、ボイラーの施設を新しくするというので、大変お客さんも困っていたということで、早く直していただきたいなというふうに感じたわけですが、この「椰子」は、指定管理者の方から、「椰子」の家賃として1年間に宿毛市に入るお金は900万円だと思います。そういった中、今年3月には、大規模な改修に必要なお金を、基金としてためる宿毛市国民宿舎施設整備等基金条例を制定いたしました。

そして、この900万円の中から、毎年200万円を積み立てることにしましたが、「椰子」建設後、平成7年に建設されたと思うんですが、11年が経過し、さらなる補修等が、また必要になってくるのではないかというふうに考えます。

そういったことを考えたときに、今、現状で、近々に整備や改修が必要になってくることはないのか。そして、またそういったところが発生したときには、今後、どういった対応をとっていくのか、ご説明をいただきたいと思います。

1回目の再質疑を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 企画課長。

○企画課長（岡本公文君） 企画課長、2番、中平議員の再質疑にお答えをいたします。

先ほど、答弁させていただきました宿毛市元気のでる総合補助金、この事業をすることによって、どのような効果があるのかというご質問でございますが、先ほども申しましたように、大変、列車事故以来、宿毛の駅舎が寂れまして、にぎわいのない駅というような形になっておりました。

そういったにぎわいを取り戻す、あそこに地場産品を販売していただくことによって、多くの方々がそこに集まっていただけるということと、また、いいものがあるというようなことがずっと伝わっていきますと、中村、またそれから向こうの方々も、列車を利用していただいて、そこに買い物に来ていただけるというような、利用客の増加。また、地場産品につきましては、地産地消ということで、地元でもはかすということによってやっておりますが、そういった農家の方々も、先ほど申しましたように、現在では112人の方々があそこに出店をしていただいております。

そういった方々の利益にもつながってくるということで、効果はいろんな部分で大きいんじゃないかと思えます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有田修大君） 商工観光課長、2番、中平議員の再質疑にお答えします。

まず、宿毛まつりのデメリットについてでございますけれども、特に大きなデメリットというものは、考えておりません。

ただ、統合したことによりまして、スタッフの確保が若干難しくなっているという問題はございます。

それから、準備期間が短かったということで、取り組みが全体的におくれがちになっているということは、ご指摘できるかと思えます。

そういうことから、今年度は統合したイベン

トとしては、第1回になりますので、ちょっと至らぬところも出てくるかもしれませんが、そういう点につきましては、反省すべきところはきちっと反省しながら、今後、統合した市民祭がより発展するような方向で精いっぱい努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、説明で抜かっておりましたが、収入についてでございますけれども、ご説明したいと思います。

まず、収入としましては、一般寄附金を614万2,572円見込んでおります。それから、次に、地区寄附金を100万円。それから、従来の祭りの繰越金が若干発生しておりますので、まず、85万7,428円の繰越金がございます。そして、宿毛市の補助金300万円合わせまして、1,100万円となっております。

次に、「椰子」の、近々に補修の心配される箇所はないかというご指摘でございますけれども、現在のところ、修繕を必要とする箇所はございません。

次に、今後、修繕箇所が発生した場合には、どういう対応をするのかというご質問であったかと思いますが、中平議員ご指摘のように、今年度から900万円の指定管理者の使用料の中から、200万円を国民宿舎整備基金へ積み立てるということにしております。

そういうことで、現在のところ、今回の1,000万円の補修費は、まだ積み立てられておりませんが、どうしても必要であるということから、今回、予算化をお願いしているところであります。

なお、今後につきましては、基本的には、この国民宿舎基金を積み立てて、その基金をもとに、修繕が発生した場合には、対応していくということになろうかと思っております。

以上であります。

○議長（岡村佳忠君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、再質疑いたします。

まず、宿毛市元気のでのる総合補助金についてですが、ただいま課長の方から、宿毛市にどういった活性化につながるものがあるかというふうな質問に対して、説明をいただきました。

重なる部分もあると思うんですが、120数店の方々が、基本的に市内の方が多いかと思うんですが、出店することによって、農産物であれば、るる一般質問等にも出てきましたが、それをつくることによって、高齢者の生きがいや、それから健康づくりにもつながると思っております。

こういった店ができて、そこへ小口として出店する方々がふえれば、自然と宿毛市の活性化につながっていくのではないかというふうに、私は思っているわけです。

こういった制度をこれからも利用していただいて、今回、与力さんということなんですが、こういった若い方、特にやる気のある方々には、宿毛市としても、どんどん支援していただきたいというふうに思っております。

これに対しましては、特に答弁を求めません。

それから、市民祭宿毛まつり補助金についてですが、今、収入の部で、課長の方から説明をいただきました。その多くを寄附金とか、そういう形で、市民の方から集めておられる、そういうふうなお話を聞きました。

実行委員の方々は、大変な苦勞をして、寄附などお金を集めてられるのじゃないかなというふうに思います。また、そういった姿を、今までも、今回のまつりとは違うわけですが、私たちが目にしてきました。

しかし、そのお金は、宿毛市民、先ほども言いましたが、多くが宿毛市民が出したお金だと思っております。

そういった中で、先ほど、設営費、イベント費のご説明もありました。そして、そこへの出店もあると思います。そういった中で、ぜひ、宿毛市の市民の方々に還元できるような、そんな形をとって、祭りも楽しいし、それによって潤う方は潤っていただきたい、そういうふうを考えるわけです。

補助金を交付している宿毛市としても、ぜひそういった提案もしていただいて、やっていたらと思うんですが、さらにやっていただいて、この宿毛まつりを成功させていきたいと思っています。

特に、これも再答弁を求めません。

以上で、質疑を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案のうち「議案第1号及び議案第16号から議案第22号まで」の8議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしましたと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号及び議案第16号から議案第22号まで」の8議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第23号から議案第30号まで」の8議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

おはかりいたします。

議案等審査のため、9月22日及び9月25日は休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、9月22日及び9月25日は休会することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

9月22日から9月25日までの4日間休会し、9月26日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時51分 散会

議案付託表

平成18年第3回定例会

付託委員会	議案番号	件名
総務 常任委員会 (6件)	議案第23号 議案第24号 議案第25号 議案第26号 議案第27号 議案第28号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について 宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について 宿毛市消防団員（非常勤）の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について 指定管理者の指定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
産業建設 常任委員会 (2件)	議案第29号 議案第30号	市道路線の認定について 市道路線の認定について

平成18年
第3回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第14日（平成18年9月26日 火曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第14号まで及び議案第16号から議案第30号まで

（議案第1号及び議案第16号から議案第22号まで、討論、表決）

（議案第23号から議案第30号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

（議案第2号から議案第14号まで、特別委員会設置、付託）

第2 陳情第34号外1件

第3 委員会調査について

第4 意見書案第1号 安全・安心の医療と看護の実現のため看護師の増員を求める意見書の提出について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第14号まで及び議案第16号から議案第30号まで

日程第2 陳情第34号外1件

日程第3 委員会調査について

日程第4 意見書案第1号

----- . . . -----

3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏 君	2番 中平 富宏 君
3番 有田 都子 君	4番 浦尻 和伸 君
5番 菊地 徹 君	6番 寺田 公一 君
7番 菱田 征夫 君	8番 宮本 有二 君
9番 濱田 陸紀 君	10番 沖本 年男 君
11番 西郷 典生 君	12番 岡村 佳忠 君
13番 佐田 忠孝 君	14番 田中 徳武 君
15番 山本 幸雄 君	16番 中川 貢 君
17番 西村 六男 君	18番 岡崎 求 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 福田 延治 君

次	長	小野正二君
議事係	長	岩本昌彦君
調査係	長	乾均君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市	長	中西清二君
助	役	西野秋美君
収	入	役 中上晋助君
企	画	課 長 岡本公文君
総	務	課 長 出口君男君
市	民	課 長 松岡繁喜君
税	務	課 長 美濃部勇君
会	計	課 長 夕部政明君
保	健	介 護 課 長 西本寿彦君
環	境	課 長 小島正樹君
人	権	推 進 課 長 谷本秀世君
産	業	振 興 課 長 茨木隆君
商	工	観 光 課 長 有田修大君
建	設	課 長 豊島裕一君
福	祉	事 務 所 長 岡添吉見君
上	下	水 道 課 長 頼田達彦君
教	育	委 員 長 奥谷力郎君
教	育	長 嶋統一君
教	育	次 長 兼 西尾諭君
学	校	教 育 課 長
生	涯	学 習 課 長
兼	宿	毛 文 教 高木一成君
セ	ン	タ ー 所 長
学	校	給 食 近藤勝喜君
セ	ン	タ ー 所 長
千	寿	園 長 尾崎重幸君

午前10時05分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第14号まで及び議案第16号から議案第30号まで」の29議案を一括議題といたします。

この際、暫時休憩をいたします。

午前10時06分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより「議案第1号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第1号」は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号はこれを承認することに決しました。

これより、「議案第16号から議案第22号まで」の7議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第16号から議案第22号まで」の7議案について、一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡村佳忠君） 全員起立であります。

よって「議案第16号から議案第22号まで」の7議案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第23号から議案第30号まで」の8議案について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（中川 貢君） 総務常任委員長。

本委員会に付託されました、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号の6議案につきまして、委員会の審査の報告を行います。

まず、議案第23号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例についてであります。

改正内容は、平成19年度から、特別徴収の市県民税並びに国税の前納報償金を全廃しようとするものでございます。

続きまして、議案第24号は、宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

改正内容につきましては、健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、出産育児一時金の支給額が30万円から35万円に引き上げられることに準じまして、本市におきましても、同様に改正をしようとするものでございます。

続きまして、議案第25号は、宿毛市消防団員（非常勤）の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてであります。

改正内容につきましては、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、条項の整理を行うものでございまして、条例の内容の変更は伴いません。

続きまして、議案第26号は、指定管理者の指定についてであります。

宿毛市の公の施設のうち、土佐くろしお鉄道宿毛線平田駅駅舎の管理運営を指定管理者に行

わせることにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものです。

なお、指定管理者に指定されましたのは、土佐くろしお鉄道株式会社でございます。

続きまして、議案第27号及び議案第28号は、辺地にかかる公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

沖の島、鶴来島で、いずれも簡易水道建設改良事業を実施するに当たりまして、辺地対策事業債の申請を行うため、計画を策定する必要があり、議会の議決を求めようとするものでございます。

これらの議案の審査に当たりましては、執行部より詳細に説明を求めながら、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました6議案について、報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（濱田陸紀君） 産業建設常任委員長。

本委員会に付託されました議案は、議案第29号及び議案第30号の2議案でございます。

議案第29号、議案第30号、市道路線の認定について。

本件2議案は、市道路線の認定について、道路法第8条2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

現地調査や担当課の説明を受け、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決するものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案についての報告を申し上げます。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入りま

す。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第23号から議案第30号まで」の8議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第23号から議案第30号まで」の8議案について、一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡村佳忠君） 全員起立であります。

よって「議案第23号から議案第30号まで」の8議案については、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

「議案第2号から議案第14号まで」の13議案については、すべて決算認定にかかる議案でありますので、この際、8人の委員をもって構成する「決算特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、閉会中の継続審査とすることにいたしましたと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本案については、8人の委員をもって構成する「決算特別委員会」を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

おはかりいたします。

ただいま設置されました「決算特別委員会」

の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、浅木 敏君、中平富宏君、有田都子君、寺田公一君、宮本有二君、西郷典生君、山本幸雄君、中川 貢君、以上8人を指名いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人の諸君を「決算特別委員会」の委員に選任することに決しました。

続いて、「決算特別委員会」の委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

この際、暫時休憩をいたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時01分 再開

○議長(岡村佳忠君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に「決算特別委員会」の委員長及び副委員長が選任されましたので、この際、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長(福田延治君) 事務局長。

「決算特別委員会」の委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長、寺田公一君。副委員長、中平富宏君。

以上でございます。

○議長(岡村佳忠君) 日程第2「陳情第34号外1件」の2件を一括議題といたします。

これより、「陳情第34号及び陳情第45号」の2件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長(西郷典生君) 教育民生常任委員長。

本委員会に付託されました陳情第45号「安

全・安心の医療と看護の実現のため看護師の増員を求める意見書の提出について」をご報告いたします。

本件は、第2回定例会からの継続審査となっている案件であり、本委員会としては、現地視察も交えて慎重に審査をいたしました。

審査の過程では、本年4月の診療報酬の改定により、配置基準に一定の改善が見られること、看護師の待遇改善は健康保険財政を圧迫し、最終的には、国民負担にはね返る可能性があること、また、これ以上、配置基準を見直しても、看護師の人手不足が問題になっている現状から、実効性に疑問があることなど、幾つかの問題点も指摘されましたが、看護師を取り巻く職場環境が大変厳しいものであり、充実した看護の実現のためには、何らかの改善策が必要であるとの認識では、委員全員が一致するものであります。

しかしながら、陳情内容に示された日勤で4人に1人、夜勤で10人に1人などという具体的な数値が妥当なものかどうかについては、関係者が慎重に検討すべき問題であり、本委員会で適切な判断を下すことは困難であります。

よって、本委員会としては、本件をそのままの内容で採択することではなく、その趣旨については尊重すべきであると判断し、全会一致をもって趣旨採択とすることに決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情第45号についての報告を終わります。

○議長(岡村佳忠君) 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(濱田陸紀君) 産業建設常任委員長。

陳情審査の結果を申し上げます。

本委員会に付託されました陳情第34号「排水ポンプ機を取替えについて」、本件は、平成17年第2回定例会から継続審査となっておりますが、陳情者から、本件を取り下げたい旨

の報告がありました。

本委員会といたしましては、全会一致をもって承認することに決しましたので、ご報告を申し上げます。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、「陳情第34号及び陳情第45号」の2件について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「陳情第34号及び陳情第45号」の2件については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおりであります。

本件は、審査報告書のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

日程第3「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調

査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することになりました。

日程第4、「意見書案第1号」を議題といたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「意見書案第1号」は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) ご異議なしと認めます。

よって、「意見書案第1号」は、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま、意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は、すべて議了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

○市長(中西清二君) 閉会のごあいさつを申し上げます。

去る9月13日に開会いたしました今期定例会は、本日までの14日間、議員の皆様方におかれましては、連日ご熱心にご審議をいただき、ご提案申上げました30議案のうち、決算認定議案の13議案を除きまして、いずれも原案のとおりご決定をいただきました。まことにありがとうございます。

今議会を通じましてお寄せいただきました数々の貴重なご意見やご提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、どうか健康にご留意いただき、より一層のご活躍をご祈念申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

○議長(岡村佳忠君) 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成18年第3回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午後 0時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡村佳忠

宿毛市議会副議長 菱田征夫

議員 寺田公一

議員 宮本有二

平成18年9月21日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

総務常任委員長 中川 貢

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第23号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第24号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第25号	宿毛市消防団員（非常勤）の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第26号	指定管理者の指定について	原案可決	適当
議案第27号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当
議案第28号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当

平成18年9月21日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

産業建設常任委員長 濱田陸紀

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第29号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第30号	市道路線の認定について	原案可決	適当

平成18年9月21日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

教育民生常任委員長 西郷典生

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
第45号	安全・安心の医療と看護の実現のため看護師の増員を求める意見書の提出について	趣旨採択	趣旨妥当

平成18年9月21日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

産業建設常任委員長 濱田陸紀

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
第34号	排水ポンプ機取替えについて	取り下げ	

平成18年9月21日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

総務常任委員長 中川 貢

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について
(2) 行政機構の状況について
(3) 財政の運営状況について
(4) 公有財産の管理状況について
(5) 市税等の徴収体制について
(6) 地域防災計画について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成18年9月21日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

教育民生常任委員長 西郷典生

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 教育問題について
 (2) 環境、保健衛生の整備状況について
 (3) 下水道事業の運営管理状況について
 (4) 老人対策の状況について
 (5) 保育施設の管理状況について
 (6) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成18年9月21日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

産業建設常任委員長 濱田陸紀

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 農林水産業の振興対策状況について
 (2) 商工業の活性化対策状況について
 (3) 観光産業の振興対策状況について
 (4) 市道の管理状況について
 (5) 市営住宅の管理状況について
 (6) 都市計画事業の推進状況について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成18年9月26日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

議会運営委員長 宮本有二

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
(3) 議長の諮問に関する事項
(4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

安全・安心の医療と看護の実現のため看護師の増員を求める意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成18年9月26日

提出者	宿毛市議会議員	西郷典生
賛成者	宿毛市議会議員	中平富宏
〃	〃	浅木 敏
〃	〃	有田都子
〃	〃	菱田征夫
〃	〃	山本幸雄

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

説明 口頭

安全・安心の医療と看護の実現のため看護師の増員を求める意見書

医療事故をなくし、安全・安心でゆきとどいた医療・看護を実現するためには、医療従事者がゆとりと誇りを持って働き続けられる職場づくりが不可欠である。

しかしながら、医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、看護師の不足が深刻化している。

多くの看護師は、仕事に追い回されて、疲れ果て、「十分な看護が提供できていない」、「仕事を辞めたい」と考えている。

本年4月の診療報酬の改定により、患者7人に対して看護師1人の看護体制が新たに診療報酬の対象となったが、充実した看護の実現には更なる改善と夜勤日数の上限規制などの法整備が必要である。

よって現場での増員を保障する看護師の確保対策・予算の拡充や診療報酬の改善を行うよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月26日

高知県宿毛市議会議長 岡村佳忠

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

一 般 質 問 通 告 表

平成18年第3回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	2番 中平富宏君	<p>1 西地区道路冠水について（市長、担当課長）</p> <p>(1) 与市明川河川改修について</p> <p>(2) 与市明川河口処理について</p> <p>(3) 遊水池浚渫について</p> <p>2 バイオマスタウン構想について（市長、担当課長）</p> <p>(1) 食品廃棄物（生ごみ）の有機堆肥化について</p>
2	1番 浅木 敏君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>(1) 障害者自立支援制度について</p> <p>(2) 福祉用具の貸与について</p> <p>(3) 市職員の安全対策について</p> <p>2 教育行政について（市長、教育長）</p> <p>(1) 教育基本法について</p> <p>(2) 児童生徒の安全対策について</p>
3	10番 沖本年男君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>(1) スワンテレビの経営について</p> <p>(2) 母島郵便局の集配業務の廃止について</p> <p>(3) 市道等の補修における材料の提供について</p> <p>(4) 支所・連絡所の統廃合について</p> <p>2 教育行政について（教育長）</p> <p>(1) 土佐の教育改革と宿毛市の教育について</p>
4	17番 西村六男君	<p>1 国土調査について（市長）</p> <p>2 高レベル放射性廃棄物最終処分の施設場所調査について (市長)</p>
5	3番 有田都子君	<p>1 宿毛市選定生物のレプリカ（模型）等の展示について (市長)</p> <p>2 宿毛市内の街灯整備について（市長、教育長）</p> <p>3 宿毛市史、遍路道等の市民講座について（市長、教育長）</p> <p>4 図書館、歴史館の無休化について（市長、教育長）</p> <p>5 子ども議会（小学生の部）及び女性との懇談会について (市長、教育長)</p> <p>6 校内における児童生徒への声かけの徹底について（教育長）</p>

6	16番 中川 貢君	1 スポーツ施設の練習貸し出し拒否について（市長、教育長）
7	6番 寺田公一君	1 福祉行政について（市長） (1) 障害者自立支援法への対応について 2 教育行政について（教育長） (1) 小・中一貫教育について (2) 小学校での放課後保育について
8	5番 菊地 徹君	1 市民サービスについて（市長） (1) 耳マークの設置について (2) 手話対応について (3) 庁舎出入口の段差解消について 2 観光行政について（市長） (1) 咸陽島公園等の整備について (2) インターネットライブカメラの設置について 3 教育行政について（教育長） (1) 少年の非行防止対策について (2) 子どもたちの安全確保について

平成18年第3回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき承認を求めることについて	9月26日	承 認
第 2 号	平成17年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	9月26日	継続審査
第 3 号	平成17年度宿毛市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月26日	継続審査
第 4 号	平成17年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月26日	継続審査
第 5 号	平成17年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月26日	継続審査
第 6 号	平成17年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月26日	継続審査
第 7 号	平成17年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	9月26日	継続審査
第 8 号	平成17年度宿毛市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	9月26日	継続審査
第 9 号	平成17年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月26日	継続審査
第10号	平成17年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月26日	継続審査
第11号	平成17年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月26日	継続審査
第12号	平成17年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	9月26日	継続審査
第13号	平成17年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月26日	継続審査
第14号	平成17年度宿毛市水道事業会計決算認定について	9月26日	継続審査
第15号	平成18年度宿毛市一般会計補正予算について	9月13日	原案可決
第16号	平成18年度宿毛市一般会計補正予算について	9月26日	原案可決
第17号	平成18年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算について	9月26日	原案可決

第18号	平成18年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	9月26日	原案可決
第19号	平成18年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	9月26日	原案可決
第20号	平成18年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	9月26日	原案可決
第21号	平成18年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	9月26日	原案可決
第22号	平成18年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	9月26日	原案可決
第23号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	9月26日	原案可決
第24号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	9月26日	原案可決
第25号	宿毛市消防団員（非常勤）の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について	9月26日	原案可決
第26号	指定管理者の指定について	9月26日	原案可決
第27号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月26日	原案可決
第28号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月26日	原案可決
第29号	市道路線の認定について	9月26日	原案可決
第30号	市道路線の認定について	9月26日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第34号	排水ポンプ機取替えについて	9月26日	取り下げ
第45号	安全・安心の医療と看護の実現のため看護師の増員を求める意見書の提出について	9月26日	趣旨採択